

第 2 部 災害応急

・ 復旧 ・ 復興計画

序章 災害応急・復旧・復興計画とは

第1節 位置づけ

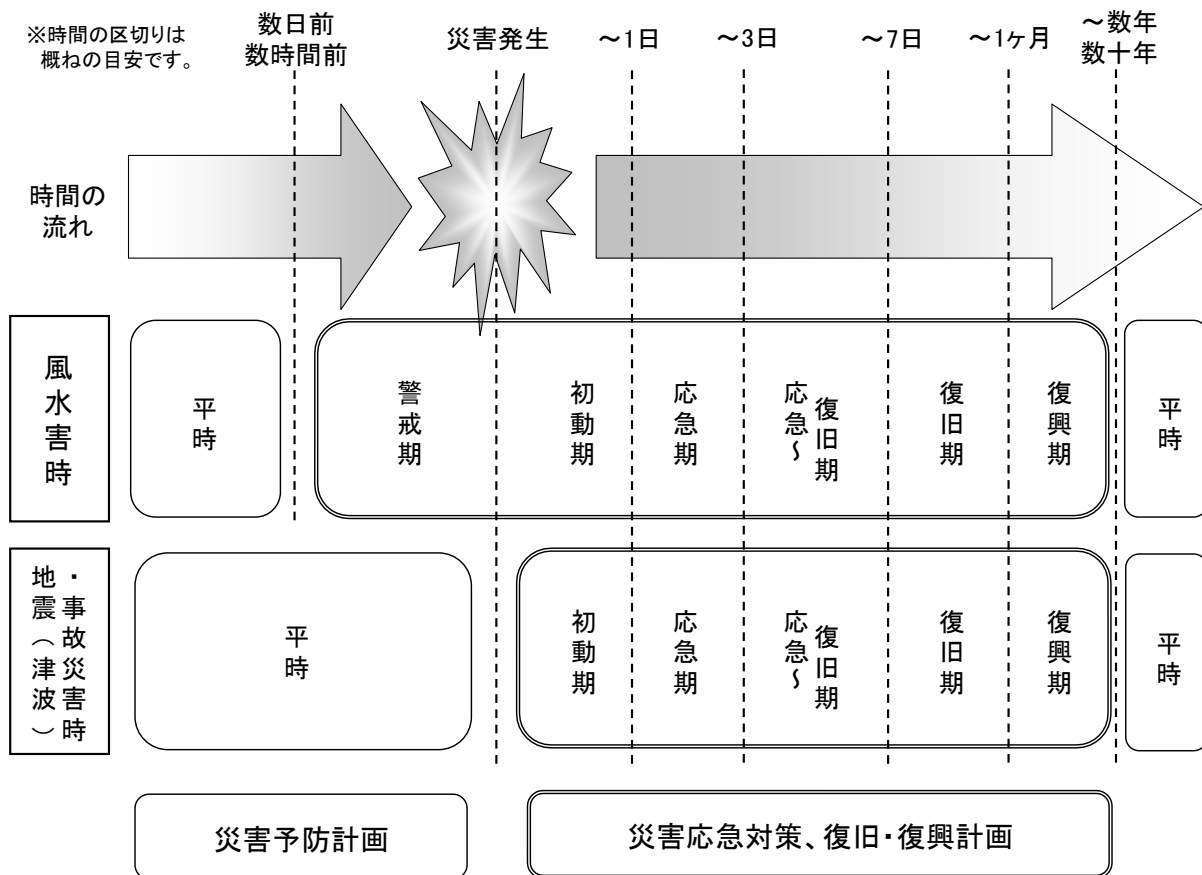
「災害応急・復旧・復興計画」とは、災害発生のおそれのある警戒期から災害発生初動期、応急期、復旧期、復興期までの一連の事態に対して、どのような対策をとるべきかを示したものである。

この「災害応急・復旧・復興計画」の実施時期は、平時とは異なり、災害により発生する非日常的な対応が求められる。そのことから、過去の災害から得られた教訓などを参考に、災害時を想定して、誰が、いつ、どのようなことをすべきかを記載する。

ただし、災害の規模や状況によっては、想定を超える事態が起こりえることがある。そのため、本計画を基本としながらも、常に臨機応変な対応を心がける必要がある。

また、この応急対応を迅速に行うためには、平時からの取り組みが必要である。その取り組みについては、「第3部 災害予防計画」に示す。

<災害対策の流れ>



第2節 構成

「災害応急・復旧・復興計画」は、災害時の対応を時系列に即して記載している。

<災害応急・復旧・復興計画の構成 その1>

章	節	項	開始目安	事務局	社会 基盤部	住民 環境部	教育避難 支援部	消防 活動部
第1章 災害対策の コーディネー ト	第1節 災害対策のための 組織を立ち上げる	1.町の災害時活動組織を把握しておく	—	○	○	○	○	○
		2.連絡員待機体制を取る	1日以内	○				
		3.災害警戒本部を設置・運営する	1日以内	○	○	○	○	○
		4.災害対策本部を設置・運営する	1日以内	○	○	○	○	○
	第2節 災害情報等を収 集・伝達する	1.情報収集伝達体制を確立する	1日以内	○	○	○	○	○
		2.気象に関する情報を収集する	1日以内	○	○	○	○	○
		3.水防に関する情報を収集する	1日以内	○	○	○	○	○
		4.地震・津波に関する情報を収集する	1日以内	○	○	○	○	○
		5.被害情報を収集・整理する	1日以内	○	○	○	○	○
		6.災害・被害情報を伝達・報告する	1日以内	○				
	第3節 応援の要請・受 入れを行う	1.災害救助法の適用を申請する	1日以内	○				
		2.自衛隊に災害派遣を要請する	1日以内	○				
		3.防災関連機関に応援を要請する	1日以内	○				
		4.災害ボランティアとの連携を図る	1日以内	○				
	第4節 広報・広聴活動を行 う	1.広報資料を収集する	1日以内	○				
		2.報道機関に対して広報を行う	1日以内	○				
3.住民に対して広報を行う		1日以内	○					
4.住民からの広聴を行う		1日以内	○					
第2章 いのちを守 る	第1節 警戒・予防措置 活動を行う	1.風水害時の警戒・予防措置活動を行う	1日以内	○	○	○	○	○
		2.津波時の警戒・予防措置活動を行う	1日以内	○	○	○	○	○
	第2節 避難対策を行う	1.避難情報(準備指示等)を発令する	1日以内	○	○	○	○	○
		2.警戒区域を設定する	1日以内	○				
		3.避難支援を実施する	1日以内	○			○	
		4.避難所を開設・運営する	1日以内	○			○	
		5.避難所外避難者を支援する	1日以内	○			○	
		6.帰宅困難者を支援する	1日以内	○				
		7.必要に応じ広域一時滞在を行う	1日以内	○				
		8.愛玩動物の収容を支援する	1日以内	○				
	第3節 人命救出・応急 救護・捜索活動・火葬等 を行う	1.人命救出活動を行う	1日以内	○				○
		2.応急救護活動を行う	1日以内			○		
		3.捜索活動を行う	1日以内	○				○
		4.遺体の火葬等を行う	1日以内			○		
	第4節 特別な配慮が必要 な人への支援を行う	1.支援体制を確立する	1日以内			○		
		2.支援を行う	1日以内			○		
	第5節 交通規制・緊急 輸送を行う	1.交通規制を行う	1日以内		○			
		2.緊急輸送を行う	1日以内		○			
	第6節 食料・生活物資・ 飲料水等の供給を行う	1.食料を供給する	1日以内			○		
		2.生活物資を供給する	1日以内			○		
		3.飲料水を供給する	1日以内		○			
	第7節 公共インフラ等被 害の応急処置を行う	1.公共施設の応急復旧を行う	1日以内		○			
		2.ライフラインの応急復旧を行う	1日以内		○			
		3.二次災害を防止する	1日以内		○			
		4.農林水産関係の応急処置を行う	1日以内			○		
	第8節 建物、宅地等の 応急危険度判定を行う	1.被災建築物の応急危険度判定を行う	1日以内		○			
		2.被災宅地の危険度判定を行う	1日以内		○			
	第9節 廃棄物処理を行 う	1.障害物を除去する	1日以内		○			
		2.ごみを処理する	1日以内			○		
		3.ガレキを処理する	1日以内			○		
4.し尿を処理する		1日以内			○			
第10節 保健衛生対策を行 う	1.健康対策を行う	3日以内			○			
	2.精神医療を行う	1週間以内			○			
	3.食品衛生対策を行う	3日以内			○			
	4.感染症対策を行う	3日以内			○			

<災害応急・復旧・復興計画の構成 その2>

章	節	項	開始目安	事務局	社会 基盤部	住民 環境部	教育避難 支援部	消防 活動部
第3章 生活再建に 向けて	第1節 生活再建の総合 相談窓口を設置する	1.総合相談窓口を設置する	3日以内	○				
		2.関係機関と連携し対応を行う	3日以内	○				
	第2節 被害認定調査、り 災証明を発行する	1.被害認定調査を行う	3日以内	○				
		2.り災に関する証明書を発行する	1ヶ月以内	○				
	第3節 生活再建支援を 行う	1.各種支援金の準備を行う	1日以内	○				
		2.救援物資の受け入れ、配分を行う	1日以内	○				
		3.各種支援金を給付する	1ヶ月以内	○		○		
		4.貸付・融資その他資金等による支援を行う	1ヶ月以内	○		○		
		5.税の減免等を行う	1ヶ月以内	○				
	第4節 仮設住宅を建設・ 供給する	1.応急住宅を提供する	1週間以内	○	○	○		
		2.住宅の応急修理を行う	1ヶ月以内	○	○			
	第5節 教育を再開させる	1.教育施設等の応急復旧を行う	1日以内				○	
		2.応急教育を行う	1週間以内				○	
		3.心の健康管理を行う	1週間以内				○	
第6節 災害復旧事業を 行う	1.公共施設等の復旧を行う	1ヶ月以内	○	○	○	○	○	
	2.激甚災害からの復旧を行う	1ヶ月以内	○	○	○	○	○	
第4章 復興に向け て	第1節 復興本部を設置 する	1.復興本部を設置する	1ヶ月以降	○	○	○	○	○
		2.復興本部を組織・運営する	1ヶ月以降	○	○	○	○	○
	第2節 復興計画を策定 する	1.復興計画を策定する	1ヶ月以降	○	○	○	○	○
		2.分野別緊急復興計画を策定する	1ヶ月以降	○	○	○	○	○
		3.大規模災害からの復興に関する法 律に基づく復興計画を策定する	1ヶ月以降	○	○	○	○	○

第1章 災害対策のコーディネート

第1節 災害対策のための組織を立ち上げる

本節の構成

本節は、災害が発生した時、又は発生するおそれのある時に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施できる災害活動組織を設置、運営、廃止するために必要な事項を定める。

＜災害対策のための組織を立ち上げる＞

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 町の災害活動組織を把握しておく	1-1. 災害活動組織の概要	全部局	－
	1-2. 組織運用の基本方針	全部局	－
	1-3. 事務分掌	全部局	－
	1-4. 代替者	全部局	－
2. 連絡員待機体制を取る	2-1. 連絡員待機を行う	危機管理 G	1日以内
	2-2. 連絡員待機体制を廃止、又は災害警戒本部体制へ移行する	危機管理 G	－
3. 災害警戒本部を設置・運営する	3-1. 災害警戒本部を設置する	全部局	1日以内
	3-2. 災害警戒本部を運営する	全部局	－
	3-3. 災害警戒本部を廃止、又は災害対策本部体制へ移行する	全部局	－
4. 災害対策本部を設置・運営する	4-1. 災害対策本部を設置する	全部局	1日以内
	4-2. 災害対策本部を運営する	全部局	－
	4-3. 災害対策本部を廃止する	全部局	－

1. 町の災害時活動組織を把握しておく

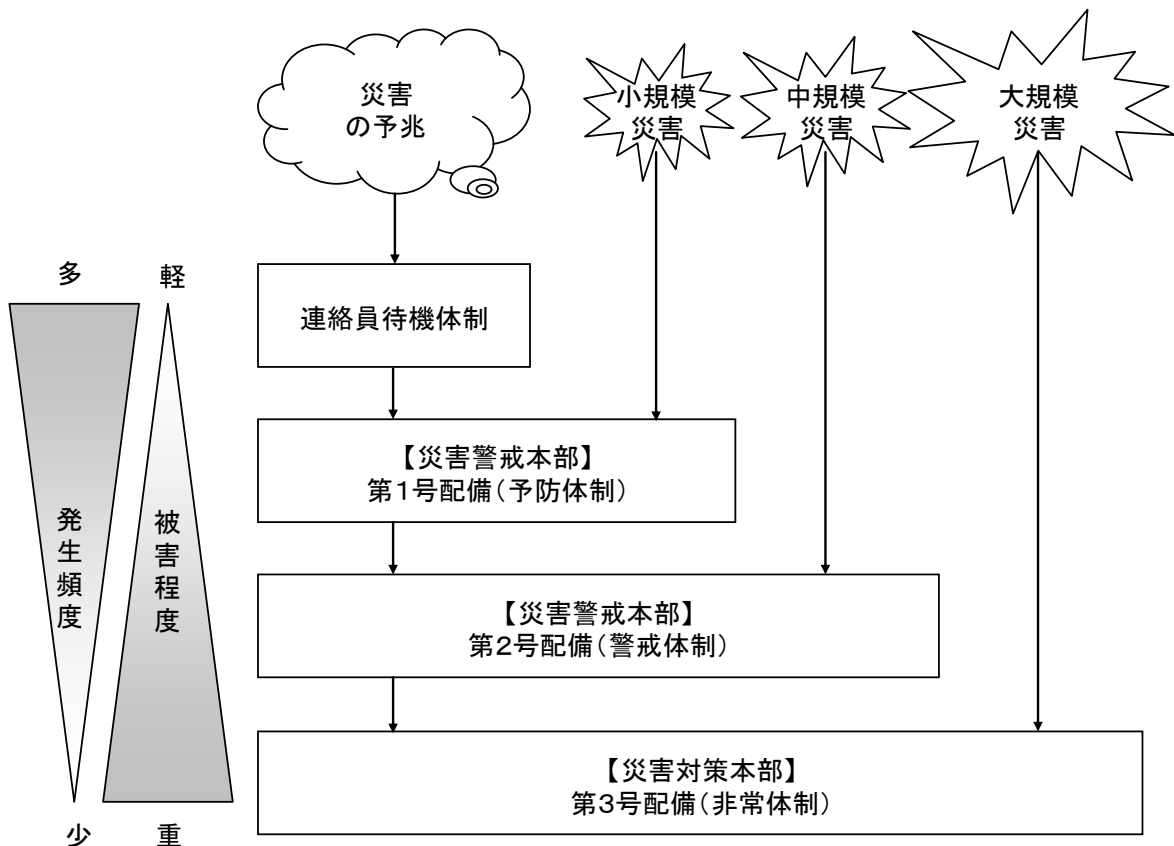
1-1. 災害時活動組織の概要

町は、災害の予兆を感じた段階から災害の大規模化に対応するため、以下に示す本部区分、配備体制をもって、段階的に組織を設置する。

<設置する組織の概要>

本部区分	配備体制	体制概要
—	連絡員待機体制	平時の防災対応部局である危機管理担当部局が中心となり、台風や前線等の災害誘因に関する情報収集を実施する体制。
災害警戒本部	予防体制 (第1号配備)	事務局、各部から所定の人員を動員し、小規模の被害に対して、柔軟に災害応急対応が遂行できる体制。
	警戒体制 (第2号配備)	予防体制(第1号配備)を強化し、中規模の被害に対して、各部が持つ特有の機能を発揮して、災害応急対応が遂行できる体制。
災害対策本部	非常体制 (第3号配備)	警戒体制(第2号配備)を強化し、職員の全員をもって長期間にわたる災害応急対応が遂行できる体制。

<設置する組織の流れ>



1-2. 組織運用の基本方針

(1) 基本方針

組織運用の基本方針を以下に示す。

- 災害時には、被災等により参集できない職員が発生することを考慮すると、平時組織を単位に災害対応を行うことは困難になることが想定される。そのため、災害時には、平時組織を大きく6つの部局にわけた組織として対応する。
 - 指令部は、災害対応の意思決定を行う。
 - 事務局は、指令部の意思決定に必要な情報収集・整理や各種資源の管理を行う。
 - 社会基盤部、住民福祉部、教育避難支援部、消防活動部は、それぞれの平時組織が持つノウハウ等を活用し、災害応急対策を行う。
- 災害の規模に応じて、指令部は各部局の職員を動員するが、状況に応じて所属部局にとらわれず人員を配備し、業務量の均衡を図ることで活動資源の有効活用を図る。
- 各部局は、所属職員を概ね6～8班程度にわけて指定し、状況に応じて動員が行える体制を築いておく。これにより、災害が長期化した場合でも、継続して公務を遂行するためのローテーション体制を確立する。
- ローテーション体制を維持するため、各部局の責任者は自らが担当した時間帯の活動実績、対応が必要な事項とその進捗状況、現在の活動資源等を整理した引継文書（活動報告書）を作成する。
- 指令部（町長、副町長、危機管理監、教育長、部長）は、状況に応じて適宜権限を委譲し、休息をとる。

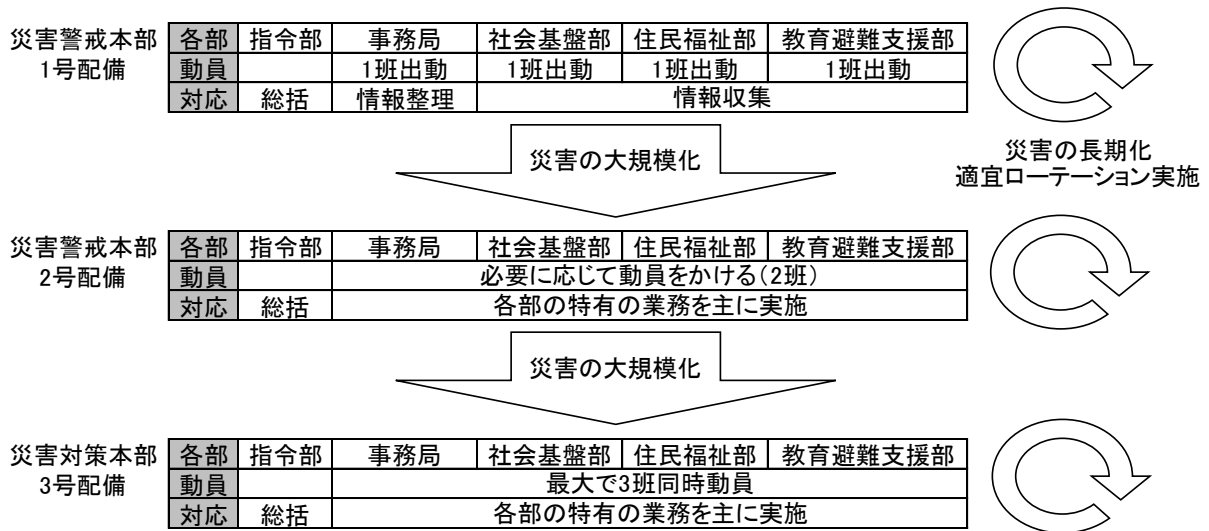
< 平時組織と災害時役割 >

災害時役割	平時組織	
指令部	町長、危機管理監、副町長、教育長、部長	
事務局	危機管理課	防災安全係
	企画課	政策調整係、秘書広報係、情報係
	総務課	人事係、総務係、財政係、契約管財係
	会計室	会計係
	議会事務局	議事係
	税務課	住民税係、資産税係
	債権管理課	公債権係、私債権係
社会基盤部	都市計画課	計画調整係、建築土地利用係
	土木課	土木整備係、土木管理係
	上下水道課	経営係、水道係、下水道係
	産業環境課	産業経済係、環境係
住民福祉部	健康福祉課	障害福祉係、地域福祉係、健康係
	保険課	国保年金医療係、介護保険係、地域包括ケア係
	子ども課	そだち支援係、幼児保育係、家庭支援係
教育避難支援部	教育総務課	学事係
	地域学校教育課	学校教育係、地域教育係
	協働推進課	住民協働係、生涯学習係
	住民課	戸籍係、住民記録係
消防活動部	消防団	

(2) ローテーション体制の概要

- ① 事務局・各部署は、平時から予め職員を6～8班程度に分けて、指定しておく。
- ② 頻度の多い小規模風水害の対応は、災害警戒本部予防体制（第1号配備）とし、事務局・各部署で指名した1班が出動し、対応を行う。
- ③ 小規模風水害から被害が大規模化・長期化した場合、必要に応じて警戒体制（第2号配備）に切り替え、指令部は対応が必要な部門の班数を増減させる動員を行う。
- ④ 消防活動部は、消防団長の指揮により動員を行う。

<体制と動員イメージ（6班の場合）>



<動員とローテーション（12時間勤務・6班の場合）>

小 災害の規模 大

対応時間	災害の規模		
	1班動員 3日間で1回転	2班同時動員 1.5日で1回転	3班同時動員 1日で1回転
1日	前半	1班	1+2班
	後半	2班	3+4班
2日	前半	3班	5+6班
	後半	4班	1+2班
3日	前半	5班	3+4班
	後半	6班	5+6班
4日	前半	1班	
	後半	2班	
5日	前半	3班	
	後半	4班	
6日	前半	5班	
	後半	6班	

短 災害の期間 長

(3) 職員参集の考え方

職員の参集及び動員配備に当たっての考え方は次のとおりとする。

地震	震度 4 以上が観測された場合又は津波注意報以上が発表された場合は、参集の指示がなくとも全職員が参集し、初動対応（被害状況の把握等）を行う。 その後、被害の様相や災害警戒（対策）本部の設置基準等を踏まえ災害警戒（対策）本部を設置し、配備体制を決定する。
風水害	気象情報等今後の予測や災害の様相をもとに、災害対策（警戒）本部の設置基準等を踏まえ災害警戒（対策）本部を設置し、配備体制を決定する。

(4) 職員の安全確保

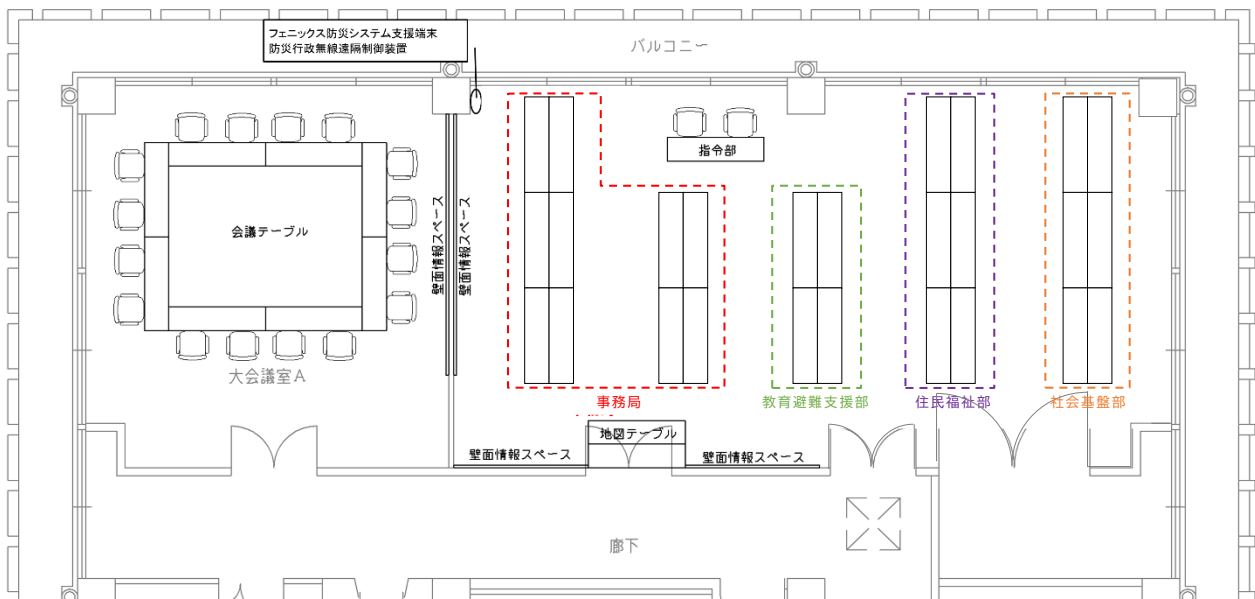
職員の動員配備を命令する指令部は、災害対応にあたる職員の安全確保に努める。また、災害対応が長期にわたる場合、継続的かつ円滑な業務遂行のために、職員の心のケア等の健康管理を行い、全職員が適切・公平に休暇が取れるように各部局に指示を行う。

なお、消防団員にあっては、必要に応じ消防庁の緊急時メンタルサポートチームのカウンセリング等を受けられるため、必要に応じ加古川市消防本部に派遣を要請する。

(5) 災害警戒及び対策本部の設置場所

災害警戒及び対策本部は、3階会議室に設置する。また、状況に応じ 101 会議室も活用する。

< 3階会議室のレイアウト例 >



1-3. 事務分掌

災害警戒及び対策本部の事務分掌は、以下のとおりである。

<事務分掌（事務局 その1）>

区分	初動	応急	復旧	事務分掌
全般	●	●	●	事務局内の連絡調整に関すること
	●	●		所管施設の被害状況の情報収集及び報告、応急処置に関すること
災害対策本部に関すること	●	●	●	連絡本部、災害警戒（対策）本部の設置、閉鎖に関すること
	●	●	●	職員の配備基準の決定に関すること
	●	●	●	本部会議の開催・運営等に関すること
	●	●	●	本部会議決定事項の指示・連絡調整に関すること
	●	●	●	災害対策用車両の配置、借入調整等に関すること
	●	●		災害対策要員の人員把握に関すること
		●		災害予算の編成、執行計画等の策定に関すること
警戒・予防活動に関すること		●		災害経費の出納、決算等に関すること
	●			風水害時の警戒・予防活動に関すること
情報収集・伝達・記録に関すること	●			津波時の警戒・予防活動に関すること
	●	●		通信連絡手段の確保（代替含む）に関すること
	●	●		エリアメールの活用に関すること
	●	●		防災安心ネットはりまに関すること
	●	●		防災行政無線、町ホームページの管理運営に関すること
	●	●		情報の整理・分析及び報告に関すること
	●	●		被害状況等の取りまとめに関すること
	●	●		安否情報の収集に関すること
	●	●	●	国、県等防災関係機関との連絡、報告、調整等に関すること
	●	●	●	消防団との連絡調整に関すること
	●	●	●	民間団体、住民の協力についての連絡調整に関すること
	●	●		地震・津波情報、気象予報・警報、河川情報等の収集に関すること
	●	●		避難指示等の伝達に関すること
	●	●		職員への防災情報の周知に関すること
	●	●	●	災害応急対応の取りまとめに関すること
●	●	●	災害（水防）記録の作成、保存に関すること	

<事務分掌（事務局 その2）>

区分	初動	応急	復旧	事務分掌
応援の要請受入 に関する事 こと	●	●	●	災害救助法適用申請に関する事 こと
	●	●		自衛隊派遣要請の要求に関する事 こと
	●	●		兵庫県消防防災航空隊への支援要請に関する事 こと
	●	●	●	隣接市町等との相互応援に関する事 こと
広報・問合せ 窓口に関する こと	●	●	●	報道機関との連絡調整等に関する事 こと
	●	●	●	広報資料の整理、記録等に関する事 こと
	●	●	●	生活相談窓口に関する事 こと
避難対策に 関すること	●	●	●	避難指示等の判断、発令、解除に関する事 こと
	●	●	●	警戒区域の設定、解除に関する事 こと
	●	●		帰宅困難者対策に関する事 こと
被害認定調査、 罹災証明に 関すること		●	●	家屋被害調査に関する事 こと
			●	罹災証明の発行に関する事 こと
生活再建支援に 関すること			●	被災者の納税猶予、納期延長等に関する事 こと
			●	災害見舞金、義援金の収入、保管等に関する事 こと
			●	被災者生活再建支援金に関する事 こと
			●	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に 関すること
			●	一時転居者支援に関する事 こと
			●	住宅災害復興融資利子補給に関する事 こと
			●	高齢者住宅再建支援に関する事 こと
			●	被災者生活復興資金貸付制度に関する事 こと
復興に関する こと			●	災害復興計画に関する事 こと
			●	災害対応の検証に関する事 こと

<事務分掌（社会基盤部）>

区分	初動	応急	復旧	事務分掌
全般	●	●	●	社会基盤部内の連絡調整に関すること
	●	●	●	所管施設の被害状況の情報収集及び報告、応急処置に関すること
警戒・予防活動に関すること	●			風水害時の警戒・予防活動に関すること
	●			津波時の警戒・予防活動に関すること
応援の要請受入に関すること	●	●	●	「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく他市町への応援・支援要請に関すること
給水対策に関すること	●	●		給水対策に関すること（・断水エリアの特定、・応急給水計画の作成、実施、・飲料水の確保及び供給、・水質検査及び安全宣言）
廃棄物処理に関すること	●	●	●	下水道施設等を活用したし尿処理協力に関すること
	●	●	●	災害時の清掃（ごみ、ガレキ、し尿）に関すること
	●	●	●	仮設トイレの確保、輸送に関すること
	●	●	●	ごみの緊急収集に関すること
障害物の除去・物資等の輸送に関すること	●	●	●	仮設道路の建設、障害物除去及び交通規制等応急交通対策に関すること
	●	●		臨時ヘリポートの開設に関すること
	●	●		災害対策要員、物資等の輸送に関すること
	●	●		資機材の配分、輸送に関すること
公共インフラ等被害の応急処置に関すること	●	●	●	道路、橋梁その他土木施設の防災、復旧に関すること
	●	●	●	津波・高潮に対する防災、復旧に関すること
	●	●	●	下水道施設の防災、復旧に関すること
	●	●	●	水道施設の防災、復旧に関すること
	●	●	●	現地における技術指導に関すること
	●	●	●	ため池、用排水路等の防災、復旧に関すること
	●	●	●	農作物の応急措置の指導に関すること
建物、宅地等の応急危険度判定に関すること	●	●		被災建築物応急危険度判定に関すること
	●	●		被災宅地応急危険度判定に関すること
仮設住宅等に関すること			●	応急仮設住宅の建設に関すること
			●	住宅の応急修理に関すること
災害復旧事業に関すること			●	公共土木施設等の災害調査及び査定の実施に関すること

<事務分掌（住民福祉部）>

区分	初動	応急	復旧	事務分掌
全般	●	●	●	住民福祉部内の連絡調整に関すること
	●	●		所管施設の被害状況の情報収集及び報告、応急処置に関すること
警戒・予防活動に関すること	●			風水害時の警戒・予防活動に関すること
	●			津波時の警戒・予防活動に関すること
応援の要請受入に関すること	●	●	●	ボランティアの受入れに関すること
要配慮者への支援に関すること	●	●	●	要配慮者の避難支援に関すること
応急救護・保健衛生対策に関すること	●	●	●	救護所の開閉に関すること
	●	●	●	医療、助産活動等について、医療機関との連絡調整に関すること
	●	●	●	死体の収容、火葬等に関すること
		●	●	災害に伴う感染症予防等対策に関すること
		●	●	感染症対策機器、薬剤の調達、配分に関すること
		●	●	精神医療(こころのケア)に関すること
被災者の生活対策に関すること	●	●	●	避難者及び災害応急対策要員用食糧の調達に関すること
	●	●	●	救援物資の受入、配分等に関すること
		●	●	愛玩動物の収容に関すること
		●	●	炊き出しの実施、配分等に関すること
生活再建支援に関すること		●	●	被災者生活再建支援法の貸付に関すること
			●	被災者の保険料免除等に関すること
			●	災害弔慰金等の支給に関すること
仮設住宅等に関すること			●	応急仮設住宅入居者の決定に関すること
災害復旧事業に関すること			●	福祉施設の防災、復旧に関すること

<事務分掌（教育避難支援部）>

区分	初動	応急	復旧	事務分掌
全般	●	●	●	教育避難支援部内の連絡調整に関すること
	●	●		所管施設の被害状況の情報収集及び報告、応急処置に関すること
警戒・予防活動に関すること	●			風水害時の警戒・予防活動に関すること
	●			津波時の警戒・予防活動に関すること
避難対策に関すること	●	●		園児・児童生徒の避難救助に関すること
	●	●	●	避難所の開閉と運営等に関すること
	●	●	●	避難者の収容状況に関する情報集約、報告に関すること
	●	●	●	中央公民館、コミセンの一時避難所の開閉について、指定管理者との調整に関すること
被災者の生活対策に関すること		●	●	炊き出しの応援に関すること
教育の再開に関すること		●	●	園児・児童生徒・教職員のこころのケアに関すること
		●	●	社会教育施設、文化財等の防災、復旧に関すること
		●	●	応急教育施設、教育の確保等に関すること
		●	●	被災生徒等の学用品等の給付に関すること
		●	●	学校施設の防災、復旧に関すること

<事務分掌（消防活動部）>

区分	初動	応急	復旧	事務分掌
全般	●	●		消防団の出動等命令、連絡調整及び出動等報告に関すること
	●	●		所管施設の被害状況の情報収集及び報告、応急処置に関すること
警戒・予防活動に関すること	●			風水害時の警戒・予防活動に関すること
	●			津波時の警戒・予防活動に関すること
情報収集・伝達・記録に関すること	●	●		被害状況等の収集及び報告に関すること
避難対策に関すること	●	●		避難誘導に関すること
人命救出・消防・捜索活動に関すること	●	●		被災者の捜索、救出、保護等に関すること
	●	●		消防（水防）活動に関すること

1-4. 代替者の設定

応急対応時の代替者は、以下のとおりである。上位者が不在の場合は、その下位のもの
 が代替して任務にあたる。なお、この表によっても代替者が決定できない場合は、各部署
 の最上位の職責にある者が代替する。

<代替者一覧>

役割	担当者	代替者				
		1位	2位	3位	4位	5位
指令部 (本部長)	町長	危機 管理監	副町長	教育長	都市基盤 部長	住民協働 部長
指令部 (副本部長)	危機 管理監	副町長	教育長	都市基盤 部長	住民協働 部長	企画総務 部長
本部員 (事務局)	危機 管理監	企画総務 部長	財務部長	危機管理 課	企画課	総務課
				課長	課長	課長
本部員 (社会基盤部)	都市基盤 部長	土木課	上下水道 課	都市計画 課	営繕課	産業環境 課
		課長	課長	課長	課長	課長
本部員 (住民福祉部)	福祉保険 部長	保険課	健康福祉 課	こども課	保険課	健康福祉 課
		課長	課長	課長	係長	係長
本部員 (教育避難支援部)	住民協働 部長	教育委員 会事務局 部長	教育総務 課	協働推進 課	地域学校 教育課	住民課
			課長	課長	課長	課長
本部員 (消防活動部)	消防団長	消防 副団長				

※部長が2人の部については、筆頭部長を1位とし、担当部長が2位とする。

※部長以下の役職で2人以上いる場合は、部長が指名する。

2. 連絡員待機体制を取る

2-1. 連絡員待機を行う

連絡員待機は、以下の基準を目安に行う。

なお、連絡員待機を取った場合、部長級以上には、その旨連絡を入れる。

<連絡員待機の条件>

何のために	平時の防災対応部局である危機管理担当部局が中心となり、台風や前線等の災害誘因に関する情報収集を実施するため
いつ	災害・事故規模情報 ：気象警報・台風情報によって台風や前線等災害誘因の発生が確認された場合 気象情報 ：気象警報 水位情報 ：氾濫注意水位
誰が	危機管理監
誰を	都市基盤部長、住民協働部長、危機管理課職員
どこに	危機管理課執務室
どうやって	勤務時間内：通常業務から移行 勤務時間外：伝達による

2-2. 連絡員待機体制を廃止、又は災害警戒本部体制へ移行する

(1) 連絡員待機体制の廃止

危機管理監は、被害が拡大しないことが確認された場合、連絡員待機体制を廃止する。

(2) 災害警戒本部体制への移行

危機管理監は、災害による被害が拡大することが想定される場合、連絡員待機体制を廃止し、災害警戒本部体制へ移行するため、町長、副町長へ連絡を行う。

3. 災害警戒本部を設置・運営する

3-1. 災害警戒本部を設置する

災害警戒本部は、予防体制（第1号配備）及び警戒体制（第2号配備）の段階があり、災害の状況に応じて、以下の基準を目安に設置・運用を行う。

(1) 予防体制（第1号配備）

＜災害警戒本部・予防体制（第1号配備）の目安＞

何のために	事務局、各部から所定の人員を動員し、小規模の被害に対して、柔軟に災害応急対応を遂行するため
いつ	災害・事故規模情報 ：小規模災害・事故の発生及びおそれのある場合 震度情報 ：震度4 気象情報 ：台風情報・防災情報 町の水防指令 ：水防指令1号 潮位情報 ：通報潮位
誰が	危機管理監
誰を	事務局・各部：1班 ※地震発生時は、全職員参集
どこに	3F会議室、101会議室
どうやって	勤務時間内：通常業務から移行 勤務時間外：伝達による（地震発生時は、伝達がなくても参集）

(2) 警戒体制（第2号配備）

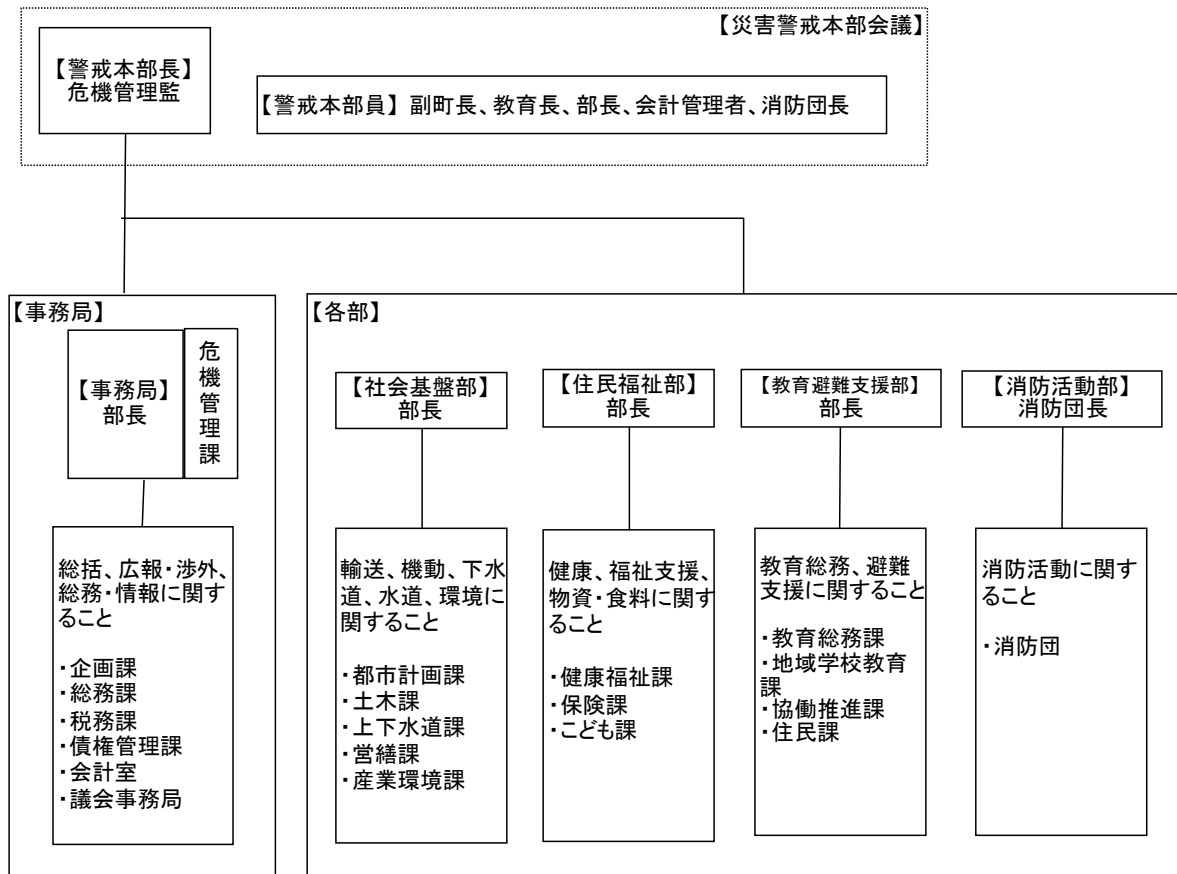
＜災害警戒本部・警戒体制（第2号配備）の目安＞

何のために	予防体制（第1号配備）を強化し、中規模の被害に対して、各部が持つ特有の機能を発揮して、災害応急対応を遂行するため
いつ	災害・事故規模情報 ：中規模災害・事故の発生及びおそれのある場合 震度情報 ：震度5弱 津波情報 ：津波注意報 気象情報 ：記録的短時間大雨情報、特別警報 町の水防指令 ：水防指令2号 水位情報 ：避難判断水位 潮位情報 ：警戒潮位
誰が	危機管理監
誰を	事務局・各部：2班以上（状況に応じて増員） ※地震・津波発生時は、全職員参集
どこに	3F会議室、101会議室
どうやって	勤務時間内：通常業務から移行 勤務時間外：伝達による（地震・津波発生時は、伝達がなくても参集）

3-2. 災害警戒本部を運営する

災害警戒本部は、危機管理監が警戒本部長につき、災害の状況に応じて職員を適宜動員しながら、各種災害対応を行う。

< 災害警戒本部体制の組織図 >



※各部の長は、部長、消防団長。
 ※上位の職責のものが不在の場合は、下位の職責のものが担う。
 ※事務局・各部ごとに職員を予め班編成し、適宜動員する。

3-3. 災害警戒本部を廃止、又は災害対策本部体制へ移行する

(1) 災害警戒本部の廃止

危機管理監は、被害のおそれなくなった場合、災害警戒本部を廃止する。

(2) 災害対策本部体制への移行

危機管理監は、災害による被害が拡大することが想定される場合、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部体制へ移行するため、町長へ連絡を行う。

4. 災害対策本部を設置・運営する

4-1. 災害対策本部を設置する

災害対策本部は、以下の基準を目安に設置する。

また、町長は、災害対策本部を設置した際、その旨を県知事に連絡する。なお、災害対策本部会議を開催するにあたり、必要に応じて、消防、県、国、自衛隊等の指定地方行政機関、指定地方公共機関に会議への参加を呼びかける。

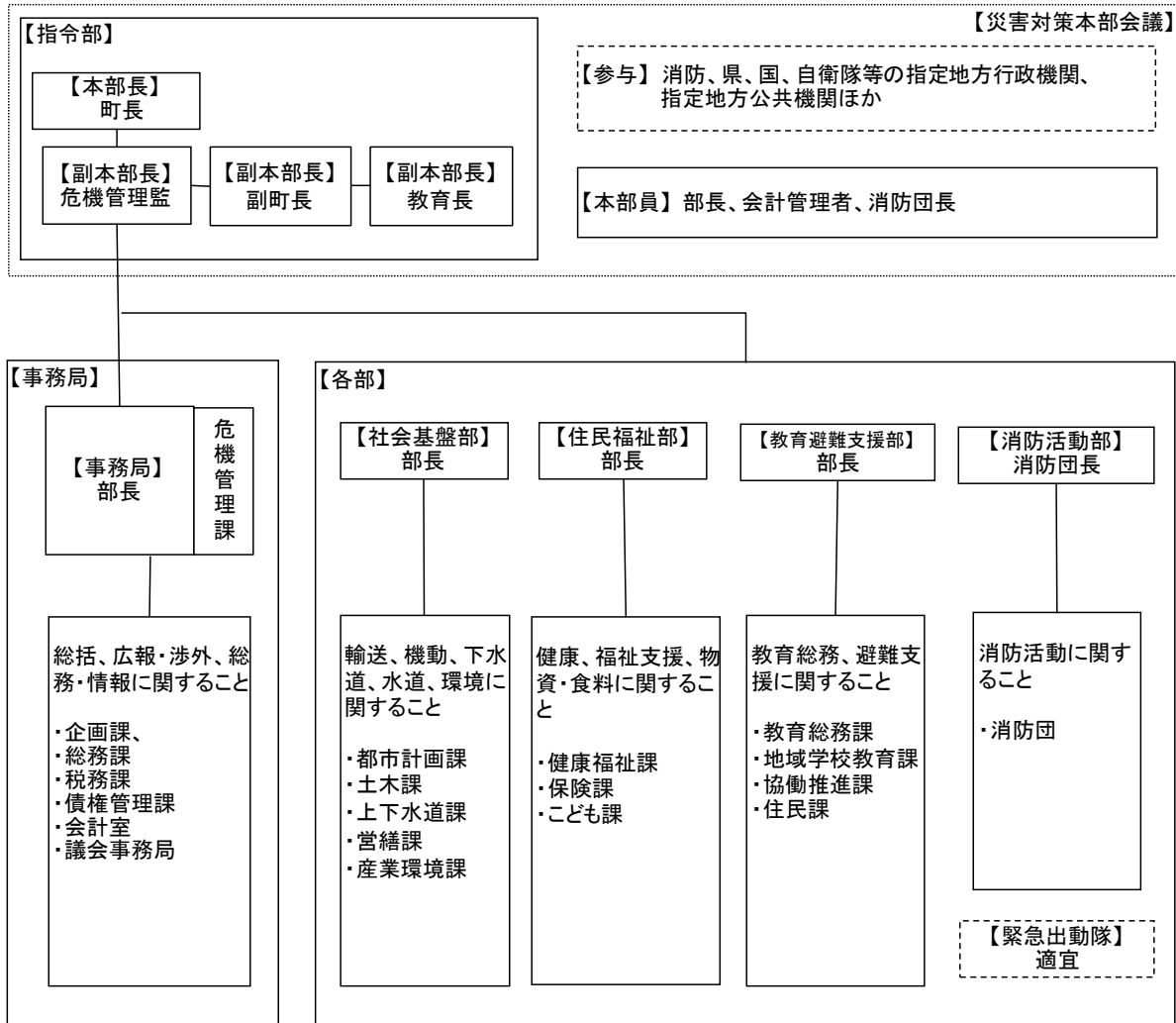
<災害対策本部・非常体制（第3号配備）の目安>

何のために	警戒体制（第2号配備）を強化し、職員の全員をもって長期間にわたる災害応急対応を遂行するため
いつ	災害・事故規模情報 ：大規模災害・事故の発生及びおそれのある場合 震度情報 ：震度5強以上 津波情報 ：津波警報、大津波警報 町の水防指令 ：水防指令3号 水位情報 ：氾濫危険水位
誰が	町長
誰を	全職員（5班）
どこに	3F会議室、101会議室
どうやって	勤務時間内：通常業務から移行 勤務時間外：伝達による（地震・津波発生時は、伝達がなくても参集）

4-2. 災害対策本部を運営する

災害対策本部は、町長が本部長につき、全職員を適宜動員しながら各種災害対応を行う。

< 災害対策本部体制の組織図 >



- ※各部の長は、部長、消防団長。
- ※上位の職責のものが不在の場合は、下位の職責のものが担う。
- ※事務局・各部ごとに職員を予め班編成し、適宜動員する。
- ※緊急出動隊は、津波発生時のゲート閉鎖においても活用する。
 (参集した者から順に班を編成し、ゲート閉鎖に当たる)
- ※災害対策本部会議における参与との連絡窓口は、事務局が担う。

4-3. 災害対策本部を廃止する

町長は、被害のおそれなくなった場合、災害対策本部を廃止する。その際、知事に廃止の旨を連絡する。

第2節 災害情報等を収集・伝達する

本節の構成

本節は、災害応急活動やその後の復旧・復興活動においても重要となる災害情報、被害情報の収集・整理・伝達を迅速、適切に行うために定める。

< 災害情報等を収集・伝達する >

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 情報収集伝達体制を 確立する	1-1. 情報管理の重要性を認識する	全部局	1日以内
	1-2. 通信連絡手段を確認する	全部局	1日以内
	1-3. 代替通信連絡手段を確保する	全部局	1日以内
2. 気象に関する情報を 収集する	2-1. 気象に関する情報を知る	全部局	1日以内
	2-2. 気象に関する情報を入手する	全部局	1日以内
3. 水防に関する情報を 収集する	3-1. 水防に関する情報を知る	全部局	1日以内
	3-2. 加古川水防警報（国）を入手する	全部局	1日以内
	3-3. 加古川下流洪水予報（国）を入手する	全部局	1日以内
	3-4. 喜瀬川及び播磨沿岸水防警報（県）を入手する	全部局	1日以内
	3-5. 喜瀬川の水位到達情報を入手する	全部局	1日以内
	3-6. その他水位及び潮位の情報を入手する	全部局	1日以内
4. 地震・津波に関する 情報を収集する	4-1. 地震・津波に関する情報を知る	全部局	1日以内
	4-2. 地震・津波に関する情報を入手する	全部局	1日以内
5. 被害情報を 収集・整理する	5-1. 被害情報を入手する	全部局	1日以内
	5-2. 被害情報を整理する	事務局	1日以内
6. 災害・被害情報を 伝達・報告する	6-1. 町関係者に情報を伝達する	事務局	1日以内
	6-2. 県等に被害を報告する	事務局	1日以内

1. 情報収集伝達体制を確立する

1-1. 情報管理の重要性を認識する

災害対応は、まず正確な災害情報や被害状況を迅速に把握することから始まる。
これらの情報は、以下に示す各種の応急対応等に必要なものであることを認識する。

(情報の活用例)

- ・町の災害対応組織の切り替え判断
- ・避難支援等の各種応急計画の立案・実施
- ・県知事が災害救助法を適用すべきかの判断
- ・自衛隊へ派遣要請すべきかの判断
- ・他の自治体へ応援要請すべきかの判断
- ・罹災証明書の発行、各種義援金の交付等の被災者支援への活用

1-2. 通信連絡手段を確保する

(1) 有線通信手段を確認する

有線通信手段は、平時から活用している一般的な通信手段である。日頃から使い慣れ、基本的な通信連絡手段となるため、町は活用可能であることを確認する。

- ア 一般加入電話、携帯電話
- イ FAX
- ウ インターネット

(2) 災害時優先電話を確認する

町は、災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。

(3) 町防災行政無線を確認する

町防災行政無線は、住民へ情報を広域伝達する手段であるため、町は活用可能であることを確認する。

(4) フェニックス防災システムを確認する

フェニックス防災システムは、主な県関係機関及び市町・消防本部との間を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、衛星回線で二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用するものである。町は活用可能かを確認する。

<フェニックス防災システムの概要>

防災端末設置数	306台（本庁関係課室、各県民局、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五海上保安本部、国（海上保安庁等）、ライフライン事業者等）
主な機能	観測情報収集、被害予測、被害情報収集、地図情報、映像情報、広報等

(4) 兵庫衛星通信ネットワークを確認する

町は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合、衛星系を使用して県、他市町、消防等の関係機関との通信を確保する。

＜兵庫衛星通信ネットワークの概要＞

防災端末設置数	85局（県庁統制局1局、県機関局2局、市町・消防本部70局、防災関係機関局9局、平面可搬局3局）
主な機能	音声、ファクシミリ、映像情報伝達

※県は、災害時等に、衛星回線に通信が集中し、重要な通信に支障をきたすおそれがあるときは、通信統制を行う。

(5) 衛星携帯電話を確認する

町は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合、衛星携帯電話を使用して兵庫衛星通信ネットワークに接続していない関係機関等との通信を確保する。

なお、衛星携帯電話はアンテナ部が南上空を見通せる場所に設置することが必要である。

1-3. 代替通信連絡手段を確保する

(1) 停電時の対応

停電時においては、庁舎非常用電源設備を使用する。

庁舎非常用電源設備が使用不可の場合発電機等を準備する。

(2) 無線通信ボランティア等を確保する

町は、アマチュア無線の無線通信・情報ボランティア等に協力を呼びかけ、代替通信手段を確保する。

(3) 県の非常通信経路計画

県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、有線通信が利用できないか、または利用することが著しく困難な場合に、県内各市町から県庁まで等の通信経路を確保するため、「非常通信経路計画」を策定することになっている。

非常時に、電波法第52条、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条及び水防法第27条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとしている。

＜協力を求める非常通信設備一覧＞

1 警察通信設備	11 関西電力通信設備
2 海上保安庁通信設備	12 大阪ガス無線通信設備
3 国土交通省通信設備	13 各私鉄通信設備
4 気象庁通信設備	14 KDDI無線通信設備
5 法務省無線通信設備	15 日本通運無線通信設備
6 NTT無線通信設備	16 各漁業無線
7 JR通信設備	17 アマチュア無線局
8 県無線通信設備	18 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備
9 市町無線通信設備（消防無線を含む）	19 各タクシー会社の無線通信設備
10 西日本高速道路(株)無線通信設備	

(4) 国との連携

通信設備が被災した場合は、その概要を総務省に連絡する。また、総務省所管に属する物品の無償貸付譲与に関する省令第3条第8号の規定により、集中豪雨等により地区が孤立し、通信連絡手段を確保するため、衛星携帯電話等や情報通信ネットワークの維持に必要な電源が必要な場合は、通信機器（又はそれに準じた取扱いを要する通信機器）及び移動電源車の無償貸付を受けることができる。

＜衛星携帯電話等の無償貸付連絡先＞

連絡先	電話番号	FAX 番号
総務省近畿総合通信局 防災対策推進室	06-6942-8504 090-8889-0807（夜間・休日）	06-6942-1849

2. 気象に関する情報を収集する

2-1. 気象に関する情報を知る

(1) 気象予警報の種類及び基準

神戸地方気象台が発表する気象警報・注意報の発表基準、発表区分を以下に示す。また、神戸地方気象台は、線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階からわかりやすい形で発表する。

＜気象警報・注意報の発表基準、発表区分（R5.6.8 現在）＞

種類		警告・注意喚起内容	基準	
大雨	警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられる。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続する。	表面雨量 指数 17	
	注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられる。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続する。	表面雨量 指数 9	土壌雨量 指数 111
洪水	警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水警報が発表される。	流域雨量 指数 喜瀬川 流域 8.1	
	注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられる。なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水注意報が発表される。	流域雨量 指数 喜瀬川 流域 6.4	
風	暴風 警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。	陸上 20m/s 海上 25m/s	
	強風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。	陸上 12m/s 海上 15m/s	

※流域雨量指数の予測値：各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び香水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

< 気象警報・注意報の発表基準、発表区分 (R5.6.8 現在) >

種類		警告・注意喚起内容	基準
波浪	警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものである。	有義波高 3.0m
	注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものである。	有義波高 1.5m
高潮	警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。	潮位 2.3m
	注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。	潮位 1.2m
雷	注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。	落雷等により被害が予想される場合
濃霧	注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。	陸上：100m 海上：500m
乾燥	注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。	最少湿度 40% 実効湿度 60%
低温	注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。	最低気温 -4℃ 以下
霜	注意報	霜により災害が発生すると予想した時に発表される。	4月以降の晩霜 神戸地方気象台で最低気温 4℃ 以下、姫路特別気象観測所で最低気温 2℃ 以下
大雪	警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪による重大な災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。	12時間の降雪の深さ 10 cm
	注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。	12時間の降雪の深さ 5 cm
風雪	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想した時に発表されます。暴風による重大な災害の恐れに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけます。	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想した時に発表されます。強風による災害の恐れに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う

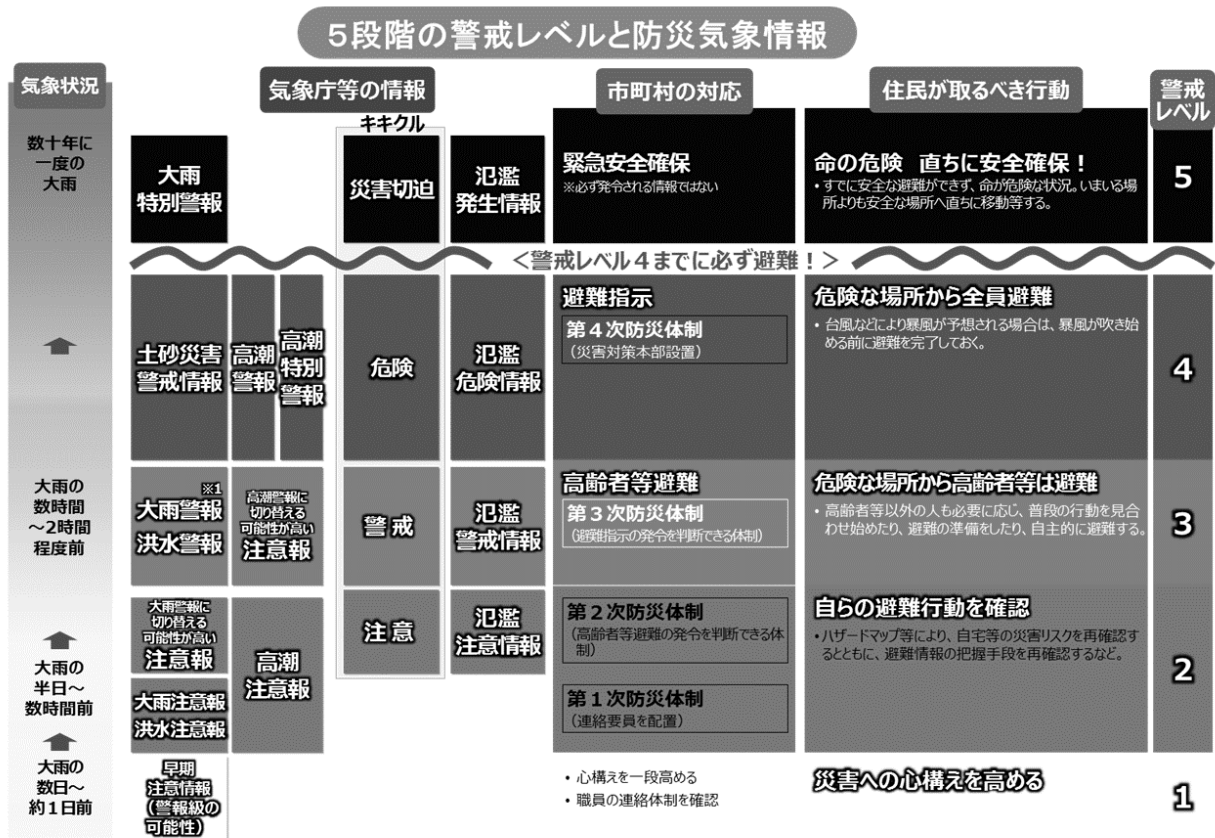
< 気象警報・注意報等の発表基準、発表区分 (R5.6.8 現在) >

種類	警告・注意喚起内容		基準
なだれ	注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。	①積雪の深さ 70 cm 以上あり降雪の深さ 20 cm 以上 ②積雪の深さ 50 cm 以上あり最高気温 9℃ 以上又は 24 時間雨量 10mm 以上
着雪	注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。	24 時間降雪の深さ 20 cm 以上 気温 2℃ 以下
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 110mm		

(2) 各種防災気象情報のタイミングの例

各種防災気象情報のタイミング例は、以下のとおりである。

< 各種防災気象情報のタイミングの例 >



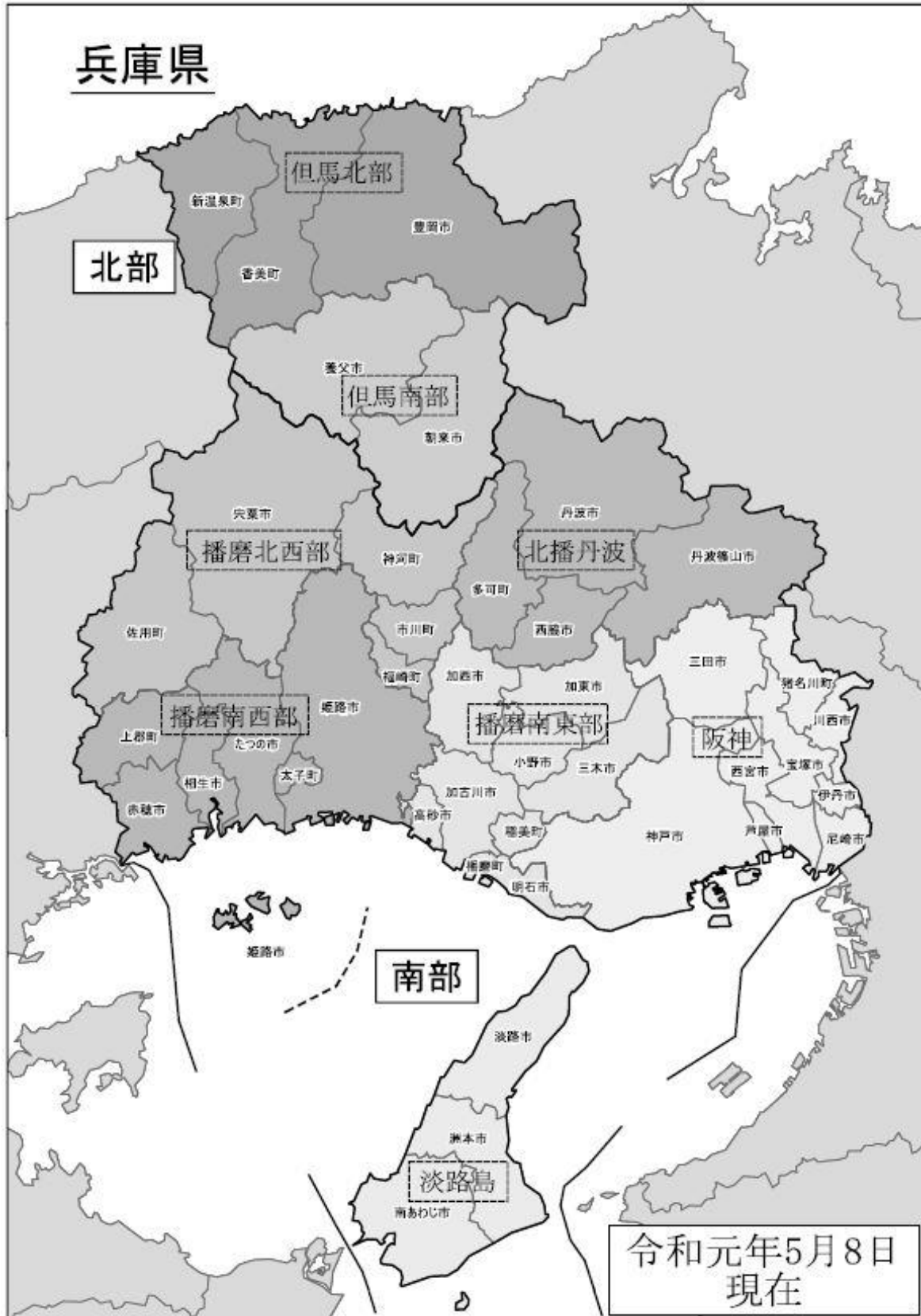
※必ずこのような順序で発表されるとは限らない。

出典：気象庁HP

(3) 発表区分

播磨町の発表区分は、「兵庫県・南部・播磨南東部・播磨町」である。

< 気象予警報の発表区分 >



(4) 特別警報

気象庁は、平成25年8月30日に「特別警報」の運用を開始した。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていたが、これに加え、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかける。

「特別警報」が発表されたら、町は速やかに住民に周知しなければならず、住民はただちに命を守る行動をとる必要がある。

＜特別警報の発表基準＞

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

出典：気象庁HP

(5) 火災気象通報

神戸地方気象台は、気象条件が以下の基準（乾燥注意報又は強風注意報と同一の基準）に達した場合、知事に対して火災気象通報を行う。

- ① 実効湿度が60%以下で、最小相対湿度が40%以下となる見込みのとき。
- ② 陸上で12m/s、海上で15m/s以上の風が吹く見込みのとき。

(6) 火災警報

町長は、知事から火災気象通報（乾燥注意報、強風注意報、暴風警報等）を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき、消防法第22条に基づき発令する。

2-2. 気象に関する情報を入手する

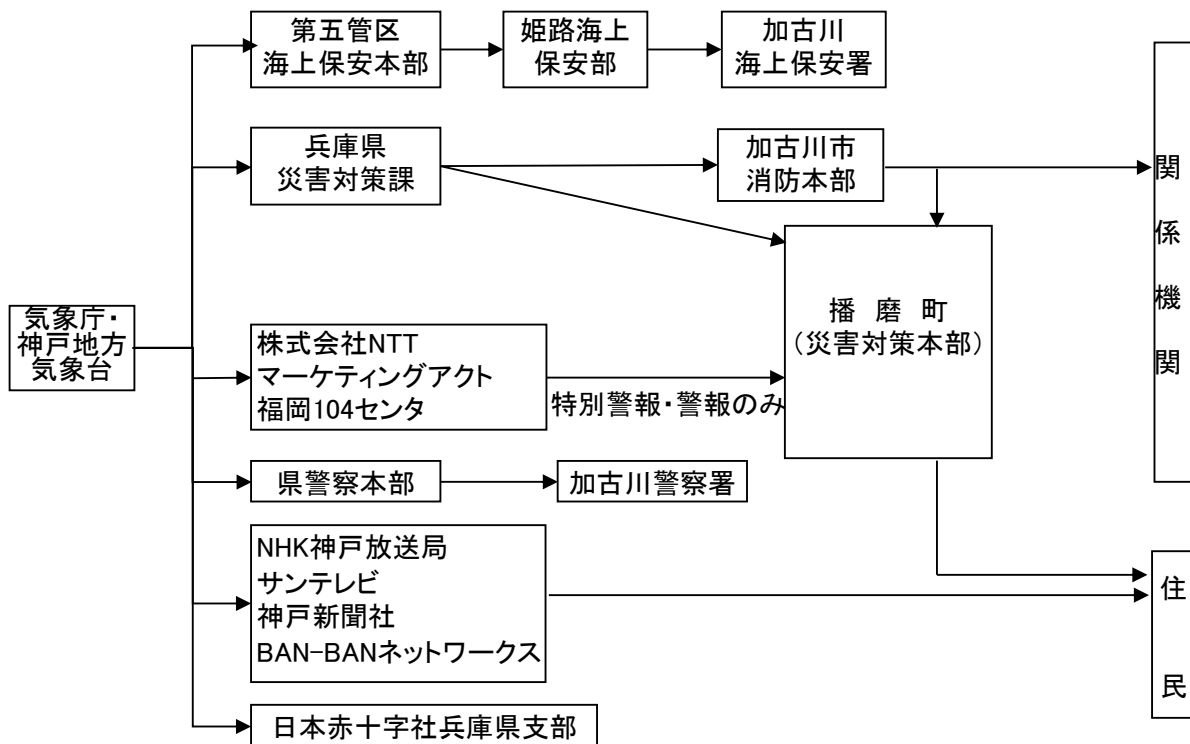
(1) 情報の入手経路

気象予警報の収集は、電話、ラジオ、テレビ等によりできるだけ迅速かつ正確に行う。

なお、神戸地方気象台が発表する気象情報は、兵庫県（災害対策課）及び加古川市消防本部を経由して町（災害対策本部）に伝達される。また、県は補完系統として、兵庫衛星通信ネットワーク及びフェニックス防災システムにより、市町・消防本部へ一斉同報を行う。

また、必要に応じ、神戸地方気象台とのホットラインや気象庁ホームページの活用を図る。

<気象情報等収集伝達系統図>



3. 水防に関する情報を収集する

3-1. 水防に関する情報を知る

(1) 水防法に基づく町周辺の河川・海岸の位置づけ

町周辺の河川において、水防法に基づき、加古川が国の洪水予報河川及び水防警報河川、喜瀬川が県の水位周知河川及び水防警報河川に指定されている。また、東播磨港海岸が県の水防警報海岸として指定されている。

＜水防法に基づく町周辺の河川・海岸の位置づけ＞

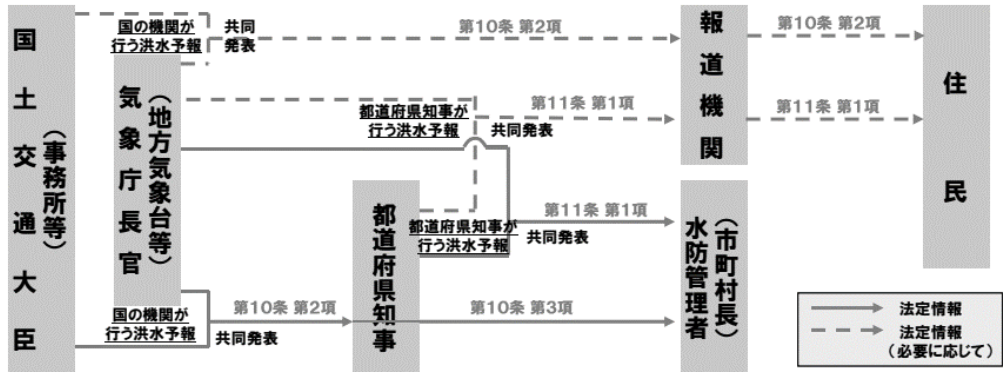
指定者	水防法上の位置づけ	河川名	概要
国土交通大臣	洪水予報河川(水防法第10条第2項)	加古川	洪水予報河川では、河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、国土交通省は気象庁と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行う。
	水防警報河川(水防法第16条第1項)	加古川	水防警報とは、河川管理者が洪水時の河川水位の状態により発表する警報のこと。水防警報は、その区間およびその区間を代表する水防警報基準点を定めて、水位等の状況に応じて発表される。種類は、待機、準備、出動、解除。
兵庫県知事	水防警報指定河川・海岸(水防法第16条第1項)	喜瀬川、東播磨港海岸	同上
	洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知および周知する河川(水防法第13条第2項)	喜瀬川	「水位情報周知河川」に指定してある、沿川住民の避難指示等の目安となる水位(洪水特別警戒水位)を上回ったときに、洪水特別警戒水位情報が発表される。

※国土交通大臣(姫路河川国道事務所)の発する水防警報は、津波発生時にも発表される場合があります、その種別は次のとおり。

指定者	水防法上の位置づけ	河川名	概要
国土交通大臣	水防警報河川(水防法第16条第1項)	加古川	発表される水防警報は2種類で、津波発生時において、水防機関が出動する必要のある旨を警告するもの(第3段階(出動))と、水防活動の必要が解消した旨を通告するもの(第4段階(解除))がある。

(2) 洪水予報とは

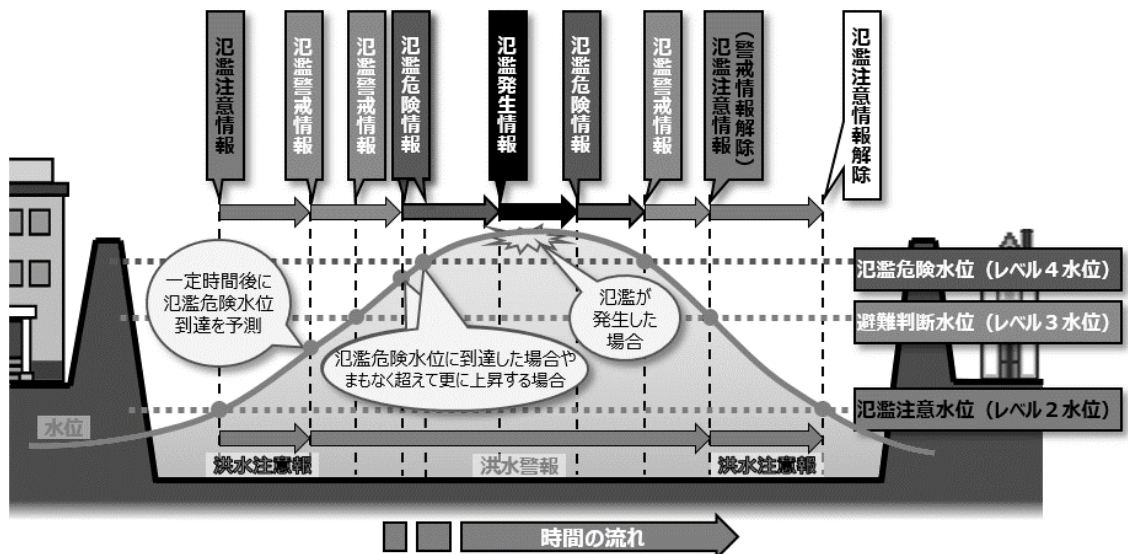
(国の機関が行う洪水予報)
 第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を、はん濫した後は水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。(一部省略)
 (都道府県知事が行う洪水予報)
 第11条 都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。(一部省略)



出典：国土交通省水管理・国土保全局 HP

<洪水予報の情報発表の流れイメージ>

洪水予報の標頭 (種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生 (氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を求める段階 [警戒レベル5相当]
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 [警戒レベル4相当]
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 [警戒レベル3相当]
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 [警戒レベル2相当]

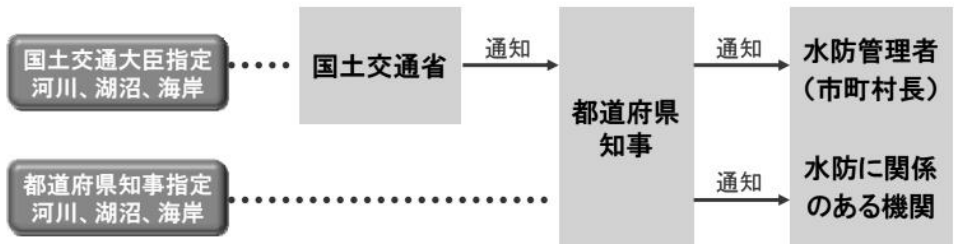


出典：気象庁 HP

(3) 水防警報とは

(水防警報)
 第16条 国土交通大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
 3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。(一部省略)

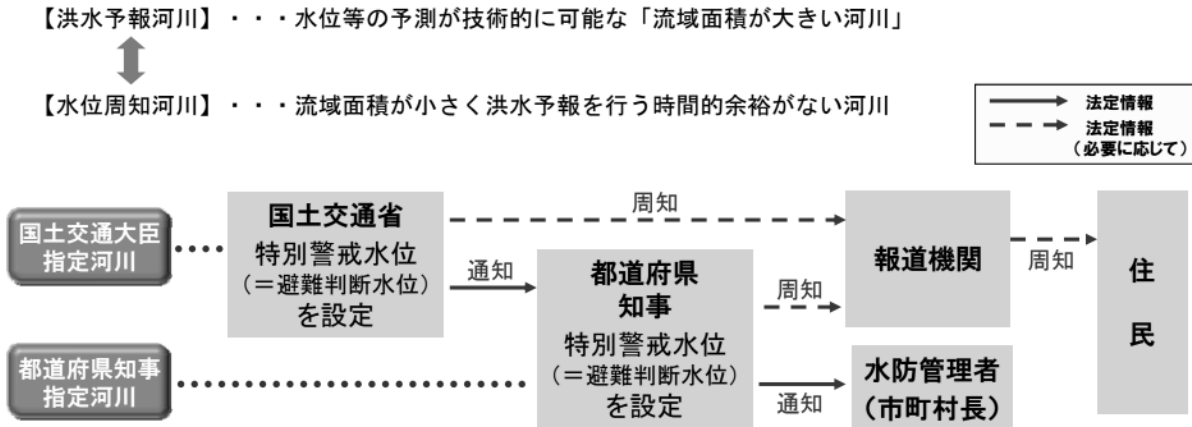
水防警報 ……洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表(第2条 第7項)
 水防管理団体の水防活動に指針を与えることが本質であり、必ずしも一般に周知する義務はない。



出典：国土交通省水管理・国土保全局 HP

(4) 水位周知河川とは

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)
 第13条 国土交通大臣は、第10条第2項(=洪水予報)の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項(=洪水予報)の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法に規定する指定区間内の一級河川又は同法に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
 3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。(一部省略)

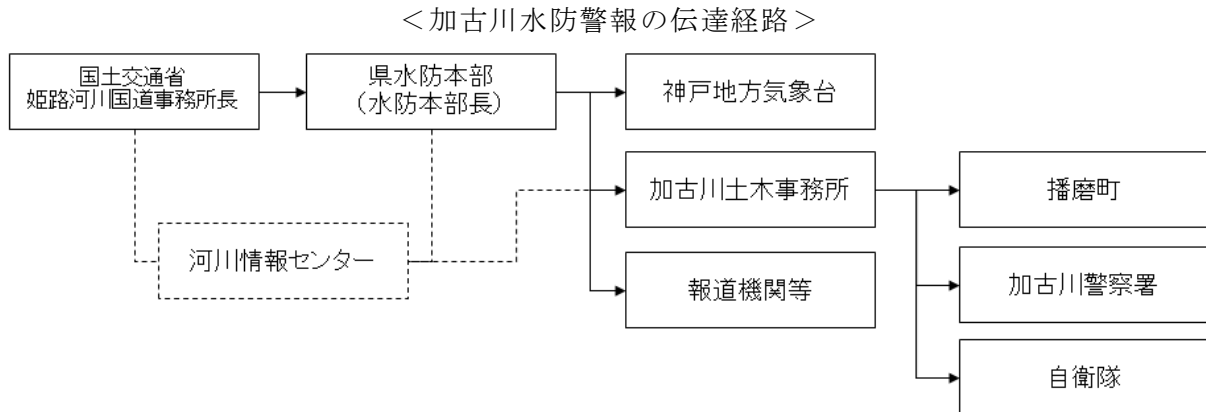


出典：国土交通省水管理・国土保全局 HP

3-2. 加古川水防警報（国）を入手する

(1) 情報の入手経路

加古川は、国の水防警報河川に指定されている。町は、加古川への直接的な水防活動を行うことは無いが、情報の把握に努める必要がある。水防警報は、以下の経路で伝達される。



(2) 水防警報の対象区間及び量水標

加古川水防警報の対象区間及び量水標は、以下のとおりである。

＜水防警報の対象区域＞

河川名	区域	発表者
加古川	左岸 加東市多井田字大上 48 番地先から海まで 右岸 加東市上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで	姫路河川国道事務所

＜水防警報の対象とする量水標＞

河川名	量水標	所在地	零点高	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	計画高 水位	河口 からの 距離
加古川	国包	加古川市 上荘町国包	11.762 m	1.50m	2.50m	6.76m	14.2km

(3) 水防警報の種類と発表基準

加古川水防警報の種類と発表基準は、以下のとおりである。

<水防警報の種類>

種類	基準
第1段階 (待機)	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
第2段階 (準備)	水防資機材の点検、水閘門等の開閉の準備、水防要員召集の準備、巡視幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発表する。
第3段階 (出動)	水防団員の出動の必要を警戒して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて発表する。
第4段階 (解除)	水防活動終了の通知を行う。
適宜 (水位)	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

<水防警報の発表基準>

河川名	加古川
量水標	国包
第1段階 (待機)	氾濫注意水位に達する3時間前
第2段階 (準備)	氾濫注意水位に達する2時間前
第3段階 (出動)	氾濫注意水位に達する1時間前
第4段階 (解除)	水防活動の必要がなくなった時

※待機及び準備の2段階は省略することができる。

※水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

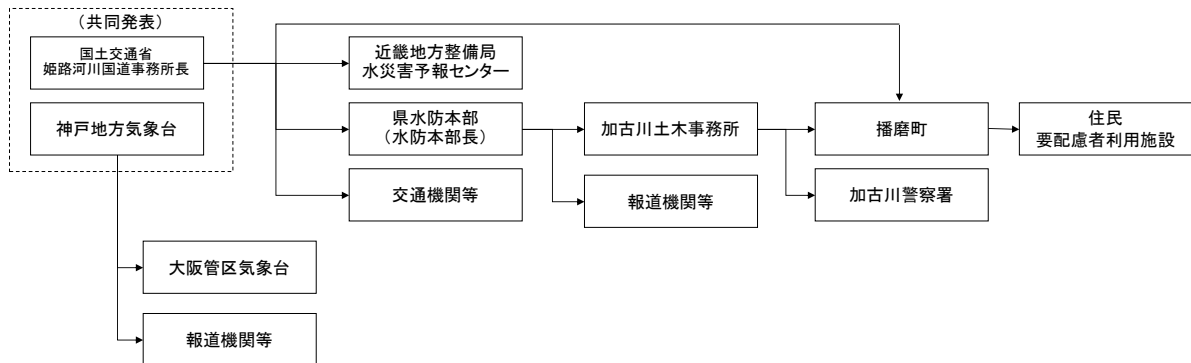
3-3. 加古川下流洪水予報（国）を入手する

(1) 情報の入手経路

加古川は国の洪水予報河川に指定されている。また、町は、加古川が氾濫した場合の浸水想定区域内に位置している。洪水予報は、以下の経路で通知される。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、町長に対して直接伝達される。

＜加古川下流洪水予報の伝達経路＞



(2) 洪水予報の対象区域、基準地点、発表基準

加古川洪水予報の対象区域、基準地点、発表基準は、以下のとおりである。

＜洪水予報の対象区域＞

河川名	区域	発表者
加古川	左岸 加東市多井田字大上 48 番地先から海まで 右岸 加東市上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで	姫路河川国道事務所 神戸地方気象台

＜洪水予報の対象とする基準地点＞

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位※	計画高水位	河口からの距離
加古川下流	国包	加古川市上荘町国包	1.50m	2.50m	4.30m	4.70m	6.76m	14.2km

※洪水特別警戒水位

<洪水予報の発表基準>

種類	情報名	発表基準
洪水注意報 (発表) 又は 洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
洪水警報 (発表) 又は洪水警報	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 (国の機関が行う洪水予報のみ) ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	氾濫発生情報又は 氾濫発生情報(氾濫水の予報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
洪水注意報 (警報解除)	氾濫注意情報(警戒情報解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

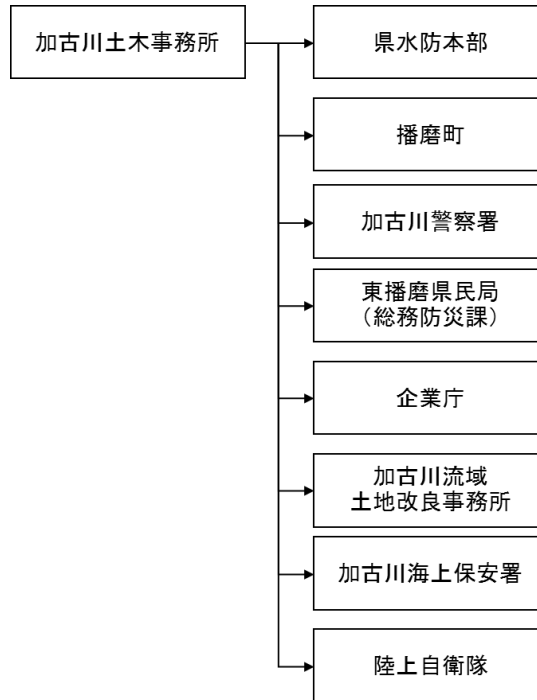
注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

3-4. 喜瀬川及び播磨沿岸水防警報（県）を入手する

(1) 情報の入手経路

町を流れる喜瀬川及び播磨沿岸は、知事が行う水防警報の対象河川・海岸に指定されている。水防警報は、以下の経路で伝達される。

<喜瀬川及び播磨沿岸水防警報の伝達経路>



(2) 水防警報の種類

喜瀬川及び播磨沿岸水防警報の種類は、以下のとおりである。

<水防警報の種類>

種類	基準
第1段階 (待機)	事態の推移に応じて、直ちに水防活動ができるよう待機させるもの
第2段階 (準備)	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第3段階 (出動)	水防活動に出動させるもの
第4段階 (解除)	水防活動の終了させるもの

(3) 指定水位と発表基準

喜瀬川及び播磨沿岸水防警報の指定水位と発表基準は、以下のとおりである。

<喜瀬川の指定水位>

名称	指定区域	水位計	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	対象市町
			通報水位	警戒水位		特別警戒水位	
喜瀬川	全域	住吉橋	0.90m	1.20m	2.30m	2.60m	播磨町
					1.40m	1.70m	加古川市
					1.60m	1.90m	稲美町

<播磨沿岸（東播磨港）の指定水位>

発表県民局・事務所名	名称	指定区域	検潮所	通報潮位	警戒潮位	対象市町
東播磨・加古川	播磨沿岸（東播磨港）	全域	東二見	TP+1.30m	TP+1.80m	明石市・播磨町・加古川市・高砂市
			高砂	TP+1.20m	TP+1.70m	

<水防警報の標準的な発表基準>

第1段階（待機）	<ul style="list-style-type: none"> 水位又は潮位観測所の水位又は潮位が水防団待機水位、又は通報潮位を〇cm（各県民局において河川、海岸毎の特性を考慮して設定）上回り、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき
第2段階（準備）	<ul style="list-style-type: none"> 水位又は潮位観測所の水位又は潮位が〇m（各県民局において水防団待機水位又は通報潮位と氾濫注意水位又は警戒潮位の概ね中間～2/3で設定）に達し、氾濫注意水位又は警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき
第3段階（出動）	<ul style="list-style-type: none"> 水位又は潮位観測所の水位又は潮位が氾濫注意水位、又は警戒潮位に達し、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき
第4段階（解除）	<ul style="list-style-type: none"> 水位又は潮位観測所の水位又は潮位が氾濫注意水位（又は当該水位－〇cm）、又は警戒潮位を下回り、今後水位又は潮位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

※待機及び準備の2段階は省略することができる。

※水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

出典：令和5年度兵庫県水防計画

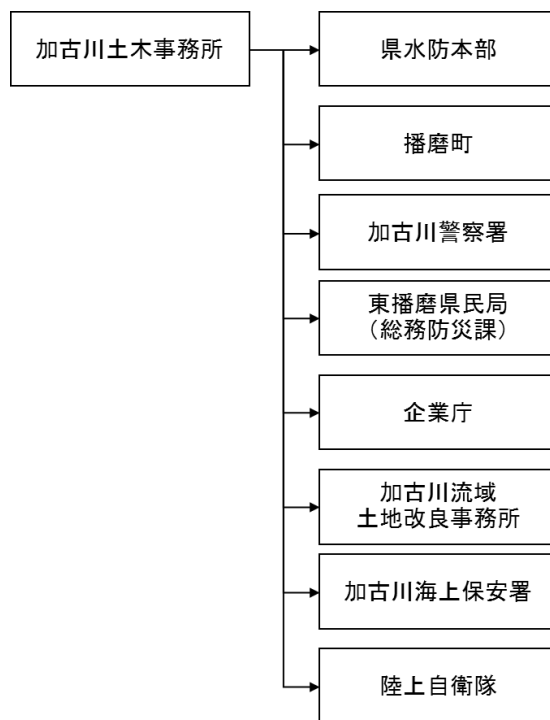
3-5. 喜瀬川の水位到達情報を入手する

(1) 情報の入手経路

町を流れる喜瀬川は、知事が行う水位情報の通知及び周知をする対象河川（二級河川）に指定されている。水位周知河川の水位が避難判断水位（洪水特別警戒水位）に達したときに、その旨が通知される。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、町長に対して直接伝達される。

＜喜瀬川の水位到達情報の伝達経路＞



3-6. その他水位・潮位の情報を入手する

(1) 水田川の水位情報を入手する

水田川は、水防法による指定はされていないが、町内において水害が発生しやすい河川であるため、フェニックス防災システム（氾濫予測システム）において、水位情報を確認することが可能である。

(2) 河川監視カメラの情報を入手する

古田及び本荘に設置しているBAN-BANネットワークスの河川監視カメラ及び、古田に設置している町の河川監視カメラにより水位状況の監視を行う。

(3) 潮位に関する情報を入手する

潮位に関する情報は、以下のとおりである。

気象庁・高潮警報等の基準：「気象庁HP」 姫路（飾磨）

兵庫県・水防警報等の基準：「兵庫県海の防災情報HP」 東二見、高砂など

(4) 海面監視カメラの情報を入手する

阿閑（あえ）漁港に設置しているBAN-BANネットワークスの海面監視カメラにより水位状況の監視を行う。

4. 地震・津波に関する情報を収集する

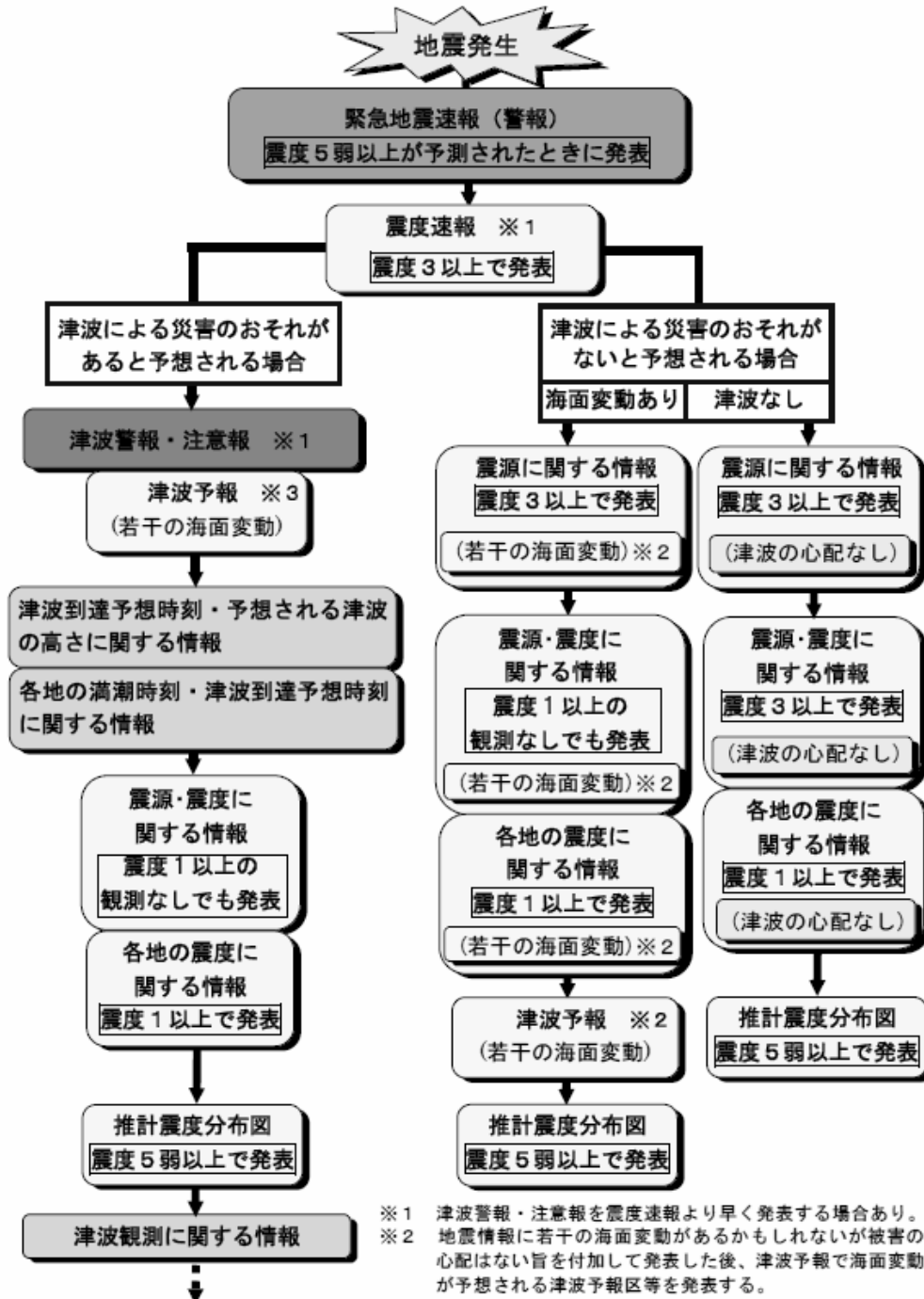
4-1. 地震・津波に関する情報を知る

(1) 地震及び津波に関する情報の流れ

気象庁が発表する地震及び津波に関する情報の流れは、以下のとおりである。

<地震及び津波に関する情報>

地震及び津波に関する情報



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

(2) 地震情報について

気象庁は、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表する。

<地震情報の種類>

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠隔地に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

※気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。

(3) 津波警報・注意報の種類（平成25年3月7日正午より）

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については最速2分以内）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表することとしている。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることが伝えられる。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表される。

<津波警報・注意報の種類>

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台など安全な場所へ避難する必要がある。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	海拔の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台など安全な場所へ避難する必要がある。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	—	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。ただちに海から上がり、海岸から離れる必要がある。磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海岸に近付いたりしない。

＜津波警報・注意報と避難のポイント＞

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがある。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する必要がある。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがある。直ちにできる限りの避難をする必要がある。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合がある。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する必要がある。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってくる。津波警報が解除されるまでは、避難を続ける必要がある。

(4) 津波情報

気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

＜津波情報の種類＞

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報（※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報（※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜沿岸で観測された津波の最大波の発表内容＞

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容＞

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3m超	沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

(5) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

＜津波情報の種類＞

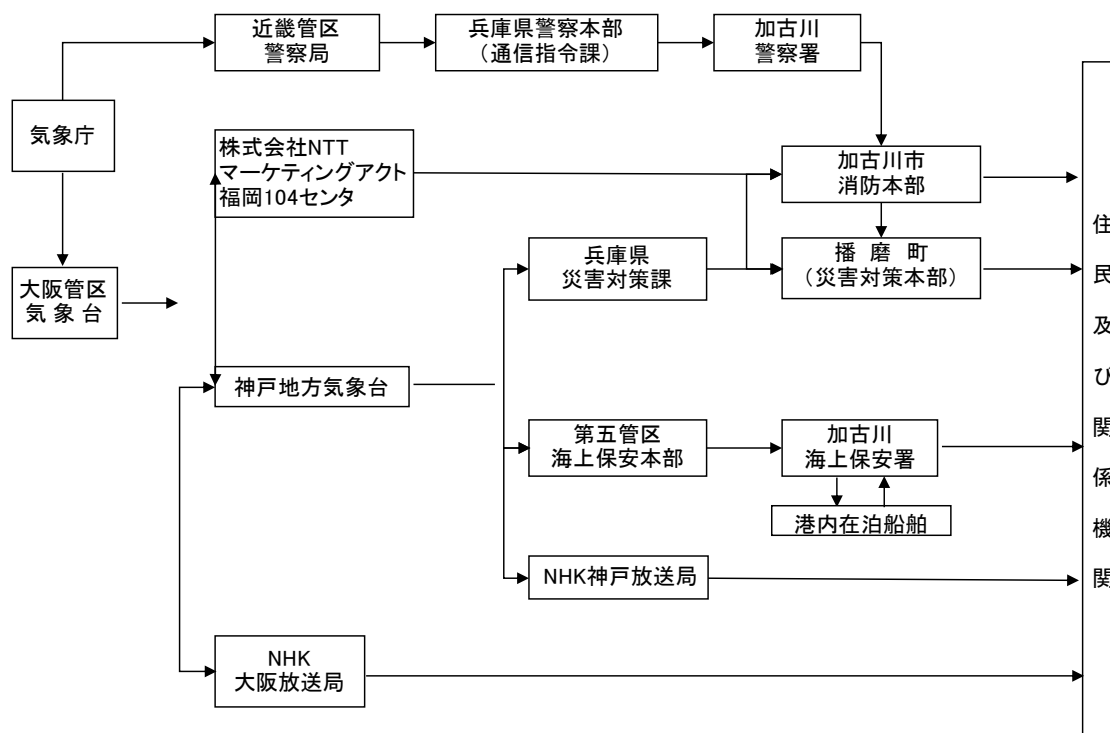
発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

4-2. 地震・津波に関する情報を入手する

(1) 情報の入手経路

町は、気象台が発表する地震・津波情報を迅速かつ確実に収集する。

<地震・津波情報等収集系統図>



(2) 津波に関する自衛処置

気象庁の行う津波警報、注意報は、地震発生後3分以内に発表されることになっている。しかし、適時に津波警報を受けることができない場合があるため、震度4以上の地震を感じた場合、次の自衛処置を講ずる。

- ① 地震情報及び津波警報、注意報の状況を迅速に知るため、事務局（総務・情報担当）は、地震を感じてから1時間以上、NHK放送を聴取する。
- ② 町は、必要に応じ町防災行政無線、広報車、BAN-BANテレビ・ラジオ、防災安心ネットはりま、エリアメール・緊急速報メールを用いて地域住民に伝達する。
- ③ 海辺から離れた、より高い安全な場所からの海面の監視、報道の聴取により津波の襲来のおそれがあると認めるときは、町長は、地域住民に対し避難指示・広報等必要な措置をとる。

5. 被害情報を収集・整理する

5-1. 被害情報を収集する

(1) 情報収集方法

1) 参集職員による情報収集

事務局は、所属の参集職員から参集途上に見聞きした情報を取りまとめる。

2) 町の各部局の被害状況調査

町の各部局は、自らが現場情報を収集するため、現地に所属職員を派遣し所管する公共施設及び周辺施設の被害状況を早急に把握するように努め、事務局へ報告する。

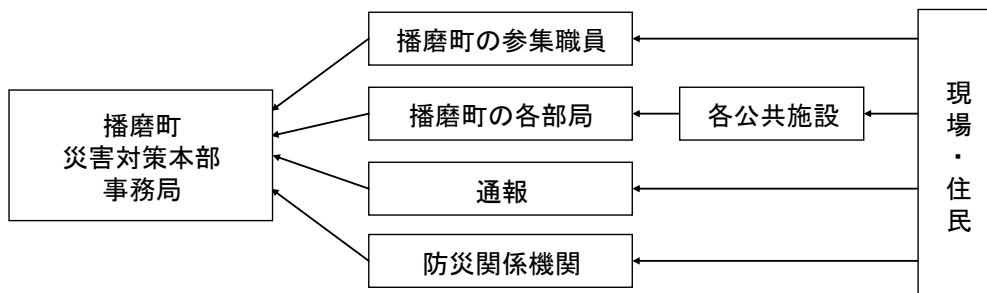
3) 住民からの通報による被害情報の集約整理

事務局は、住民からの通報による被害情報を取りまとめる。

4) 防災関係機関との連絡調整

事務局は、各部局からの情報収集だけでなく、消防団、加古川市消防本部等の防災関係機関と随時連絡調整を行い、迅速な被害情報の把握に努める。

<被害情報の収集方法>



(2) 収集すべき情報

各部局は、災害の段階に応じて、次の情報の収集に努める。

<収集すべき情報>

災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・人命危険の有無及び人的被害の発生状況 ・水害、津波災害の発生状況 ・家屋等建物の被害状況 ・火災等の二次災害の発生状況及び危険性 ・避難の必要の有無及び避難の状況 ・住民の動向 ・道路、港湾、及び交通機関の被害状況 ・電気、水道、電話等ライフラインの被害状況 ・その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項 ・その他法令に定める報告等
その後の段階	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況 ・避難指示又は警戒区域の設定状況 ・避難所の設置状況 ・避難生活の状況 ・食料、飲料水、生活必需物資の供給状況 ・電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況 ・医療機関の開設状況 ・救護所の設置及び活動状況 ・傷病者の収容状況 ・道路、港湾、及び交通機関の復旧状況 ・その他法令に定める報告等

(3) 収集についての注意事項

- ① 町は、警察署や関係機関と互いに連絡をとり、人的被害の把握に遺漏がないよう対処する。
- ② 被害状況の収集報告は迅速に行い、災害対策が時期を失することがないようにする。
- ③ 被害状況の迅速かつ正確な収集及び報告を図るため、各部局は相互に協力するとともに関係機関と常に緊密な連絡を図る。
- ④ 各部局等がそれぞれの所管事項及び所管の公共的施設の被害状況を調査する場合は、町有施設だけでなく、国、県及び公共的団体又は私人が所有し、若しくは管理する施設であって、住民生活に影響のある被害を受けた施設の被害状況についても調査報告する。
- ⑤ 医療機関に関する情報収集は「兵庫県広域災害・救急医療情報システム（HEMIS）」を活用する。

5-2. 被害情報を整理する

(1) 災害・被害情報のデータベース化

事務局は、報告を受けた災害・被害情報を集約し項目毎に整理記録する。また、地図情報に関わるものは、別途地図への転記を図り、被災状況図を作成する。

(2) 被災者支援システムの立ち上げ及び運用

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者支援システムの立ち上げ及び運用を、必要に応じ以下のとおり実施し、被災者台帳の整備、被害調査の実施を行い、罹災証明

書の発行、各種義援金の交付等の被災者支援に活用する。（※被災者支援システムは、被災者台帳を基礎として、自治体の被災者支援業務の大半を支援するシステムである。具体的には下記のサブシステム、機能から構成される。）

<被災者支援システムの概要>

被災者支援システム	○被災者台帳管理 1. 被災者台帳を作成・管理 2. 罹災証明書発行・管理 3. 仮設入居情報の管理 4. 義援金の支給管理 5. 被災者生活再建支援法支援金の支給管理 ○避難者受入台帳管理 ○被災住家等台帳管理
避難所関連システム	避難者情報管理、避難所情報管理
緊急物資管理システム	入庫情報の管理、出庫情報の管理
仮設住宅管理システム	仮設住宅の管理、仮設住宅入居者の管理
犠牲者遺族管理システム	犠牲者情報の管理、遺族情報の管理
倒壊家屋管理システム	倒壊家屋情報の管理、倒壊家屋解体業者の管理、瓦礫搬入場所の管理、瓦礫搬入券の発行

※ただし、倒壊家屋管理システムについては、公費負担の家屋解体を管理するシステムであり、現在は被災者生活再建支援金が活用できるため、公費負担による家屋解体が全ての災害において予定されているわけではないため、必ずしも使用を想定しているわけではない。

(3) 被災写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料及び記録保存のためにきわめて重要であるため、適宜被害箇所を選定し、被害の程度及び状況がわかるよう、また被害の報告写真として役立つようなものを撮影する。被災宅地危険度判定でも、現地写真を撮影することから情報の集約を行う。

(4) その他情報整理上の留意点

被害状況等の集約・整理に当たっては、次の点に留意する。

- ① 確認情報と未確認情報（至急確認すべき情報）とを区別する。
- ② 確認情報に基づき災害の全体像を把握する。
 （災害発生直後は確認情報が限られるため、被害想定と照らし合わせて災害の全体像を推測する。）
- ③ 応援要請等に係る情報を整理する。
- ④ 情報の空白地域を把握する。
- ⑤ 被害が軽微な地区、又は被害がない地区を把握する。

(5) 災害記録の収集活用

被災地域の状況写真、災害記録、被災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集しデータを整理する。また、これらを分析して、復旧・復興対策及び広報活動の資料、あるいは今後の防災計画に反映する。

6. 災害・被害情報を伝達・報告する

6-1. 町関係者に伝達する

(1) 災害対策本部及び警戒本部長への速報

事務局は、取りまとめた災害・被害情報について、電話等により速報的、定時的に町長（災害対策本部長）、副町長兼危機管理監（災害警戒本部長）に報告し、調査完了後確定した被害状況等を文書で報告する。

(2) 職員に情報を伝達する

各職員が所管事務を支障なく行えるよう、事務局から、適宜に各種情報や本部の対応方針・決定事項を伝達する。

また、以下の機器類を積極的に活用して、庁内情報伝達に遺漏がないように配慮する。

<職員への情報伝達手段>

職員への 情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none">○勤務時間内<ul style="list-style-type: none">・庁内放送・庁内電話、一般加入電話・グループウェア掲示板等○勤務時間外<ul style="list-style-type: none">・一般加入電話（緊急電話連絡網）・播磨町職員緊急お知らせメール
----------------	--

6-2. 県等に被害を報告する

町は、県に被害情報を報告する。特に大規模な災害が発生し、町が自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講じることが困難である場合、定められた適用基準をもとに、災害救助法の適用の判断を県知事が行うための基礎情報となるため、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、県への迅速な報告に努める。

なお、被害が大きく、あるいは夜間等のため、被害状況を正確に把握できない場合は、まず概数により報告する。この場合、大幅に被害状況が異なることが判明した場合や正確な数値を把握した時点で速やかに修正報告を行う。

(1) 報告の基準

町は、以下の種類の災害が生じたときは、県に被害情報を報告する。また、県は、同様の基準により内閣総理大臣（窓口消防庁）に災害情報を報告することになっている。

<被害情報の県への報告基準>

一般基準	①災害救助法の適用基準に合致する災害 ②災害対策本部を設置した災害 ③①又は②に定める災害になるおそれのある災害 ④自らの市町内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害
風水害	⑤崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの ⑥河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	⑦雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ⑧道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
地震	⑨当該市町の区域内で震度4以上を記録した地震又は当該市町の区域内に被害を生じた地震
社会的影響基準	⑩災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
その他	⑪災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

(2) 報告内容

被害情報の報告内容は、以下のとおりである。

<被害情報の報告内容>

緊急報告	<p>① 町は、町内に震度4以上の地震を観測した場合、又は被害が発生したおそれがある場合には、庁舎の周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により県（災害対策本部、東播磨地方本部経由）へ、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。</p> <p>② 町は、地震が発生し町内で震度5強以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。</p> <p>③ 町は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、東播磨地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。</p>
災害概況即報	<p>町は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに（原則30分以内に）第1報を県（災害対策本部、東播磨地方本部経由）に対し、災害の初期段階で被害が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する総括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、東播磨地方本部経由）に報告する。特に災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、東播磨地方本部経由）に報告する。</p>
被害状況即報	<p>町は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により県（災害対策本部、東播磨地方本部経由）に報告する。県は、被害状況に関する情報を取りまとめる時間を指定するが、内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。</p>
災害確定報告	<p>町は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、東播磨地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。</p>
その他	<p>本計画に定めるほか、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。</p>

※緊急報告の県への報告において、報告内容は庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また緊急の場合は口頭でさしつかえない。）

※緊急報告の消防庁への報告において、報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

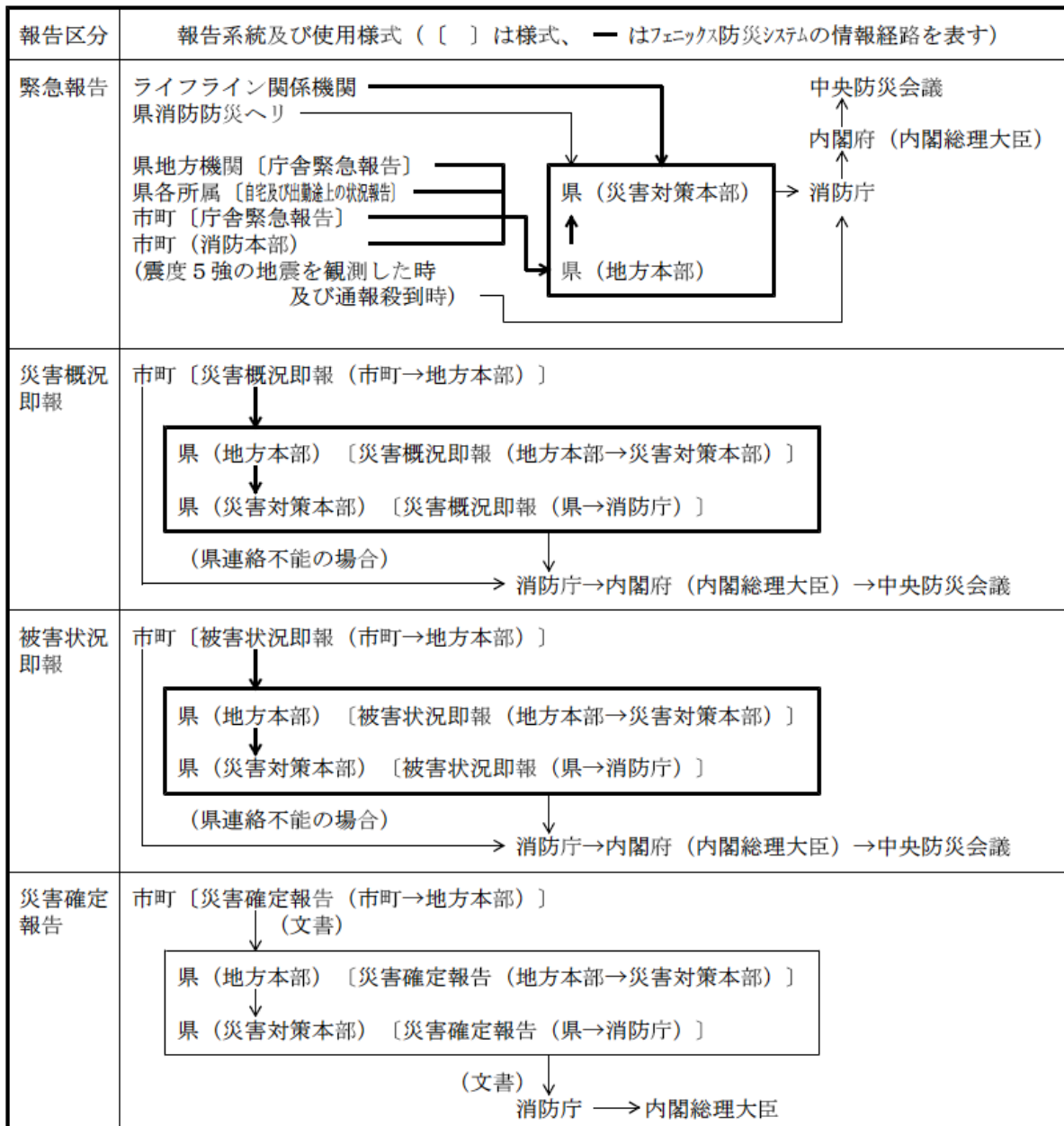
※災害概況速報において、災害規模に関する情報は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

(3) 報告系統

情報の伝達手段は、フェニックス防災システム、有線若しくは無線電話又はFAXなどのうち、最も迅速確実な手段を使用する。すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

なお、火災・災害等即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、町は、第一報を県に加え、消防庁に対しても報告する。

<被害情報の報告系統>



- (注) 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。
 2 市町は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告することとする。
 3 報告は、原則として防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

第3節 応援の要請・受入れを行う

本節の構成

本節は、一定規模以上の災害が発生し、町の対応能力を超えると判断されるときに、外部への応援の要請を迅速に行うために定める。

＜応援の要請・受入れを行う＞

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 災害救助法の適用を申請する	1-1. 災害救助法の概要を把握する	事務局	1日以内
	1-2. 適用基準を確認し、適用手続きを行う	事務局	1日以内
2. 自衛隊に災害派遣を要請する	2-1. 自衛隊に災害派遣を要請する	事務局	1日以内
	2-2. 自衛隊に撤収を要請する	事務局	-
3. 防災関連機関に応援を要請する	3-1. 公共機関に応援を要請する	事務局	1日以内
	3-2. 民間団体等に応援を要請する	事務局	1日以内
4. 災害ボランティアとの連携を図る	4-1. 災害ボランティアとの連携を図る	事務局	1日以内
	4-2. 一般災害ボランティアを受入れる	事務局	1日以内
	4-3. 専門災害ボランティアを受入れる	事務局	1日以内

1. 災害救助法の適用を申請する

1-1. 災害救助法の概要を把握する

(1) 法の目的

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

(2) 災害対策基本法との関係

わが国の災害対策に関する法体系は、災害対策基本法を基幹とし、災害救助法を始めとする幾多の関連法令より成り立っている。すなわち、基本法が一般法、個別的ニーズに応じて制定された個別法令が特別法の関係にあり、災害の実態に即して先ず個別的法令が適用され、これに特別の定めがないときに初めて基本法が働くことになっている。

この関係を応急救助についていえば、災害救助法に定めがある救助活動や救助費国庫負担等はこれにより、特別の定めのない救助組織等については基本法によることになる。

また、災害対策基本法において、町は、災害が発生した場合応急措置をとるべきことが義務づけられているが、応急措置のうち一定規模以上の災害に際しての救助については、災害救助法によって実施される。そのため、災害救助法による救助の対象とならない小規模な災害のみが町の応急措置の対象となる。

(3) 法の特徴

災害救助法における救助は、次のような点において他の救助とその性格を異にしている。

＜災害救助法の特徴＞

No	特徴	概要
1	災害に際しての応急救助である。	災害救助法による救助は、災害に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な救助である。従って、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策とは性格を異にする。
2	被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。	被災者の保護と社会秩序の保全とが救助の二大目的である。従って、災害救助法による救助は、災害の規模が個人の基本的な生活権と全体的な社会秩序とに影響を与える程度以上のものであるときに実施される。
3	国の責任において行われるものである。	適用される災害は大規模なものであるから、救助は国が行うべきものとされている。従って、県知事は法定受託事務として救助の実施に当たるものである。
4	地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。	救助に必要な人員の確保、物資の調達等は、地方公共団体、日本赤十字社等の関係団体や一般国民の協力を得なければ万全を期すことができないものであり、災害救助法による救助は、これらの協力の下に行われるものである。

(4) 県の役割

県は、広域的・総合的な事務を行うとともに、町が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととされている。

なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を町長に行わせることとされる。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を町長に通知することとされる。

- ①市町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。
- ②緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

(5) 町の役割

町は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、町長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

(6) 救助の実施内容

災害救助法における実施内容は、以下の項目である。

- ① 避難所の設置
- ② 応急仮設住宅の給与
- ③ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- ④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤ 医療及び助産
- ⑥ 被災者の救出
- ⑦ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

1-2. 適用基準を確認し、適用手続きを行う

(1) 適用基準

災害救助法は、市区町村の人口に応じて被害世帯が一定の基準に達したとき等に適用される。本町における適用基準は、次のとおりである。

- ① 家が滅失した世帯が60世帯以上に達したとき
- ② 被害世帯が①の基準に達しないが、県内の被害世帯が2,500世帯以上で町における被害世帯が30世帯以上に達したとき
- ③ 被害世帯が①及び②の基準に達しないが、県内の被害世帯が12,000世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあったときは、知事において災害救助法が適用されることがある。
- ④ 被害世帯が①、②及び③に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めるときは、災害救助法が適用されることがある。

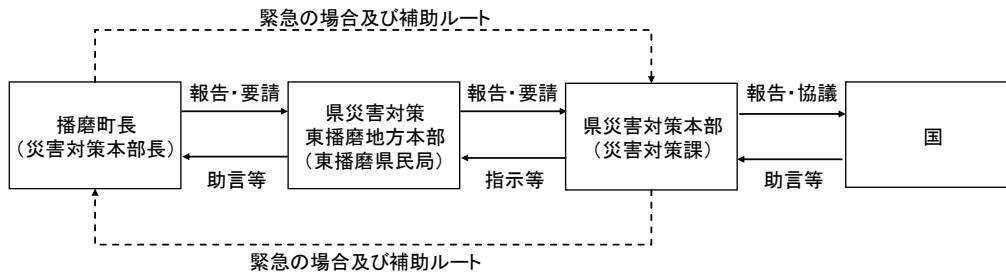
※参考

- ・人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口とする。
- ・被害世帯の適用基準は、全壊（焼）又は流失を1世帯とし、半壊（焼）のときは2世帯、床上浸水のときは3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 適用手続

町長は、町における災害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所並びに災害の原因及び概況を被害状況調及び世帯構成員別被害状況調により知事に報告するとともに、災害救助法の適用を要請する。

<災害救助法の報告等系統図>



<連絡先>

区分	電話番号
県災害対策東播磨地方本部 (東播磨県民局)	TEL : 079-421-9016 (直) FAX : 079-424-6616 衛星 : 7-15187-172-511、 512
(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	TEL : 078-362-9900 (直) FAX : 078-362-9911~9912 衛星 : 7-151-5361、5870
(災害対策本部未設置時) 災害対策局災害対策課	TEL : 078-362-9988 (直) FAX : 078-362-9911~9912 衛星 : 7-151-6380~1

(3) 災害救助法が適用されない場合の措置

町長は、町内における被害が災害救助法の適用に満たない場合であっても、人命救助等、住民の生命を守るための災害対策を実施する。なお、住家が被害を受けた者には、播磨町災害見舞金等の支給に関する規則（昭和52年規則第9号）に基づき、必要な給付を行う。

2. 自衛隊に災害派遣を要請する

2-1. 自衛隊に災害派遣を要請する

(1) 実施責任者

災害時における自衛隊の出動要請は、自衛隊法第83条に基づき、町長（災害対策本部長）が県知事に対して災害派遣の要請をすることで行う。ただし、通信の途絶等により知事に対して要求できない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。なお、この通知をしたときは速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

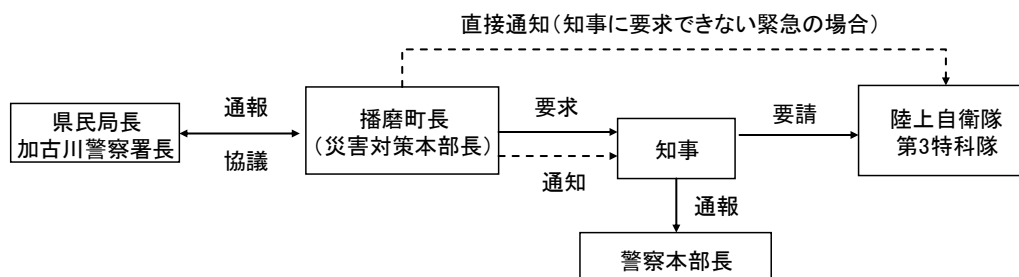
(2) 災害派遣要請の方法

町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣要請を要求する必要があると認められる場合、東播磨県民局長（東播磨地方本部長）、加古川警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をしよう求めることができる。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由

- ② 派遣を希望する期間
- ③ 希望する派遣区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項
 - ・要請責任者の職氏名 ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ・派遣地への最適経路 ・連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示

<自衛隊の派遣要請系統図>



<連絡先>

区分		勤務時間内	勤務時間外
知事	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	TEL : 078-362-9900 (直) FAX : 078-362-9911~9912 衛星 : 7-151-5331、5332	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策局災害対策課	TEL : 078-362-9988 (直) FAX : 078-362-9911~9912 衛星 : 7-151-3140	
自衛隊	陸上自衛隊第3特科隊	TEL : 079-222-4001 (内線 230~235) FAX : 079-222-4001 (内線 239) 衛星 : 7-984-31~33	TEL : 079-222-4001 (内線 302) FAX : 079-222-4001 (内線 239) 衛星 : 7-984-31~33

(3) 自衛隊の活動内容

町長は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして、知事に当該派遣の要請を要求する。

<自衛隊の活動内容①>

No	項目	内容
1	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
2	避難の援助	避難者の誘導、輸送等
3	遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷病者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
4	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込等
5	消防活動	利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
6	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開

<自衛隊の活動内容②>

No	項目	内容
7	応急医療、救護及び感染症対策	被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常派遣要請者が提供）
8	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
9	給食、給水及び入浴	給食、給水及び入浴支援
10	物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
11	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
12	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 派遣要請に伴う準備

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるように努める。

- ① 作業実施期間中現場責任者の設定
- ② 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

(5) 自衛隊の自主派遣

自衛隊の指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなくその判断に基づいて、部隊等を派遣することとし、事後できる限り早急に知事等に連絡し所要の手続きをとる。

(6) 経費の負担区分

災害派遣を受けた場合、町は原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費及び電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- ⑤ 輸送費等

2-2. 自衛隊に撤収を要請する

災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が進み復旧

の段階に入った場合、町長は災害派遣要請の方法に準じて、速やかに知事に自衛隊の撤収の連絡を行う。

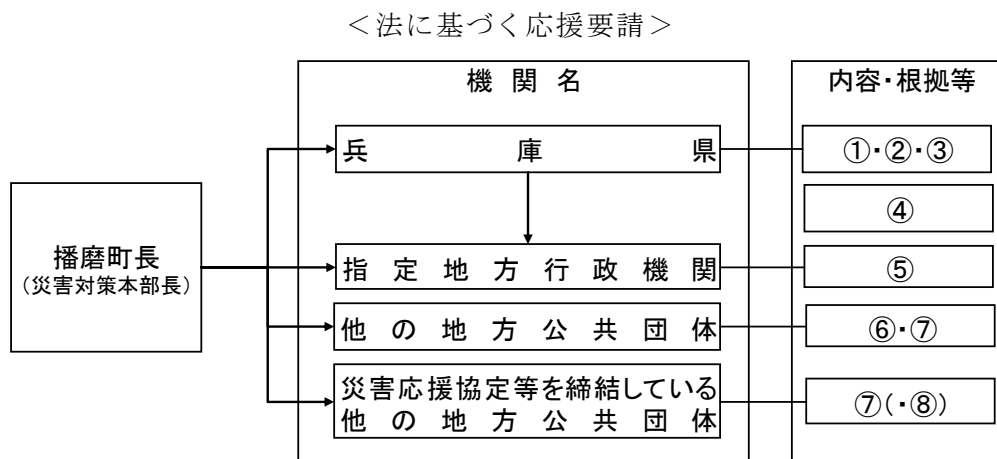
3. 防災関連機関に応援を要請する

3-1. 公共機関に応援を要請する

災害に際して、人命、財産を保護するための応急対策の実施が、本町において不可能又は困難な事態だと判断した場合、町長は、他の地方公共団体の長に対して応援派遣の要請をする。

(1) 法に基づく応援要請

災害対策基本法及び地方自治法において定められている災害時の応援の要請、職員の派遣に基づき、町長は他の地方公共団体の長に対して応援派遣を要請する。また、町長は、知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別の事情がない限りその求めに応ずる。



内容		根拠
①	応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第 68 条
②	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣斡旋要求	災害対策基本法第 30 条第 1 項
③	災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣斡旋要求	災害対策基本法第 30 条第 2 項
④	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 1 項
⑤	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項
⑥	災害の応急措置のための応援要請	災害対策基本法第 67 条第 1 項
⑦	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17
(⑧)	(災害応援協定等に基づく応援要請)	(災害応援協定等)

※復興に当たっては、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基

づき、職員派遣をあっせんするよう県に求めることができる。

(2) 海上保安庁に対する応援要請

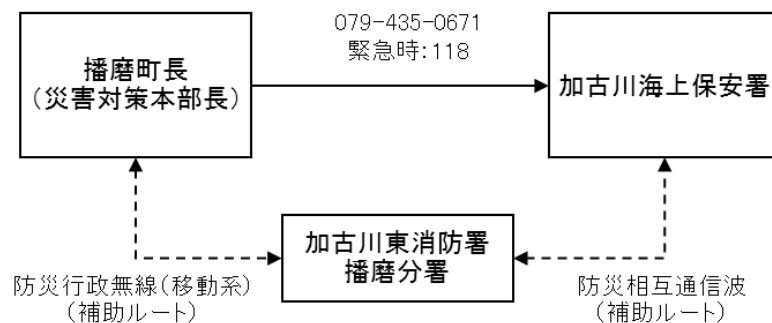
町長は、必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、加古川海上保安署長に対して、応急対策の実施を文書で要請する。

- ① 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- ② 支援活動を要請する期間
- ③ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- ④ その他参考となる事項

なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請する。

また、加古川海上保安署との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船、航空機を通じて要請する（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の送受信機を搭載しているため、必要に応じ加古川市東消防署播磨分署を経由する等して伝達する）。

<海上保安庁の要請系統図>



<海上保安庁の活動内容>

No	項目	内容
1	緊急輸送	傷病者、医師、避難者等又は救助物資等の緊急輸送
2	宿泊場所の提供	巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
3	その他	県及び町が行う災害応急対策の支援

(3) 災害応援協定等による応援要請

町長は、予め締結された協定等を活用し、公共機関等に応援を要請する。

(4) 国からの救援物資の無償貸付又は譲与

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和22年法律第229号）及びこれに関して各省各庁の長が定めるところにより、災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具の貸付、譲与・譲渡を受けることができる。

3-2. 民間団体等に応援を要請する

災害応急対策の実施にあたって、公共機関のみの活動では十分な成果を期待し得ないので、町長は民間組織の応援を求め、その協力によって災害対策の万全を期する。

(1) 要請の実施責任者と手続き

民間団体への活動要請手続は、町長が民間団体等の協力を必要と認めたとき、協力要請団体のうちから適宜指定して、当該団体の長に対して要請する。

(2) 協力要請団体

- ① 自主防災組織
- ② 自治会
- ③ 婦人会
- ④ 大学及び高校
- ⑤ 日赤奉仕団（※日赤奉仕団は、災害救護に関する奉仕その他社会福祉施設及び特別な配慮を要する者への奉仕等を目的として設置されている。）
- ⑥ その他、ボランティアを申し出た団体

(3) 協力要請事項

- ① 応援協力を要請する人員
- ② 活動内容
- ③ 活動場所
- ④ 集合場所・時間
- ⑤ その他、応援協力要請に関し必要な事項

(4) 活動の範囲

- ① 被災情報・生活情報収集に対する協力
- ② 救護活動（被災者の収容、避難など）に対する協力
- ③ 食料その他救援物資の供給（炊き出しなど）に対する協力
- ④ 被災地域の清掃等に対する協力
- ⑤ その他、軽易な応急・復旧作業に対する協力

(5) 災害時応援協定等

町長は、予め締結された協定等を活用し、民間団体等に応援を要請する。

4. 災害ボランティアとの連携を図る

4-1. 災害ボランティアとの連携を図る

(1) 災害ボランティアとの連携に努める

町は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割を認識し、その自主性を尊重しつつ、災害ボランティアとの連携に努めなければならない。

4-2. 一般災害ボランティアを受入れる

(1) 災害ボランティアセンターの開設

大規模災害等が発生した場合、大多数の団体、個人のボランティアの受入れが予想され混乱をさけるため、災害支援ボランティア活動に関する協定に基づき、播磨町社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンターを開設する。

(2) 災害ボランティア本部の設置

町は、災害ボランティア活動の調整、受入れ体制について、播磨町社会福祉協議会と連携して、災害ボランティア本部を設置する。

(3) ボランティアニーズの把握

災害ボランティアセンターは、町域を分割し、担当エリアごとに現地窓口を開設し、ボランティアニーズを把握する。

なお、災害ボランティアの主な活動内容は、以下のとおりである。

- ① 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- ② 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ③ 救援物資、資機材の配分、輸送
- ④ 軽易な応急・復旧作業
- ⑤ 災害ボランティアの受入事務

(4) ボランティアのコーディネート

把握できたボランティアニーズをみながら社会福祉協議会、日本赤十字社、各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。

また、感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底するとともに、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境の整備について県と調整を行う。

4-3. 専門災害ボランティアを受入れる

(1) 県災害救援専門ボランティアに応援を要請する

町は、被災の状況に応じて、県に対して救援活動に当たる県災害救援専門ボランティア(ひょうごフェニックス救援隊「HEART-PHOENIX」)の応援要請を行う。

＜災害救援専門ボランティアの活動分野＞

- ①救急・救助、②医療(医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士)、③介護、④建物判定、⑤手話通訳、⑥情報・通信、⑦ボランティアのコーディネート、⑧輸送

第4節 広報・広聴活動を行う

本節の構成

本節は、災害発生による緊迫した状況において、人心の安定を図り、住民が正しい情報を入手し、適切な行動に移れるための広報や住民意見を聴取する広聴について必要な事項を定める。

< 広報・広聴活動を行う >

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 広報資料を収集する	1-1. 広報の内容を整理する	事務局	1日以内
	1-2. 現地取材を行う	事務局	3日以内
	1-3. 災害写真を収集する	事務局	3日以内
2. 報道機関に対して 広報を行う	2-1. 報道機関へ情報公開を行う	事務局	1日以内
	2-2. 報道機関への取材協力を行う	事務局	1日以内
	2-3. 報道機関への放送要請を行う	事務局	1日以内
3. 住民に対して 広報を行う	3-1. 緊急広報を行う	事務局	1日以内
	3-2. 臨時広報等を作成・配布する	事務局	3日以内
	3-3. 臨時災害放送局を活用する	事務局	1日以内
4. 住民からの広聴を行う	4-1. 住民相談・問合せ窓口を設置する	事務局	1日以内
	4-2. 安否確認情報を収集・提供する	事務局	1日以内
	4-3. 住民からの要望等を処理する	事務局	1日以内

1. 広報資料を収集する

1-1. 広報の内容を整理する

事務局は、防災行政無線、広報車、掲示板、防災安心ネットはりま、ホームページ、各種SNS、FAX等を活用するとともに、協力機関に要請し、次の内容の広報を行う。

なお、広報する際には、事実の列挙だけではなく、町の対応方針や今後の見通しを合わせて伝え、被災地（町）内外の関係者の意識統一を図り、協力体制を醸成する。

- ① 地震（余震）、津波に関する情報
- ② 避難の必要性の有無、避難所の設置状況
- ③ 道路交通状況
- ④ 電気、ガス、水道の状況
- ⑤ 交通機関の状況
- ⑥ 医療機関の状況
- ⑦ 感染症対策活動の実施状況
- ⑧ 食料、生活必需品の供給状況
- ⑨ その他、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

1-2. 現地取材を行う

事務局は、災害対策本部でとりまとめた資料を最大限に利用するとともに、必要に応じて現地取材を行う。

1-3. 災害写真を収集する

事務局は、現場に職員を派遣して災害写真を撮影する。また、その他の機関の撮影した写真の収集に努めるとともに、これらの写真は速やかに災害対策本部等で掲示する災害速報に用いるほか、他の機関より依頼があった場合には提供する。

2. 報道機関に対して広報を行う

2-1. 報道機関へ情報公開を行う

町は、事務局でとりまとめた事項のうち必要な事柄について、報道機関に発表する。また、災害時対応を円滑に進めるため、極力早い段階で、記者会見等を定例化し、情報公開のタイミングと位置付ける（報道機関ごとの個別対応や随時対応を避ける）。

2-2. 報道機関への取材協力を行う

事務局は、報道機関が独自で取材する場合も積極的に資料・情報を提供する等できるだけ協力する。

2-3. 報道機関への放送要請を行う

事務局は、住民、被災者に対する報道のうち緊急なものについては、BAN-BANテレビ・ラジオ、ラジオ、テレビ等の放送を要請する。

3. 住民に対して広報を行う

3-1. 緊急広報を行う

緊急なもの及び広範囲にわたるものについては、防災行政無線や町ホームページ、各種SNS、報道機関、ヤフー株式会社等インターネット事業者を通じて行うものとする。

特に、地震については長時間にわたり停電することが予想されるので、住民に対し避難時の携行品として、携帯ラジオの持出しについて啓発する。津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術の活用を検討する。

また、町、県は、通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障がい者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進

その他の必要な施策を実施することに努める。

＜ホームページのキャッシュサイトについて＞

町ホームページを活用して災害情報の伝達を行った場合、アクセスが集中して接続しづらくなる場合がある。

町では、ヤフー株式会社と締結した協定により、あらかじめキャッシュサイトを用意しているため、避難情報を伝達する際等でアクセスが集中して接続しづらくなることが予想される場合は、事前に防災安心ネットはりま等を活用し、当該キャッシュサイトのアドレスを周知することとする。

キャッシュサイトアドレス：<https://www-town-harima-lg-jp.cache.yimg.jp/>

なお、キャッシュサイトの活用にあたっては、以下の事項に留意する必要がある。

- ・アドレスを周知する際には「公式サイトがつながりにくい場合にはヤフー株式会社の協力によるキャッシュサイトをお試してください。」という文言を入れて表記する
- ・キャッシュサイトは、ミラーサイトとは異なるため、町ホームページサーバーが稼働していないと複製できない
- ・キャッシュサイトへアクセスするタイミングによって最大1分前の情報を表示している場合がある
- ・キャッシュサイトは、町ホームページのすべてを再現するわけではない

3-2. 臨時広報等を作成・配布する

事務局は、住民への広報として、文字情報は無用の混乱を招くことのない有効な手段であることを踏まえ、できる限り臨時広報、チラシ等を作成し、避難所等に配布する。

3-3. 臨時災害放送局を活用する

町は、住民への広報を行う際、必要に応じて、県が（株）NHKアイテック関西支社と締結している「災害時における臨時災害放送局開設に関する協定」を活用し、臨時災害放送局（臨時災害FM局）を設置することができる。

臨時災害放送局を設置する場合は、県を通じて行う。

4. 住民からの広聴を行う

4-1. 住民相談・問合せ窓口を設置する

事務局は、災害後の住民からの多種多様な相談や問合せに対応するため、住民相談・問合せ窓口を設置する。また、想定される相談内容をもとに、必要に応じて、応援職員や各種専門ボランティアを編入する。

<想定される相談内容>

- ① 安否確認及び捜索依頼
- ② 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- ③ 罹災証明に関する事項（被害調査の実施、証明書発行受付等）
- ④ 環境衛生に関する事項（ごみ処理、家屋等の消毒、汲み取りの実施等）
- ⑤ 住宅に関する事項（応急修理、仮設住宅、片付けを行う災害ボランティアの派遣、補修・解体、建て替え等）
- ⑥ 生活安定に関する事項（災害見舞金、義援金支給の申し込み、税・保険料の徴収猶予・減免、制度融資・給付等）
- ⑦ 健康相談、要配慮者及び児童・生徒への支援
- ⑧ 外国籍住民への情報提供
- ⑨ 職業の斡旋 等

4-2. 安否確認情報を収集・提供する

町は、災害対策基本法第86条の15第1項に基づく安否情報の照会に適切に回答するため、必要な範囲で町が保有している情報を利用し、関係地方公共団体の長、警察・消防・医療機関等の各種防災関係機関の協力を得て、被災者の安否に関する情報を収集・整理する。これに当たっては、必要に応じて、消防庁が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）に基づき、安否情報の収集および提供等に係る事務を効率的に行うために、安否情報の収集・提供システムを整備しているが、当該システムを活用する。

また、安否確認などの個人情報の提供については、災害対策基本法第86条の15等の関連規定に基づき適切に行うものとし、被災者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、県が、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する（住民基本台帳の閲覧制限がある者は非公表）ため、発災時に備え、平時からその手続き等の整理について連携して行う。

4-3. 住民からの要望等を処理する

寄せられた要望等については、庁内で共有するとともに、関係機関と連絡調整し処理するものとし、併せて復旧・復興計画に反映させる。また、住民から受けた要望等を分析し、広報内容の検討について連携を図る。

<要望処理上の留意点>

- ① 問合わせ内容に対する回答結果を、統一的な文書として作成し、掲示又は班員へ配布して、その後の対応の迅速化を図る。
- ② 問い合わせ内容・件数を記録し、必要に応じて、翌日以降の広報内容に反映させる。
- ③ 要望、苦情等については、速やかに各関係機関へ連絡し、早期解決に努める。
- ④ 処理方法の統一化を図るため、聴取用紙等を準備する。

第2章 いのちを守る

第1節 警戒・予防措置活動を行う

本節の構成

本節は、災害発生のおそれのある段階における警戒・予防措置活動について定める。

<警戒・予防措置活動を行う>

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 風水害時の警戒・予防措置活動を行う	1-1. パトロールを行う	全部局	1日以内
	1-2. 予防措置を行う	全部局	1日以内
	1-3. 自主避難所を開設・運営する	全部局	1日以内
2. 津波時の警戒・予防措置活動を行う	2-1. ゲート閉鎖班の編成を行う	全部局	1日以内
	2-2. 津波到達予想時刻を設定・周知する	全部局	1日以内
	2-3. 避難の徹底	全部局	1日以内

1. 風水害時の警戒・予防措置活動を行う

1-1. パトロールを行う

災害発生のおそれがある風水害時、各部は、町内で想定される危険箇所等の状況を把握し、また災害の予防措置を行うため、パトロールを行う。

1-2. 予防措置を行う

各部は、町内のパトロール中に、災害発生のおそれがあると判断した場合、事務局に連絡を行うとともに、地域住民に周知し、必要な応急対策を実施する。避難の必要がある場合は、避難対策を実施する。なお、これらの活動に当たっては、従事する要員の安全確保に十分配慮する。

1-3. 自主避難所を開設・運営する

(1) 自主避難所の開設

自主避難所は、町が発令する避難指示によるものではなく、河川の増水や内水氾濫、暴風の発生等災害発生のおそれの高まり等を受け、住民が自己の判断で身の安全を確保するため、早期に避難する場所を提供することを目的として開設する。

なお、自主避難所を開設した場合、町は、施設管理者、自主防災組織、消防団、警察、消防署等との緊密な連携のもと、避難情報等の伝達方法に基づき、当該避難所の名称、場所、連絡先等について、住民、県等に周知徹底を図る。

(2) 自主避難所での受入れ対象となる者

自主避難所での受入れ対象者は、災害発生のおそれが高まり、自宅等に居続けることに身の危険を感じ、安全を確保するために適切な避難場所を確保することができない人を受入れる。

(3) 自主避難所の運営

一時的かつ自主的な避難所であることから、町は、原則として飲食料、生活必需品等は供与せず、避難者が自己の判断に基づき必要な物資を準備し、自主避難所に持参するものとする。

自主避難所では、受入れた者の名簿を作成し、入退所管理を行う。

(4) 自主避難所の閉鎖

自主避難所は、その開設理由となった危険が去った段階で閉鎖する。

2. 津波時の警戒・予防措置活動を行う

2-1. ゲート閉鎖班の編成を行う

津波発生のおそれのある場合は、参集した職員からゲート閉鎖班を編成する。ゲート閉鎖班は、以下の4箇所毎（1班3名）に編成する。

- ①阿閩漁港（1班体制）
- ②古宮漁港（2班体制）
- ③喜瀬川（西）（1班体制）
- ④喜瀬川（東）（1班体制）

2-2. 津波到達予想時刻を設定・周知する

播磨町の津波予報区は「兵庫県瀬戸内沿岸」であり、津波到達予想時刻はこの予報区ごとに発表される。ただし、ここで発表される津波到達予想時刻は淡路島（洲本市と淡路市の市境付近）であるため、実際に播磨町沿岸に到達するのはここからさらに時間がかかる。（現在の想定では地震発生後109分後に播磨町沿岸に到達する見込み）

津波到達予想時刻から設定した作業終了時刻（避難開始時刻）を事務局が設定する。なお、作業終了時刻は、播磨町に津波が到達すると思われる時刻の約40分前とする。（避難に要する時間を30分と見込み、10分の余裕を上乗せ）

2-3. 避難の徹底

ゲート閉鎖班は、作業終了時刻に達した場合は、作業が完了しているかどうかに関わらず、必ず避難を開始するものとする。避難先は役場庁舎とする。ただし、緊急時（逃げ切れないと思われる場合）は身の安全の確保を優先するものとする。

第2節 避難対策を行う

本節の構成

本節は、災害時において、住民の生命の安全を確保するための避難対策について必要な事項を定める。

< 避難対策を行う >

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 避難情報（避難指示等）を発令する	1-1. 避難の基本的な考えを把握しておく	全部局	—
	1-2. 避難情報の区分と実施責任者を把握しておく	全部局	—
	1-3. 避難情報の発令を判断する（風水害時）	事務局	1日以内
	1-4. 避難情報の発令を判断する（津波・高潮時）	事務局	1日以内
	1-5. 避難情報の発令を判断する（その他災害）	事務局	1日以内
	1-6. 避難情報を伝達・報告する	事務局	1日以内
	1-7. 避難情報を解除する	事務局	—
	1-8. 浸水想定区域内の地下街等又は要配慮者利用施設の名称及び所在地	事務局	—
2. 警戒区域を設定する	2-1. 警戒区域を設定する	事務局	1日以内
	2-2. 警戒区域を伝達する	事務局	1日以内
	2-3. 警戒区域を解除する	事務局	—
3. 避難支援を実施する	3-1. 避難の方法を周知する	教育避難支援部	1日以内
	3-2. 避難者を誘導する、輸送する	教育避難支援部	1日以内
4. 避難所を開設する	4-1. 避難所を開設する	教育避難支援部	1日以内
	4-2. 避難者を受入れる	教育避難支援部	1日以内
	4-3. 避難所を管理・運営する	教育避難支援部	1日以内
	4-4. 避難所を統合・閉鎖する	教育避難支援部	1週間以内
	4-5. 福祉避難所を開設・運営する	住民福祉部	3日以内
5. 避難所外避難者等を支援する	5-1. 避難所外避難者を把握する	教育避難支援部	1日以内
	5-2. 避難所外避難者を支援する	教育避難支援部	1日以内
	5-3. 避難所への再避難・移転	教育避難支援部	3日以内
	5-4. 在宅避難者を把握、支援する	教育避難支援部	3日以内
6. 帰宅困難者を支援する	6-1. 帰宅困難者を把握する	事務局	1日以内
	6-2. 帰宅困難者への各種支援を実施する	事務局	1日以内
7. 必要に応じ広域一時滞在を行う	7-1. 広域一時滞在の協議	事務局	1日以内
	7-2. 広域一時滞在者に関する情報の把握と支援	事務局	1日以内
8. 愛玩動物の収容対策を行う	8-1. 動物救護本部に情報提供を行う	事務局	1日以内

1. 避難情報（避難指示等）を発令する

1-1. 避難の基本的な考え方を把握しておく

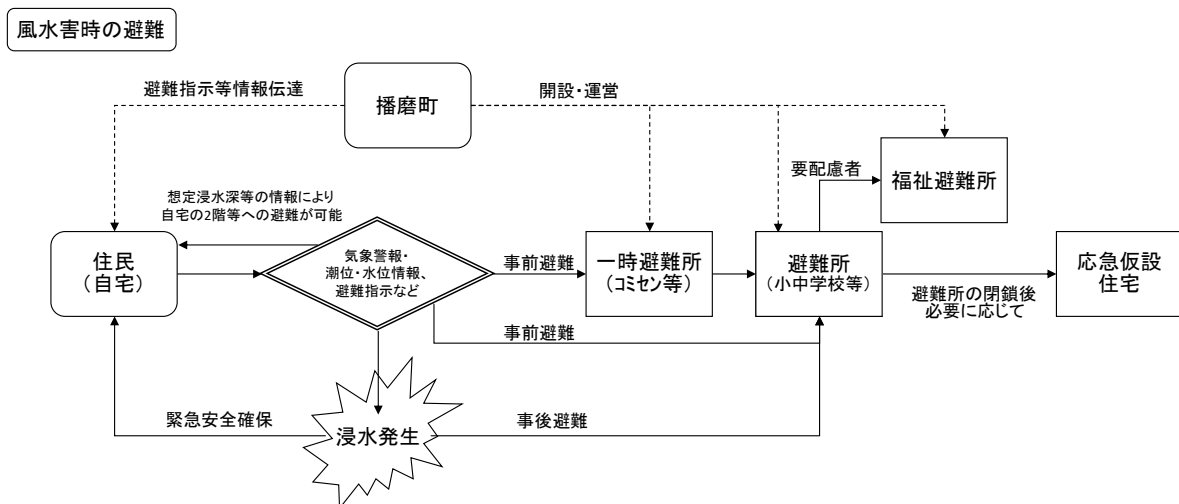
(1) 風水害時の避難のあり方

風水害時には、局地的な集中豪雨を除き、多くの場合、事前に気象予警報など災害情報が発表され、それを参考とした事前避難を行う時間的余裕がある。そのため、町は、避難情報をそれらの事前の災害情報を参考に発令する必要がある。

避難の方法は、安全な場所への立退き（水平避難）を基本とするが、ハザードマップにおける想定浸水深さ等の情報により自らの判断で自宅や近くの建物の2階以上への垂直避難とすることも可能である。

なお、状況によっては移動途中での被災の危険性もあるため、必ずしも指定の避難所への屋外の移動を伴う水平避難を促すだけでなく、状況に応じて、自宅の2階以上への垂直避難（屋内での退避等の安全確保措置）を促す。

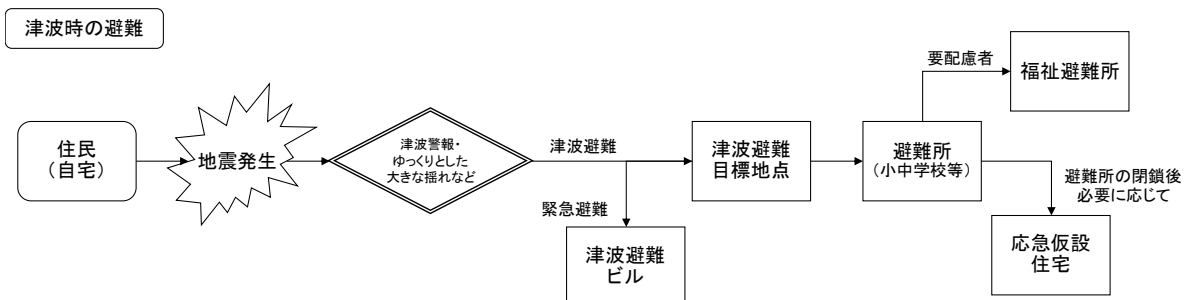
<風水害時における避難の流れイメージ>



(2) 津波からの避難のあり方

津波は、主に南海トラフ等の海溝型地震の発生に伴って発生することが指摘されている。また、気象庁から津波警報等が発表されるため、その事前情報を基にした避難情報の発令を行う必要がある。なお、東日本大震災で指摘されたように、津波からの避難は予兆や情報を感知した時点で、より早くより高い場所へ避難することにある。

<津波時における避難の流れイメージ>



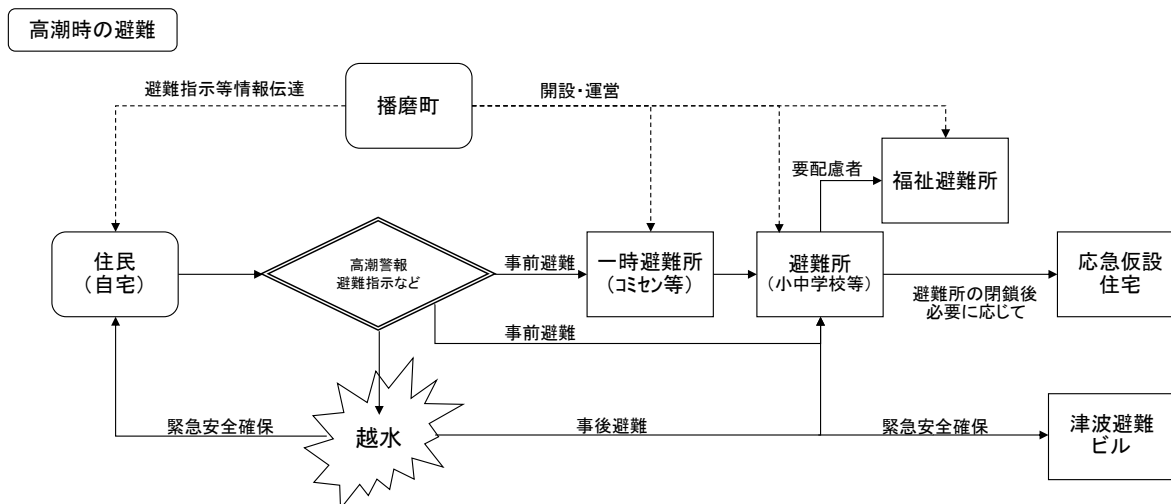
(3) 高潮からの避難のあり方

高潮は台風によって引き起こされ、風水害と同様に事前避難を行う時間的な余裕があるため、風水害に準じた対応を基本とする。

但し、高潮においては2階以上の高さの浸水が想定される区域が洪水よりも広範囲にわたるため、避難に当たっては避難先の想定浸水深を考慮する必要がある。

また、避難行動が遅れるなどの理由により水平避難を行う時間的な余裕がない場合には、津波避難ビル等への垂直避難へと避難行動を切り替える必要がある。

＜高潮時における避難の流れイメージ＞

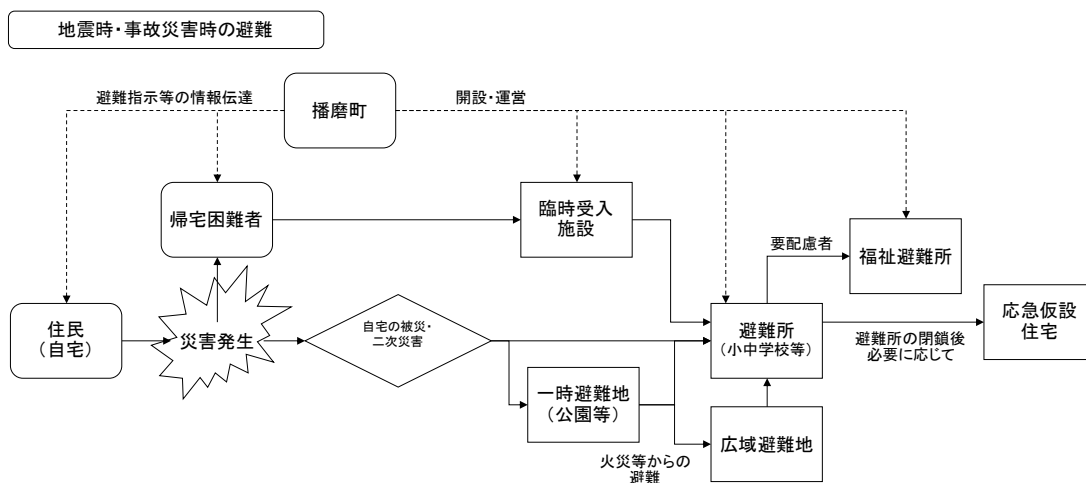


(4) 地震時及び事故災害時の避難のあり方

地震や事故災害などの事前の予測が困難な災害の場合は、災害が発生した後に、例えば自宅が被災したから避難する、火災が迫ってきたから避難するなど、事後対応的な避難が中心となる。

そのため、避難情報等は、現場の被害情報などを参考に発令する必要がある。

＜地震時及び事故災害時における避難の流れイメージ＞



1-2. 避難情報の区分と実施責任者を把握しておく

(1) 避難情報の区分

避難情報には、以下のとおり、その緊急度合いに応じて、以下の情報に分かれる。

＜避難情報の一覧＞

警戒レベル	区分	発令時の状況	居住者等がとるべき行動
警戒レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがあり、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する住民が避難行動を開始しなければならない状況 ※夜間や暴風下における避難を回避するために、適切な時間帯に高齢者等避難を発令する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 ・特に、急激な水位上昇の恐れがある河川沿いは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することが強く望まれる。
警戒レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の居住者等が避難行動を開始しなければならない状況 ※夜間や暴風下における避難を回避するために、適切な時間帯に避難指示を発令する。 ※発令基準を満たしたときは、指定緊急避難場所の開設を終えていなくても発令する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者等は全員、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・指定緊急避難場所への避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合や、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できると自ら判断した場合には、近隣のより安全な場所や建物等へ避難、屋内のより安全な場所へ移動することも可能。
警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生又は切迫しており、居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き（水平）避難することがかえって危険であると考えられる状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・命を守るための最善の行動をとる

※適切な避難行動は、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、住民一人ひとりが自らの置かれる状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要がある。したがって、住民は避難情報が発信されていないことを理由に避難行動を行わないのではなく、被害発生予測が可能となるような情報収集、地域特性に応じた早期避難に努めるとともに、冠水時等の悪条件下の屋外移動の回避、垂直避難の可能性等に留意し、適切な行動を実施しなければならない。

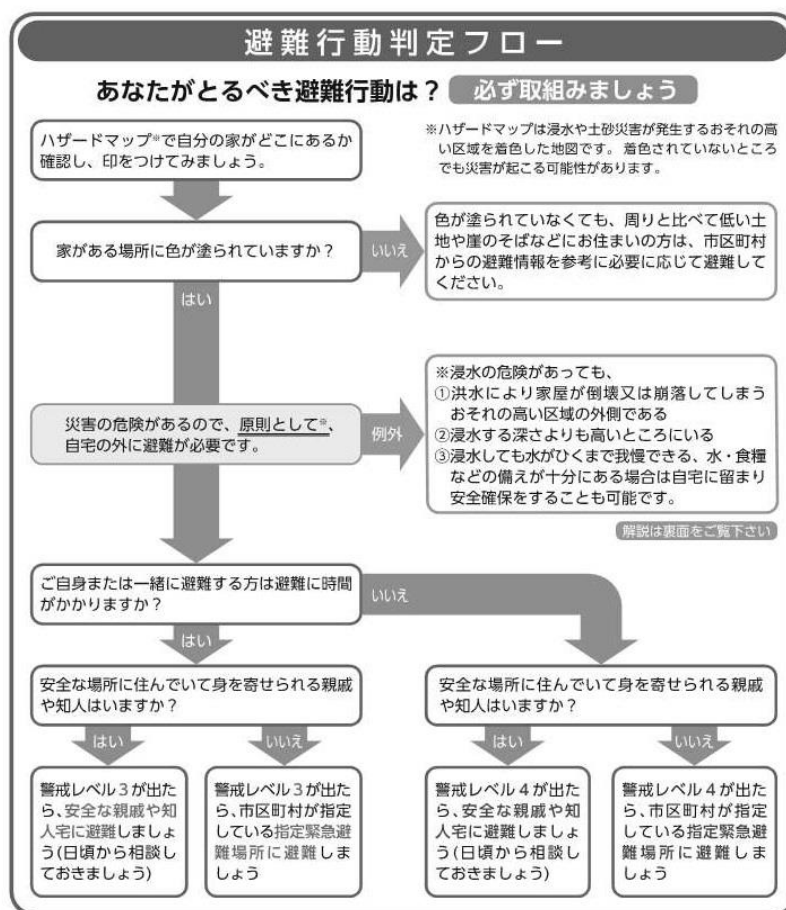
※警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

※住民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておくことが望まれる。

※特に感染症の流行下においては、指定避難所等に避難者が殺到することを避ける必要があるため、ハザードマップや「避難行動判定フロー」等を用いて地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した適切な避難先を選択するとともに、親戚・知人宅等、避難所以外の多様な避難先について事前に検討しておくことが望ましい。



(2) 実施責任者

避難指示は、法に基づき、以下の実施機関が行うことが出来る。なお、知事は町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第60条第6項～第8項)

<避難指示の実施責任者>

実施責任者	災害の種類	実施要件	根拠法
町長	災害全般	1. 生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があるとき	災害対策基本法 第60条
警察官	災害全般	1. 町長が実施するいとまがないとき 2. 町長から要請があったとき 3. 特に急を要する場合	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法 第4条第1項
自衛官	災害全般	1. 特に急を要する場合で、現場に警察官がいない場合	自衛隊法 第94条
海上保安官	災害全般	1. 町長が実施するいとまがないとき 2. 町長から要請があったとき 3. 特に急を要する場合	災害対策基本法 第61条
知事又はその命を受けた職員	洪水・高潮	1. 著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条
水防管理者	洪水・高潮	1. 著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条

※警察官又は海上保安官は、町長が避難指示を発令することができないと認めるとき又は町長から要請のあったときは、住民等に対して避難指示を発令する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難指示を発令した旨を町長に通知する。

※災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせる。

(3) 避難情報発令に当たっての助言

町長は、災害対策基本法第61条の2の規定により、避難情報の発令をしようとする場合に、必要に応じて指定行政機関もしくは指定地方行政機関の長、または県知事に対し、助言を求めることができる。

(4) 特別警報が発表された場合

特別警報が発表された場合は、重大な災害の危険性が著しく高まっている状況にある。そのため、町は、速やかに住民に対し特別警報の発表を周知するとともに、直ちに避難指示を発令し、住民に対し生命を守る最低限の行動をとるように求める。

(5) 避難情報発令の留意点

町長は、住民の安全を確保するため、空振り（避難指示等を発令したにもかかわらず、結果的に避難をするほどの災害が発生しなかった場合）を恐れず、可能な限り早めに避

難情報を発令する。

このため、災害の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、情報を発表した気象台や兵庫県と緊密に情報交換し、避難を要する区域を特定のうえ、発令基準に基づき総合的に判断する。

また、町長が不在で、かつ、連絡がとれない場合は、直ちに危機管理監、副町長、教育長の順で避難指示等を発令する。

1-3. 避難情報の発令を判断する（風水害時）

(1) 風水害時の対応の流れ

風水害時（高潮を除く）の氾濫は、おおむね以下のような順序で発生することが想定される。事前の天気予報、台風情報など、予め災害の規模を把握した上で、災害に備える必要がある。

＜大雨時に想定される災害と避難判断・伝達＞

想定される災害	どこに	いつ	
	被害想定区域	基準	水位基準
①内水氾濫の発生	町全域（特に過去の浸水実績箇所）	50mm/h 程度	なし
②中小河川の氾濫 （水田川、喜瀬川）	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図	772mm/24h (1/1000 年超) 551mm/12h (1/1000 年)	水田川水位情報（3 地点） 喜瀬川水位情報（住吉橋）
③大河川の氾濫 （加古川）	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図	750mm/2d (1/1000 年)	加古川洪水予報（国包）

(2) 内水氾濫に対する避難情報の発令

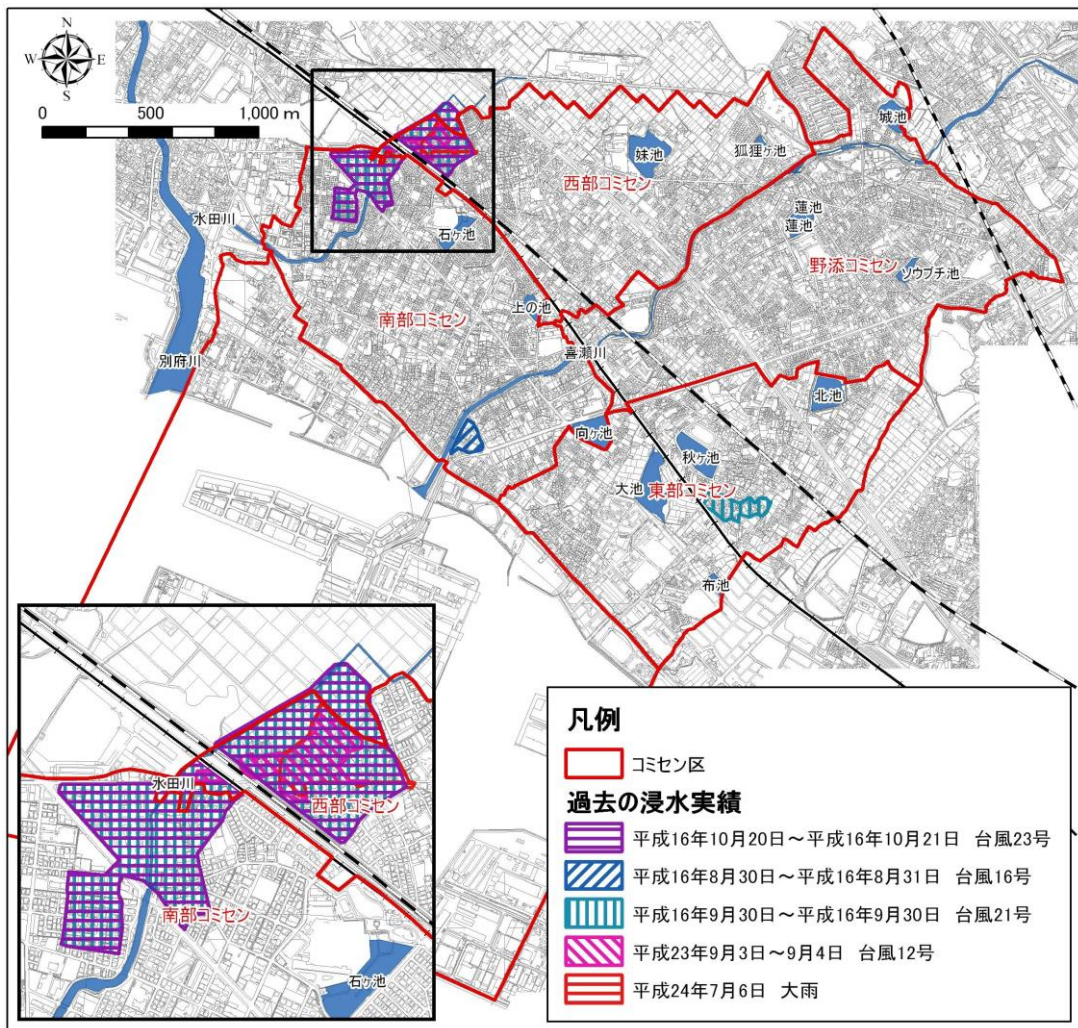
1) 対応概要

内水氾濫に対する避難の対応概要は、以下のとおりである。

<内水氾濫に対する避難の対応概要>

被害想定	過去の浸水被害の実績範囲
対象地域	町全域（特にくぼ地、過去の浸水地域）
避難の基本的考え	<p>内水氾濫は、大雨によって町全域で発生しうる可能性がある。特にくぼ地や過去の浸水地域では発生の可能性が高い。ただし、想定される浸水被害が床下浸水、大きくても床上浸水であり、特に夜間時などではむやみな移動は帰って被災の危険を招く。また、広域的に発生を予見するための判断指標は雨量情報しかない。</p> <p>そのため、住民の避難行動は、自宅や近隣の高い場所への一時避難が基本であり、町は高齢者等避難等にて注意喚起を促す。</p>
判断指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象警報、雨量観測所 ・ 現場情報（巡回、住民通報など）

<内水氾濫（過去の浸水実績）>



2) 発令基準

内水氾濫に対する避難情報の発令基準は、以下のとおりである。

＜内水氾濫の避難情報の発令基準＞

区分	情報	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	予測情報	・洪水警報や大雨(浸水害)警報が発表された場合で、特に避難準備が必要と判断される場合
	現場情報	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水被害の危険が判断できる場合
【警戒レベル4】 避難指示	予測情報	・特別警報(大雨)
	現場情報	・水路の溢水や道路冠水が発生している場合で、さらに一定時間強い降雨が予想されるとき

※道路冠水が発生し、屋外での行動が危険を伴うと考えられる場合は、垂直避難を指示する。

※参考：下水道整備は、概ね降雨強度 50mm/h 程度の雨に対応するものであり、それ以上の大雨が降った場合、浸水災害が発生する可能性がある。特に短時間で局地的にふる大雨等では、局地的に浸水災害が発生しやすい。(例えば、10分間で20mm程度の雨は、60分換算で降雨強度120mm/hとなる。)

(2) 水田川の氾濫に対する避難情報の発令

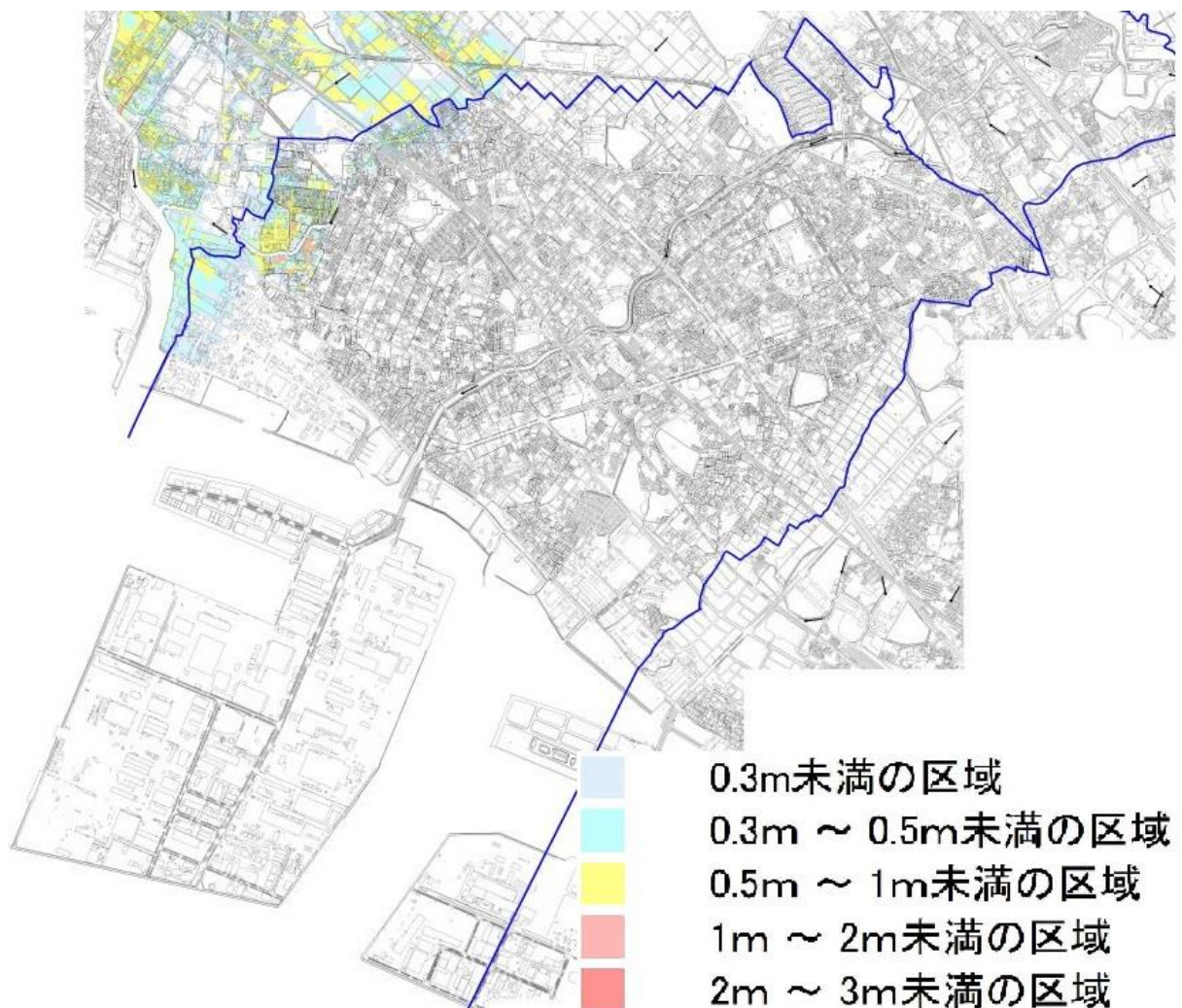
1) 対応概要

水田川氾濫に対する避難の対応概要は、以下のとおりである。

<水田川氾濫に対する避難の対応概要>

被害想定	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図 (想定降雨規模：772mm/24h (1/1000年超))
対象地域	(1.0m未満) 北古田2丁目、古田2丁目、3丁目、北本荘5丁目～7丁目 (2.0m未満) 宮西1丁目、2丁目
避難の基本的考え	水田川は水防法上の指定河川ではないが、一部区域が水防上の重要な箇所を含んでおり、県によって氾濫予測システムが構築され、3箇所の水位観測において3時間先までの水位予測が可能である。 水田川周辺の地域では、最悪の事態を想定すると、内水氾濫→水田川の氾濫→加古川の氾濫による影響が連動して発生する可能性がある。内水氾濫や水田川の氾濫に備えて自宅等に垂直避難した後、加古川の氾濫水が到達すると移動が困難になり、取り残される可能性が高い。そのため、当該地域の避難においては、加古川の氾濫の判断指標をあわせて避難を考える必要がある。
判断指標	・水位情報 (氾濫予測システム) ・現場情報 (巡回、住民通報など)

<水田川浸水想定区域図>



2) 発令基準

水田川氾濫に対する避難情報の発令基準は、以下のとおりとし、氾濫予測システムを判断材料として活用する。

＜水田川氾濫に対する避難情報の発令基準＞

区分	情報	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	現場情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水被害の危険が判断できる場合 ・ 洪水警報や大雨(浸水害)警報が発表され、向こう短時間の気象予想や河川等の巡視の報告などから、要配慮者の避難に必要な時間(70分)経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される場合
	予測情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田川の氾濫予測システム(6時間先までの予測水位)の中で、要配慮者の避難に必要な時間(70分)経過後にいずれかの地点で基準水位に到達すると予測される場合 ・ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
【警戒レベル4】 避難指示	現場情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水警報や大雨(浸水害)警報が発表され、向こう短時間の気象予想や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間(40分)経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される場合 ・ 排水先の河川の水位が上昇しポンプの運転停止や水門の閉鎖水位に到達することが見込まれる場合 ・ 近隣で浸水被害、道路冠水が発生し、被害が拡大している場合 ・ 水位の高低に関わらず、河川管理施設の異常(漏水等)を確認したとき
	予測情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田川の氾濫予測システム(6時間先までの予測水位)の中で、住民の避難に必要な時間(40分)経過後にいずれかの地点で基準水位に到達すると予測される場合 ・ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ・ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	現場情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決壊や越水、溢水が発生した場合(氾濫発生情報等により把握できた場合) ・ 排水先の河川の水位が上昇しポンプの運転停止や水門閉鎖が生じた場合 ・ 水位の高低に関わらず、河川管理施設の大規模異常(亀裂、大きな漏水等)、越水を確認したとき
	予測情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別警報(大雨)

※道路冠水が発生し、屋外での行動が危険を伴うと考えられる場合は、垂直避難を指示する。

※上記基準と併せて、加古川洪水予報が発表されている場合は、特に立ち退き避難を求める。

(3) 喜瀬川の氾濫に対する避難情報の発令

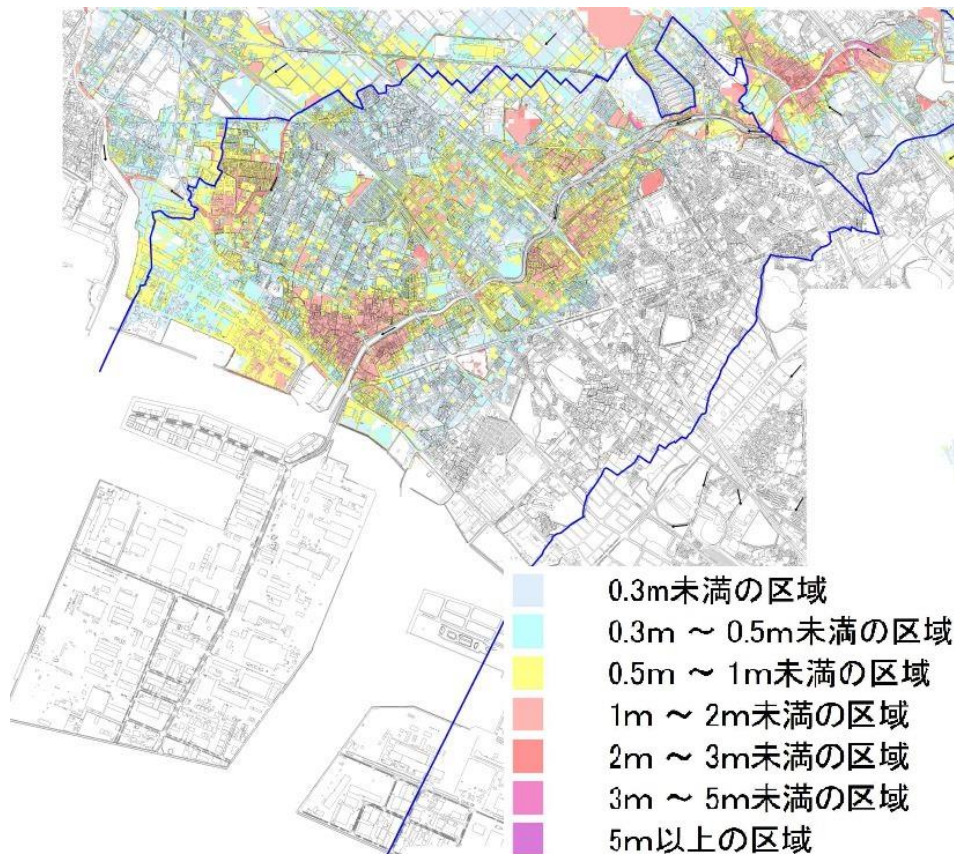
1) 対応概要

喜瀬川氾濫に対する避難の対応概要は、以下のとおりである。

<喜瀬川氾濫に対する避難の対応概要>

被害想定	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図（想定降雨規模：551mm/12h（1/1000年））
対象地域	野添、野添城全域、上野添全域、北野添3丁目、西野添3丁目～5丁目、南野添全域、大中全域、南大中全域、北古田全域、古田全域、本荘全域、東本荘全域、北本荘全域、宮北全域、宮西全域、古宮、古宮1丁目、6丁目、7丁目
避難の基本的考え	<p>喜瀬川は、水防法に基づき県が指定した水位周知河川、水防警報河川であり、避難判断の目安となる水位が設定された水位観測所の情報がインターネット等を通じてリアルタイムに公開されている。</p> <p>想定最大規模の降雨により喜瀬川の氾濫が発生した場合には、非常に広範囲の浸水が想定される。浸水深さについても床上浸水（1m以上）が想定される地域が多く、そのような地域では早期に当該地域からの立ち退き避難を基本とした避難行動が求められるため、設定された水位に関する情報と浸水前の事前避難を促すための情報提供に努めるものとする。</p> <p>一方で、床下浸水程度（0.5m未満）の地域も多く、そのような地域においては、特に夜間時などではむやみな移動はかえって被災の危険を招く可能性があるため、自宅や近隣の高い場所への垂直避難も有効である。</p>
判断指標	<ul style="list-style-type: none"> ・水位情報（氾濫予測システム） ・現場情報（巡回、住民通報など）

<喜瀬川浸水想定区域図>



2) 発令基準

喜瀬川氾濫に対する避難情報の発令基準は、以下のとおりとし、氾濫予測システムを判断材料として活用する。

＜喜瀬川氾濫に対する避難情報の発令基準＞

区分	情報	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	水位 情報	・住吉橋水位観測所の避難判断水位（2.30m）に達し、30分後 ⁽¹⁾ に氾濫危険水位（2.60m）に到達すると予測される場合
	予測 情報	・住吉橋水位観測所の避難判断水位（2.30m）に達し、氾濫予測システム（6時間先までの予測水位）の中で、30分後 ⁽¹⁾ に、氾濫危険水位（2.60m）に到達すると予測される場合 ・洪水害の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合で、急激な水位上昇が予想される場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	水位 情報	・氾濫危険水位（2.60m）に達し更に水位の上昇が見込まれる場合 ・氾濫危険水位（2.60m）には達していないが、40分後 ⁽²⁾ に越水すると予測される場合
	現場 情報	・水位の高低に関わらず、河川管理施設の異常（漏水等）を確認したとき
	予測 情報	・住吉橋水位観測所の氾濫危険水位（2.60m）に到達してはいないが、氾濫予測システム（6時間先までの予測水位）の中で、40分 ⁽²⁾ 経過後に、氾濫危険水位（2.60m）に到達すると予測される場合 ・洪水害の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	現場 情報	・決壊や越水、溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合） ・水位の高低に関わらず、河川管理施設の大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、越水を確認したとき ・水門等の施設の機能が損なわれ、浸水被害の危険性が高い場合（水門が閉まらない等）

(1) 兵庫県が設定するレベル4相当の事象までのリードタイム。

(2) 兵庫県が設定する災害発生までのリードタイム。

※道路冠水が発生し、屋外での行動が危険を伴うと考えられる場合は、垂直避難を指示する。

(4) 加古川の氾濫に対する避難情報の発令

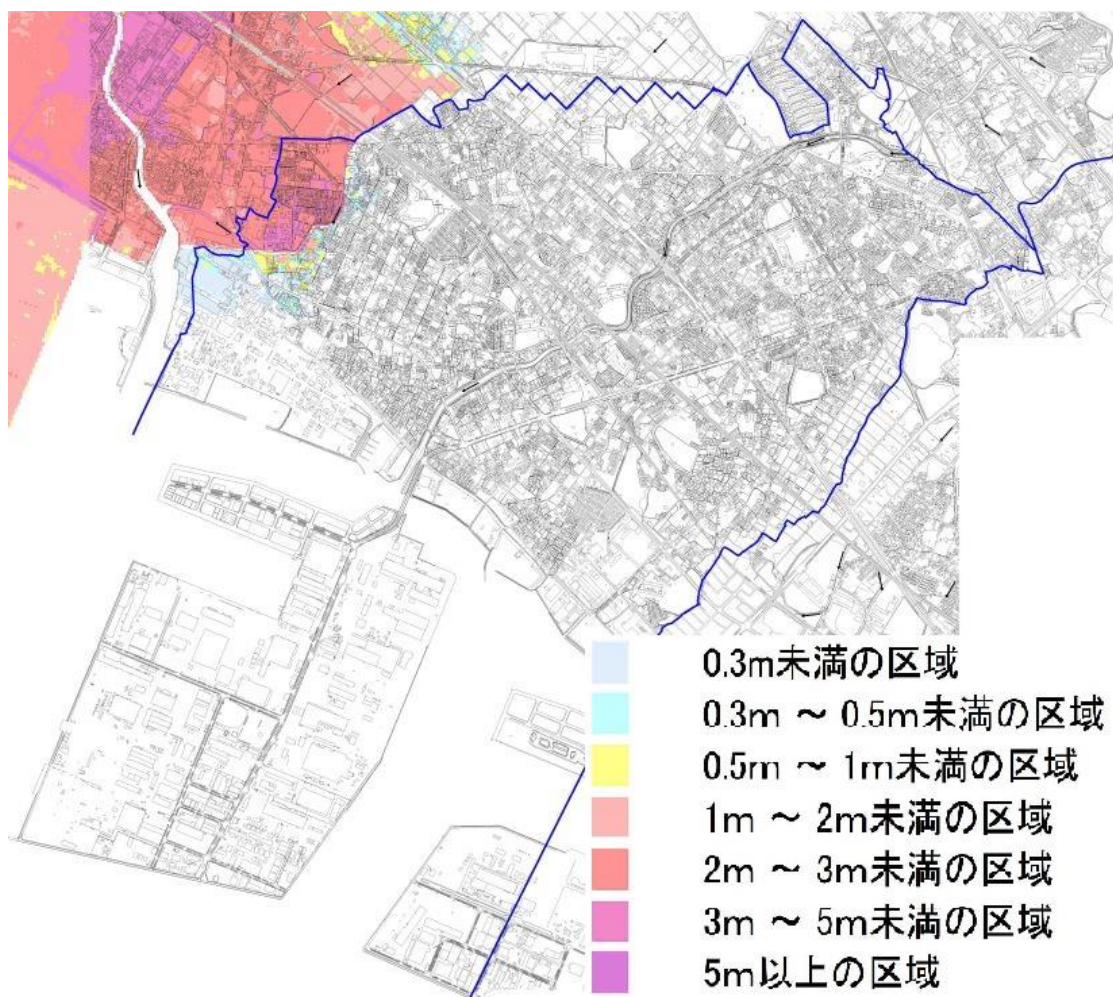
1) 対応概要

加古川氾濫に対する避難の対応概要は、以下のとおりである。

<加古川氾濫に対する避難の対応概要>

被害想定	想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図（想定降雨規模：750mm/2d（1/1000年））
対象地域	（1.0m未満）北本荘5丁目、7丁目、宮西、宮西3丁目 （2.0m未満）宮西2丁目 （2.0m以上）北本荘6丁目、宮西1丁目
避難の基本的考え	加古川は、水防法に基づき国が指定した洪水予報河川、水防警報河川であり、気象台と国土交通省が共同で洪水予報を発表する河川である。想定される浸水被害は、最大で2.0m以上であり、特に水田川以西では全域で大きな浸水被害が想定されている。 床上浸水（1.0m以上）が想定される地域では、住民は当該地域からの事前の立退き避難を基本とした避難行動が求められる。ただし、加古川は町より6km程度の遠方にあり、仮に加古川左岸が破堤しても、町に洪水が到達するのに6～7時間程度の猶予があることが想定されている。そのため、「加古川が破堤した」という情報を得てからの対応でも比較的時間に余裕がある。
判断指標	・洪水予報 ・現場情報（巡回、住民通報など）

<加古川浸水想定区域図>



2) 発令基準

加古川氾濫に対する避難情報の発令基準は、以下のとおりである。

＜加古川氾濫に対する避難情報の発令基準＞

区分	情報	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難		なし
【警戒レベル4】 避難指示	予測 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・加古川氾濫危険情報が発表されたとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
	現場 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・加古川氾濫発生情報が発表されたとき（加古川の堤防が破堤した場合）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	現場 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・町に氾濫水が到達し、浸水被害等の発生が把握できた場合

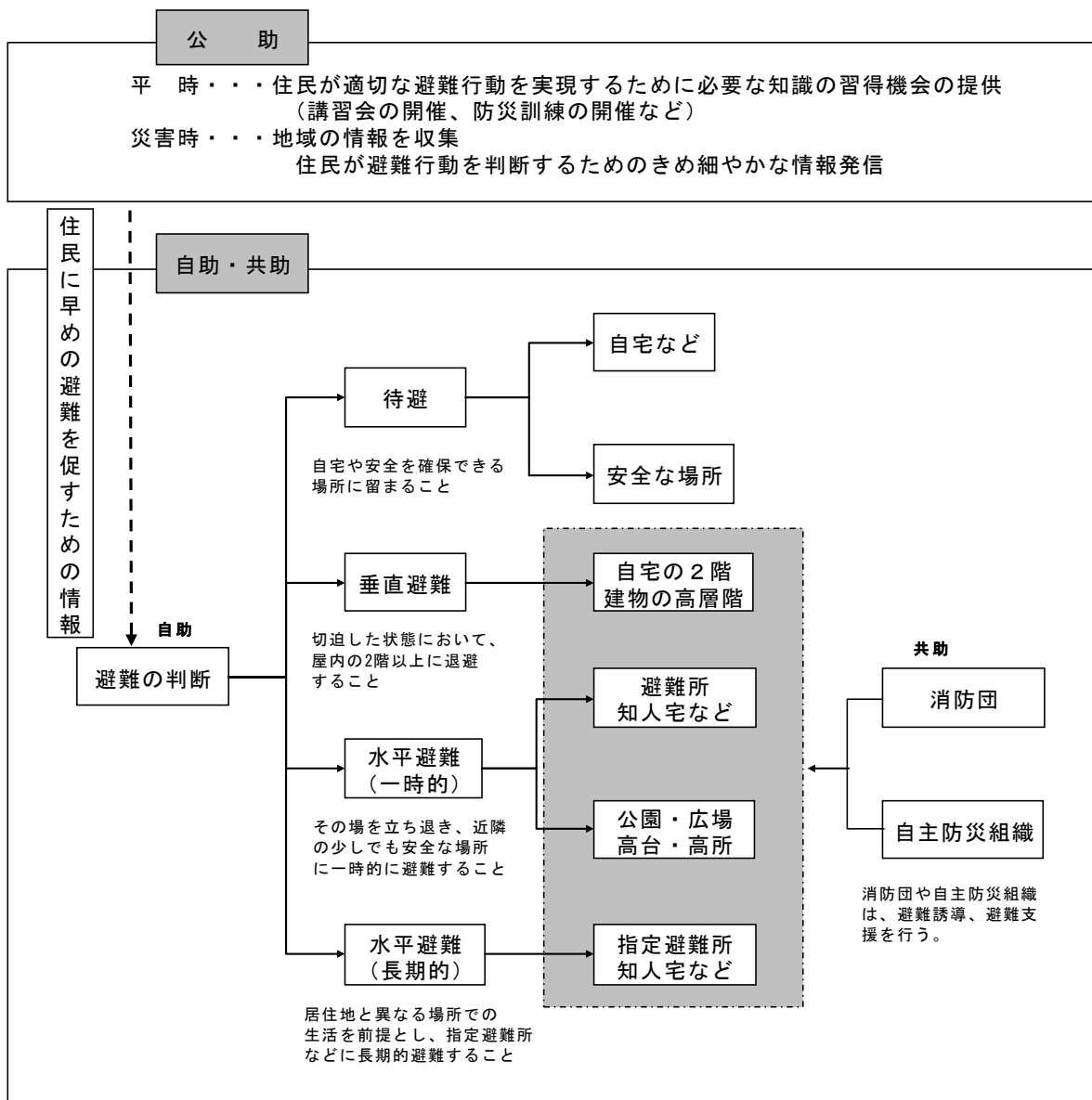
※道路冠水が発生し、屋外での行動が危険を伴うと考えられる場合は、垂直避難を指示する。

(5) 風水害時の避難周知について

風水害時の避難においては、状況によっては移動途中での被災の危険性もあるため、必ずしも指定の避難所への屋外の移動を伴う水平避難を促すだけではなく、状況に応じて、自宅の2階以上への垂直避難（屋内での退避等の安全確保措置）を促すなどの配慮する必要がある。

なお、この避難のあり方については、日頃から住民自らが「自らの生命は自ら守る」ためのより安全な行動を選択できるように、啓発を行う必要がある。

<風水害時の避難周知について>



1-4. 避難情報の発令を判断する（津波・高潮時）

(1) 津波に対する避難情報の発令

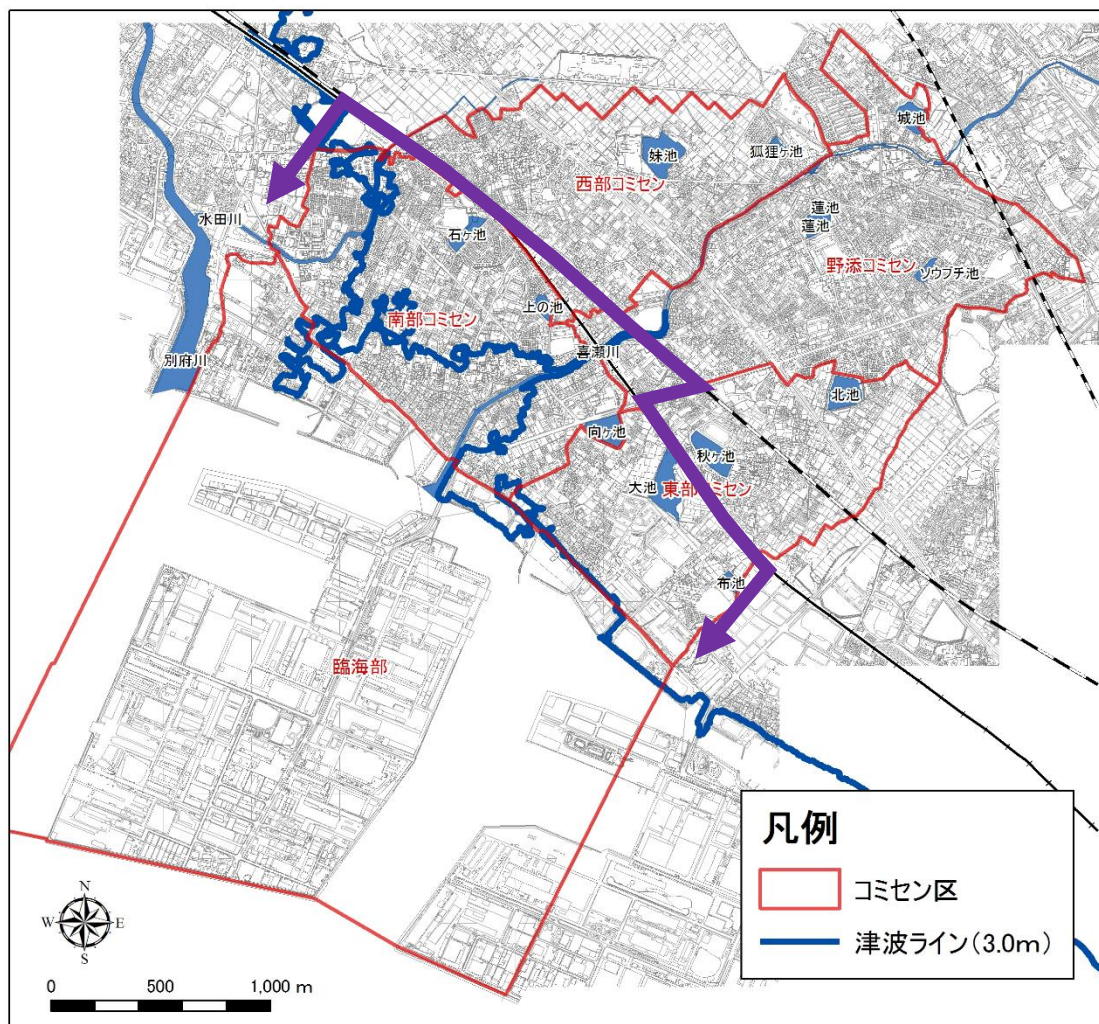
1) 対応概要

津波に対する避難の対応概要は、以下のとおりである。

＜津波に対する避難の対応概要＞

被害想定	兵庫県津波浸水想定図
対象地域	概ね海拔3m未満の区域とし、バッファゾーンも含め、以下のとおりとする。 ①県道382号（本荘平岡線）以東の山陽電気鉄道以南の地域 ②県道382号（本荘平岡線）以西の山陽新幹線以南の地域
避難の基本的考え	同地区の住民は、津波の予兆及び津波警報等感知した時点で、自らの判断において津波避難目標地点へ避難するものとする。 なお、当該地域の住民に対しては、自動的に津波避難目標地点へ避難行動を開始するように日頃から啓発しておく必要がある。
判断指標	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等 ・ゆっくりとした大きな揺れ

＜避難対象地区＞



2) 発令基準

津波に対する避難情報の発令基準は、以下のとおりである。

<津波に対する避難情報の発令基準>

区分	情報	基準
避難指示	予測情報	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報が発表された場合（防潮堤の外側を対象とする） ・（自動発令）津波警報が発表された場合 ・（自動発令）大津波警報（特別警報）が発表された場合
	現場情報	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報が発表されたが、防潮ゲートが閉鎖できない（閉鎖が間に合わない場合を含む）場合 ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

(2) 高潮に対する避難情報の発令

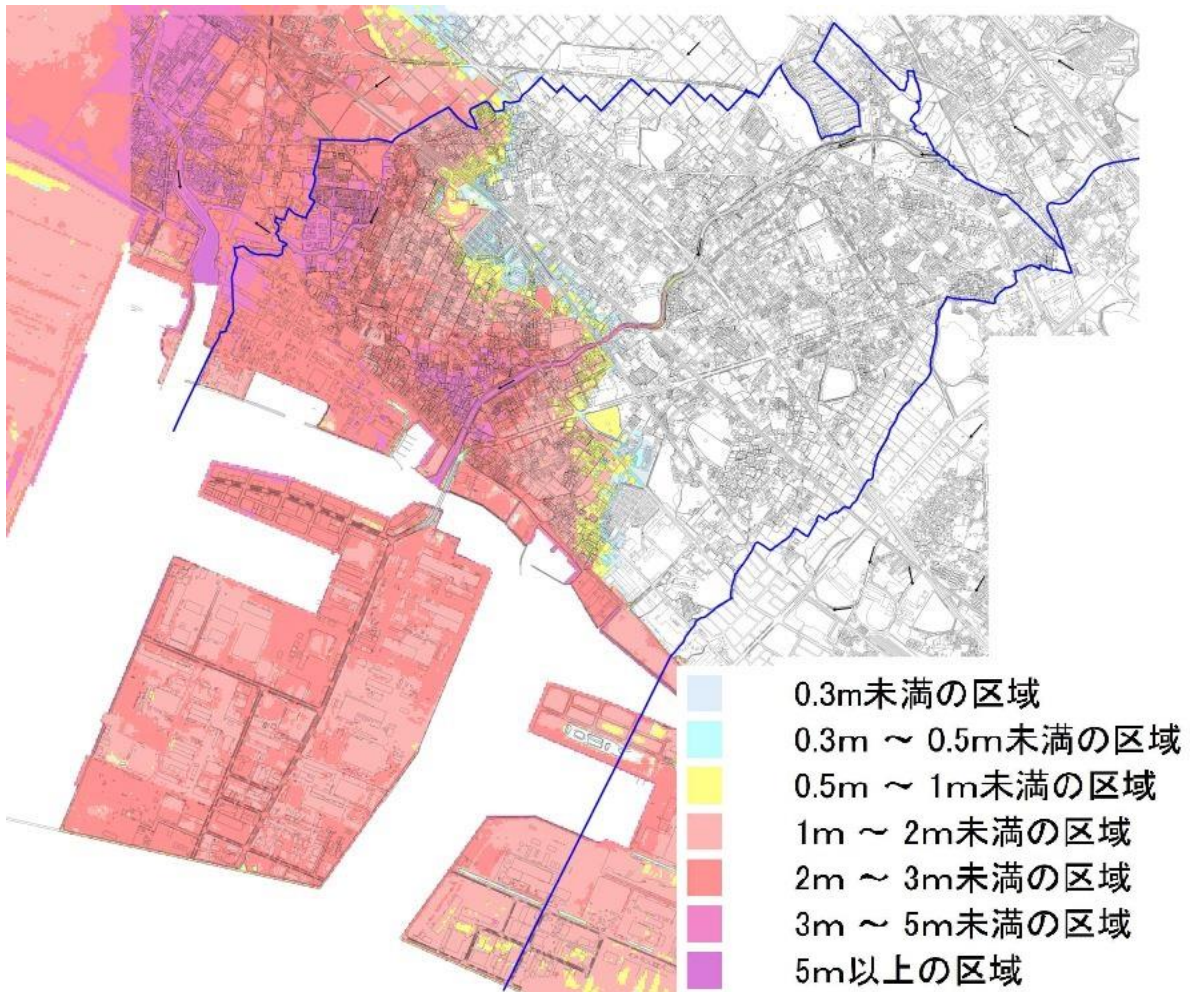
1) 対応概要

高潮に対する避難の対応概要は、以下のとおりである。

<高潮に対する避難の対応概要>

被害想定	高潮浸水想定区域図
対象地域	南野添3丁目、古田2丁目、3丁目、南大中2丁目、本荘全域、東本荘全域、北本荘全域、宮北全域、宮西全域、古宮1丁目、5丁目、6丁目、7丁目、古宮（臨海部）
避難の基本的考え	高潮の氾濫シミュレーションは、日本の既往最大規模である室戸台風級の台風（910hPa）が、最も被害を及ぼすルートを経由して伊勢湾台風級の速度（73km/h）で通過することを想定し、台風期における朔望平均満潮位（0.65m）及び異常潮位（0.143m）を含めた最大潮位は5.4mと想定されている。そのため、想定される被害も町の低地部の広範囲にわたり、最大で5.0m未満の浸水被害が発生する。特に被害が甚大な床上浸水以上（1.0m以上）の住民は、同様の台風が来ることが認識された時点において、早めの避難を行うことが求められる。
判断指標	・高潮警報等

<高潮浸水想定区域図>



2) 発令基準

高潮に対する避難情報の発令基準は、以下のとおりである。

<高潮に対する避難情報の発令基準>

区分	情報	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	予測情報	<ul style="list-style-type: none"> 高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 高潮注意報が発表されたときで、台風の最接近予想時刻と満潮時刻が重なる場合 高齢者等避難の発令が必要となるような高潮を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
	現場情報	<ul style="list-style-type: none"> 高潮注意報が発表されたときで、防潮ゲートが何らかの事情により閉鎖できない場合
【警戒レベル4】 避難指示	予測情報	<ul style="list-style-type: none"> 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき 避難指示の発令が必要となるような高潮を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
	現場情報	<ul style="list-style-type: none"> なし
【警戒レベル5】 緊急安全確保	現場情報	<ul style="list-style-type: none"> 現在の潮位が、危険潮位（2.90m）⁽¹⁾ に到達 水門等の防潮施設の状況（水門を閉めなければいけない状況だが閉まらない等） 海岸堤防の倒壊や決壊の発生 異常な越波・越流の発生

(1) その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水の恐れがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位

1-5. 避難情報の発令を判断する（その他災害）

(1) その他災害に対する避難情報の発令

1) 対応概要

地震や事故災害などの事前の予測が困難な災害の場合は、災害が発生した後に、例えば自宅が被災したから避難する、火災が迫ってきたから避難するなど、事後対応的な避難が中心となる。

そのため、避難情報等は、現場の被害情報などを参考に発令する必要がある。

2) 想定される避難

地震は、県地震被害想定結果によれば、山崎断層帯による地震において、町内で震度6強の揺れ、避難所等で収容が必要な避難者が3,251人発生することが想定されている。

事故災害については、規模によっても異なるため、予めの想定は設定されていない。

1-6. 避難情報を伝達・報告する

(1) 避難情報の内容

避難情報等を発令するときは、可能な限り次に掲げる事項を伝達し避難の迅速化と安全を図る。

- ① 避難情報等が発令された地域名
- ② 避難経路及び避難先
- ③ 避難時の服装、携行品
- ④ 避難行動における注意事項

(2) 伝達方法

- ① 町長は、直ちに、防災行政無線、B A N - B A N テレビ・ラジオ、ホームページ、防災安心ネットはりま、エリアメール・緊急速報メール、各種 SNS、広報車、ヤフー株式会社等インターネット事業者等の情報伝達手段を活用するとともに、警察本部、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。
- ② 町長は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。
- ③ 要配慮者への伝達に際しては、避難支援計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。
- ④ 避難情報等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民にその意味がわかりやすく伝わるように努める。

(3) 県への報告

町長は、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

1-7. 避難情報の発令を解除する

町長は、避難の必要がなくなった場合には、実施した避難情報を解除し、その旨連絡員を通して避難場所等に避難している対象者に伝達する。

避難場所等以外に避難している対象者には、防災行政無線、B A N - B A N テレビ・ラジオ、ホームページ、防災安心ネットはりま、各種 SNS、広報車、立看板等の各種媒体を活用して周知する。

< 避難情報の発令解除の目安 >

- ①神戸地方気象台が大雨・洪水警報を解除した場合
- ②洪水予報河川の場合は、地方気象台等が洪水注意報を解除した場合
- ③氾濫注意水位を定めた河川の水位が氾濫注意水位以下に下がり、再度上昇するおそれのない場合
- ④浸水が発生している場合は、水が引き、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合

1-8. 浸水想定区域内の地下街等又は要配慮者利用施設の名称及び所在地

水防法第 15 条の規定に基づく、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する必要のある施設は次のとおりである。

< 要配慮者利用施設と浸水想定状況一覧 >

NO	施設名	住所 電話番号	浸水想定状況			
			喜瀬川	加古川	水田川	高潮
1	小規模多機能型居宅介護事業所 みんなの家	宮北1丁目6番6号	0.5m-	-	-	1.0m-
		079-437-1037	1.0m未満	-	-	2.0m未満
2	小規模多機能型居宅介護事業所 ゆとり庵大中	南大中1丁目7番27号	0.5m-	-	-	-
		079-441-2770	1.0m未満	-	-	-
3	サービス付き高齢者向け住宅 すずらん	宮北2丁目11番3号	1.0m-	-	-	2.0m-
		079-437-3686	2.0m未満	-	-	3.0m未満
4	サービス付き高齢者向け住宅 ひだまり	古田1丁目4番59号	0.5m-	-	-	-
		079-437-1867	1.0m未満	-	-	-
5	オリーブの家	東本荘2丁目7番10号	-	-	-	1.0m-
		079-441-0080	-	-	-	2.0m未満
6	オリーブの家2号館	東本荘2丁目7番11号	-	-	-	1.0m-
		079-441-1900	-	-	-	2.0m未満
7	特別養護老人ホーム あえの里	北古田1丁目17番37号	0.3m未満	-	-	-
		079-437-6333	-	-	-	-
8	特別養護老人ホーム あえの里式番館	宮北1丁目6番15号	0.3m未満	-	-	0.5m-
		079-436-6001	-	-	-	1.0m未満
9	C o C o 播磨	宮北1丁目6番6号	1.0m-	-	-	1.0m-
		079-437-6333	2.0m未満	-	-	2.0m未満
10	はまゆうの家(有料老人ホーム)	南野添3丁目8-20	0.5m-	-	-	-
		079-435-1222	1.0m未満	-	-	-
11	カノアハウスⅡ	本荘1丁目5番18号	0.5m-	-	-	2.0m-
		079-451-5570	1.0m未満	-	-	3.0m未満
12	ソーシャルインクルーホーム 播磨町	本荘2丁目4番6号	1.0m-	-	-	2.0m-
		079-451-5607	2.0m未満	-	-	3.0m未満
13	グループホームみらい(休止中)	宮西1丁目23番11号	0.5m-	3.0m-	0.5m-	3.0m-
		079-441-1360	1.0m未満	5.0m未満	1.0m未満	5.0m未満
14	グループホームかりん	宮西1-21-6	0.5m未満	3.0m-	0.5m未満	3.0m-
		079-451-7584	-	5.0m未	-	5.0m未満
15	岡本クリニック	北本荘5丁目10番11号	0.5m-	0.5m未満	0.5m未満	2.0m-
		079-437-2271	1.0m未満	-	-	3.0m未満
16	播磨小学校	宮北1丁目3番10号	0.5m-	-	-	1.0m-
		079-437-9849	1.0m未満	-	-	2.0m未満
17	播磨小学校学童保育所 (第1学童)	宮北1丁目3番10号	0.3m-	-	-	1.0m-
		079-437-0299	0.5m未満	-	-	2.0m未満
18	播磨小学校学童保育所 (第2学童)	宮北1丁目3番10号	0.5m-	-	-	1.0m-
		079-497-5520	1.0m未満	-	-	2.0m未満
19	播磨西小学校	北本荘4丁目5番1号	0.5m-	-	-	1.0m-
		079-436-3041	1.0m未満	-	-	2.0m未満
20	播磨西小学校学童保育所 (第1学童)	北本荘4丁目5番1号	0.3m-	-	-	1.0m-
		079-436-3041	0.5m未満	-	-	2.0m未満
21	播磨西小学校学童保育所 (第2学童)	北本荘4丁目5番1号	0.3m-	-	-	1.0m-
		079-435-3332	0.5m未満	-	-	2.0m未満
22	県立東はりま特別支援学校	北古田1丁目17番17号	0.3m未満	-	-	-
		079-430-2820	-	-	-	-
23	播磨幼稚園	宮北1丁目7番7号	0.3m-	-	-	0.5m-
		079-437-0729	0.5m未満	-	-	1.0m未満
24	播磨西こども園	北本荘4丁目5番25号	0.3m-	-	-	1.0m-
		079-435-3265	0.5m未満	-	-	2.0m未満
25	キュービットこども園	北本荘6丁目9番11号	0.5m-	0.5m未満	0.5m未満	3.0m-
		079-435-2532	1.0m未満	-	-	5.0m未満
26	播磨中央こども園	南大中1丁目5番13号	0.3m-	-	-	-
		079-435-2455	0.5m未満	-	-	-
27	播磨保育園	東本荘1丁目13番7号	0.3m未満	-	-	0.5m-
		079-437-8165	-	-	-	1.0m未満
28	バレット保育園	東本荘1丁目13番28号	0.3m未満	-	-	0.5m-
		079-451-7616	-	-	-	1.0m未満

※喜瀬川(県)、加古川(国)は水防法に基づき公表された浸水想定区域図から判定した。

※水田川、高潮は兵庫県計算の任意結果より判定した。

※津波は津波防災地域づくりに関する法律に基づき兵庫県知事が設定する津波浸水想定から判定した。

2. 警戒区域を設定する

2-1. 警戒区域を設定する

- ① 町長は、災害対策基本法第63条第1項に基づき、災害が発生し又は、まさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- ② 警察官又は海上保安官は、災害対策基本法第63条第2項に基づき、町長（権限の委任を受けた町職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。
- ③ 災害派遣を命じられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第63条第3項に基づき、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

2-2. 警戒区域を伝達する

- ① 町長は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じる。
- ② 町長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

2-3. 警戒区域を解除する

町長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域の設定を、明示物を撤去する等して解除し、その旨連絡員を通して避難所に避難している対象区域の居住者等に伝達する。

避難場所等以外に避難している対象者には、電話、ケーブルテレビ・コミュニティFM放送、防災行政無線、立看板等の各種媒体を活用して周知する。

3. 避難支援を実施する

3-1. 避難の方法を周知する

(1) 避難順位

緊急避難を要する地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

- ① 高齢者、乳幼児、病人、障がい者及び妊産婦とこれに必要な介護者
- ② 住民
- ③ 防災義務者

(2) 避難準備の留意事項

避難の準備については、次の諸点に留意するよう周知徹底を図る。

- ① 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- ② 避難者は、手拭、チリ紙、最小限の着替え、肌着、健康保険証を携行すること。
- ③ 避難者は、必要に応じて防寒雨具を携行すること。
- ④ 避難者は、住所、氏名、年齢、血液型等の判明できるものを携行すること。
- ⑤ 避難者は、安全に避難を行うことを第1の目的とし、過重な携行品及び緊急必要な身廻品以外のものは携行しないよう指導を行う。
- ⑥ 避難者は、避難に自家用車を使用しないよう指導を行う。

(3) 避難方法の留意事項

避難の方法については、次の諸点に留意するよう周知徹底を図る。

- ① 火災が延焼拡大し近隣住民等による延焼防止が不可能になった場合、住民等は高齢者・障がい者・乳幼児・病人等を援護し、助け合って安全な一時避難地等へ避難する。一時避難地等に避難する暇がない場合は、安全な空き地等を利用する。
- ② 一時避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織、自治会、事業所等それぞれの単位ごとにまとまって、町職員、警察官、消防団員等の誘導により、安全な避難路を経て広域避難地又は当該地域の属する校区の小中学校等へ避難する。
- ③ 上記①、②において、延焼方向、風向き等により一時避難地が避難地としての機能を果たさない場合、又はそのおそれがある場合は、町職員、警察官、消防団員等の誘導により、安全な避難路を経て直接、広域避難地又は当該地域の属する校区の小中学校等へ避難する。
- ④ 避難指示が出されたときは、住民等は直ちに火防止措置を講じ指示に従い避難する。
- ⑤ 町域を運行中の交通機関（バス、電車等）利用者の避難は、当該輸送業者の防災計画により措置する。

3-2. 避難者を誘導する、輸送する

- ① 誘導は、係員の指示のもと自主防災組織、消防団、加古川警察署等の協力を得て組織的に行う。
- ② 地域の特性に応じた最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。
- ③ 避難経路の途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行い避難に際してあらかじめ伝達しておく。
- ④ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- ⑤ 夜間においては、投光器、照明器具を使用して避難経路を照射し、避難の安全を図る。

- ⑥ 必要な場合は、誘導ロープにより、安全を確保する。
- ⑦ 誘導員は、適宜人員の点検を行い、途中の事故防止を図る。
- ⑧ 避難開始とともに警察官、消防団員等による現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な措置を行う。
- ⑨ 避難所が遠い場合には、適宜車両による輸送を行う。

4. 避難所を開設・運営する

4-1. 避難所を開設する

(1) 避難所の開設

町長は、施設の所有者、又は施設管理者等の承諾を得て開設する。

避難所の開設基準等については、災害救助法を発動するときは同法により、また、同法を適用しない場合は、同法に準じて行うこととし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。

避難所には、原則として、町職員を管理責任者として配置する。

町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すと見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営ができる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器や電動車の活用を含めた非常用発電機等）の計画的な整備の推進を図ることとする。

(2) 開設・運営担当職員の派遣

町は、避難所を開設する必要がある場合、指定された避難所に開設・運営担当職員を派遣する。開設・運営担当職員は、施設管理者等と連携し、避難者を受け入れるための準備を行う。各避難所には、あらかじめ担当の避難所職員（職員2名、ただし状況に応じて増員）を定めておく。

(3) 安全点検

避難班は、速やかに避難予定場所として定められた建築物の被害状況及び安全性を点検し、町長（災害対策本部長）に報告する。

(4) 開設の通知

避難所を開設した場合、町は、施設管理者、自主防災組織、消防団、警察、消防署等との緊密な連携のもと、避難情報等の伝達方法に基づき、当該避難所の名称、場所、連絡先等について、住民、県等に周知徹底を図る。

また、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(5) 避難所の仮設

避難所が使用不能となった場合、あるいは、被災者が多数のため、避難所に収容しきれない場合は、公園、広場を利用して野外に建物を仮設し、又は天幕を設営し収容する。

4-2. 避難者を受入れる

避難者を受け入れるに当たっては、住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう努める。

町は、被災者支援システムを活用して避難者名簿を作成し、定期的に災害対策本部（事務局）に報告する。

災害対策本部（事務局）は、各避難所の名簿を集約し、必要に応じて武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（消防庁）やヤフー株式会社に提供し、広く安否確認の用に供する。

このため、避難者名簿作成時には、個人情報保護及びDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の保護等の観点から、避難者本人から外部への情報提供に関する意思（安否確認情報の外部提供への同意の有無）を確認する。

また、病人等特別な配慮の必要性、感染症等り患の有無を確認し、今後の円滑な避難所運営、福祉避難所等への二次搬送に活用する。

4-3. 避難所を管理・運営する

(1) 避難所の管理運営主体

避難所管理責任者は町職員が当たるが、避難所の運営に関しては、被災者などの地域住民を中心とした運営体制を原則とし、要配慮者や子育て家庭、男女双方及び性的マイノリティなどの視点にも運用できるよう努めることとする。

(2) ボランティア等の活用

避難所の運営には、施設管理者、教職員、ボランティア等の協力を得ながら自主的運営に努める。

(3) 教職員の役割

災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

- ① 施設等開放区域の明示
- ② 避難者誘導・避難者名簿の作成
- ③ 情報連絡活動
- ④ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ⑤ ボランティアの受入れ
- ⑥ 炊き出しへの協力
- ⑦ 避難所運営組織づくりへの協力
- ⑧ 重傷者への対応

(4) 秩序ある避難生活

避難者等は、炊き出し、給食、給水、物資の配布、応急救護、苦情処理、情報の収集伝達、清掃、トイレ・ごみ集積所等の消毒等の役割分担を早急に確立するなど、避難所管理責任者等と協力しながら秩序ある避難生活を送るように努める。

また、町は、女性や要配慮者等多様な視点を取り入れ、様々な配慮が行える避難生活

のルールづくりを支援し、良好な生活環境の整備に必要な措置を実施するよう努める。

(5) 食料等の確保

食料、飲料水、生活物資、仮設トイレ、仮設風呂等の確保に努める。その際には、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズにも配慮する。

(6) 要配慮者の生活支援

- ① 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容や紙おむつ、ポータブル便器等生活必需品について配慮する。
- ② 福祉サービスが必要な独居高齢者や障がい者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努める。

(7) 情報の提供と不安の解消

町は、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安解消に努め、また、避難者相互の安否確認、避難所外避難者の情報入手に資するよう、避難所にはラジオ、テレビ、特設公衆電話、ファクシミリ、パソコン等の通信手段を設置する。

(8) 防犯対策

避難所における個別的な需要の把握や、防犯対策を進めるため、警察と連携し巡回パトロールを実施する。

また、避難所の治安、防犯等の観点から、やむを得ない場合は、警備員等の雇用も検討する。

(9) 感染症対策

避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等への対応について平時から検討しておくとともに、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保や避難者の健康チェック、検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施する。また、消毒液、マスク等の感染症予防のための物資の備蓄を進めることとし、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(10) 避難所運営マニュアル

避難所管理責任者は、あらかじめ定められた避難所運営マニュアルに基づき管理を行う。

- ① 開設準備
- ② 開設の報告
- ③ 施設管理者との協議
- ④ 避難者名簿及び入退出届けの作成管理
- ⑤ 食料、物資等の受入と配布
- ⑥ 必要物資等の請求
- ⑦ 要配慮者等避難者の世話
- ⑧ 避難所の運営
- ⑨ 避難所閉鎖時の措置
- ⑩ 閉鎖の報告

4-4. 避難所を統合・閉鎖する

(1) 避難所の統合

仮設住宅への入居等により避難者が減少したときは、地域単位に避難所を統合する。
また、避難所への受入れ期間の長期化が見込まれ、その施設の本来目的使用に支障を来たす場合には、他の対応可能な避難所へ統合する。

また、ライフラインの復旧状況を踏まえながら避難所で生活している避難者にも帰宅を促し、在宅避難者として支援を継続しながら避難所の早期閉鎖を目指す。

(2) 避難所の閉鎖

町は、災害の危険が解消し、避難者に対する救援対策が完了したとき（住居の確保等による避難者の受入れ期間が経過したとき）は、避難所を閉鎖する。

町は、避難所を閉鎖したときは、町関係部局、知事、防災関係機関等に通知するものとする。

4-5. 福祉避難所を開設・運営する

(1) 福祉避難所の開設

町は、災害が発生した場合において、収容避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、応急危険度判定結果を受けて、福祉避難所を開設する。

福祉避難所は、受入れ体制が整い次第、福祉避難所の対象となる高齢者、障がいのある人、妊産婦など施設の特性に応じ特別な配慮を必要とする人を受入れる。

(2) 福祉避難所での受入れ対象となる者

福祉避難所での受入れ対象者は、避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、病弱者等で、身体等の状況が老人福祉施設、介護保険施設又は医療機関等へ入所・入院するに至らない程度で、かつ一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者とする。

(3) 福祉避難所の運営

福祉避難所の運営は、播磨町福祉避難所運営マニュアル（平成25年6月）に即して行う。なお、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

5. 避難所外避難者等を支援する

5-1. 避難所外避難者を把握する

町は、公共的空き地や集会所、車中など、町があらかじめ指定した避難所以外に避難をしている住民の避難場所、避難者数、避難者のニーズ及び健康状態等の調査を、民生・児童委員、町社会福祉協議会等の関係機関の協力、連絡先の広報等を通じて行う。

5-2. 避難所外避難者を支援する

町は、調査結果に基づき、避難所外避難者へ情報の伝達、食料・物資の提供等、指定避難所への移送など必要な支援を行う。

避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

5-3. 避難所への再避難・移転

町は、あらかじめ指定した避難所以外に避難している住民については、状況が落ち着いた段階で、仮設トイレ等の設備が整い、各種の救助がなされる避難所への再避難を促す。

特に、救助活動の拠点となる施設等に避難した住民については、円滑な救助を確保する観点からもできる限り避難所への移転を図る。

5-4. 在宅避難者を把握、支援する

町は、ライフライン等は途絶しているものの、自宅が倒壊を免れた等の理由により在宅のまま避難生活を送っている住民（在宅避難者）についても、避難所外避難者と同様に把握し、支援する。

なお、余震による倒壊等二次災害の心配がなく、健康状態も良好である等、在宅のまま避難することが当該在宅避難者にとって有益な場合は避難所への再避難や移転は促さない。

6. 帰宅困難者を支援する

6-1. 帰宅困難者を把握する

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたるため、一自治体、一企業での対応には限界がある。このため、行政(市町等)、事業所(企業・学校等)、防災関係機関等が普段から相互に連携・協力し、帰宅困難者の情報を把握する。

6-2. 帰宅困難者への各種支援を実施する

(1) 町の支援対策を実施する

町は、事業所、学校及び関係機関と相互に連携・協力し、災害時における交通関係情報等の提供・交換、水や食料の確保、従業員等の保護、一時的に滞在する場所の確保等について、支援体制の構築を図る。

(2) 事業所・学校等による対策を実施する

事業所・学校は従業員・生徒等を一時に帰宅させないように心がけると共に、従業員等を一定時間保護できるよう、必要な物資の備蓄を行う。

(3) 関係機関による支援対策を実施する

主な関係機関では、大規模災害時には、必要に応じて次のような対策を実施する。

< 関係機関による支援対策 >

名称	対策の内容
警察署	①道路交通情報の収集、伝達 ②避難道路における混乱防止、誘導対策の実施 ③一般車両に対する交通規制の実施
鉄道事業者 バス事業者	①駅やバスターミナルにおける混乱防止と休憩所・トイレ等の提供 ②他の交通事業者との連携による行政区域境から先の輸送体制の確立
西日本電信電話（株）	災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の開設
学校	①ラジオ・テレビ・校内放送等の活用による情報伝達 ②保護者への連絡及び引き渡しまでの保護
コンビニエンスストア、 外食事業者等	「災害時における帰宅困難者に対する支援協定」に基づき、各店舗は「災害者帰宅支援ステーション」として、帰宅困難者に対し、水、トイレ、道路情報の提供等の帰宅支援サービスを実施。

7. 必要に応じ広域避難又は広域一時滞在を行う

町長は、町内で避難所等を確保することが困難な場合は、県内の他の市町長に対し、一時的に被災した住民を受入れるよう協議することができる（広域避難又は広域一時滞在の協議）。

なお、広域避難及び広域一時滞在については、第4部第2章（広域避難及び広域一時滞在対策計画）による。

8. 愛玩動物の収容を支援する

8-1. 動物救護本部に情報提供を行う

獣医師会及び動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救護本部を設置し、県、町等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施することになっている。また、愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることになっている。

町は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ、情報を提供する。

< 動物救護本部の実施事項 >

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 飼養されている動物に対する餌の配布 ② 負傷した動物の収容・治療・保管 ③ 放浪動物の収容・保管 ④ 飼養困難な動物の一時保管 ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ⑥ 動物に関する相談の実施等 |
|---|

第3節 人命救出・応急救護・捜索活動・火葬等を行う

本節の構成

本節は、災害時の人命救出、応急救護、捜索活動、遺体の火葬等に関して必要な事項を定める。

＜人命救出・応急救護・捜索活動・火葬等を行う＞

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 人命救出活動を行う	1-1. 人命救出活動体制を確立する	事務局、消防団	1日以内
	1-2. 陸上での救助活動を行う	事務局、消防団	1日以内
	1-3. 海上での救助活動を行う	事務局、消防団	1日以内
2. 応急救護活動を行う	2-1. 応急救護活動体制を確立する	住民福祉部	1日以内
	2-2. 応急救護活動を行う	住民福祉部	1日以内
	2-3. 応急救護の県への要請を行う	住民福祉部	1日以内
3. 捜索活動を行う	3-1. 行方不明者の存否を確認する	事務局、消防団	1日以内
	3-2. 捜索活動体制を確立する	事務局、消防団	1日以内
	3-3. 行方不明者を捜索する	事務局、消防団	1日以内
4. 遺体の火葬等を行う	4-1. 遺体の火葬等体制を確立する	住民福祉部	1日以内
	4-2. 遺体を収容する	住民福祉部	1日以内
	4-3. 遺体を火葬する	住民福祉部	1日以内

1. 人命救出活動を行う

1-1. 人命救出活動体制を確立する

町は、人命救出活動体制を確立するために、関係者への連絡調整を行う。

(1) 消防団、自主防災組織、事業所、住民等への応援要請を行う

- ① 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- ② 警察、消防機関等への連絡
- ③ 救助用機材を活用した組織的救助活動
- ④ 救出活動を実施する関係機関への協力

(2) 資機材等の調達

町は、救助活動に必要な人員、重機等の資機材について、建設業者等に支援を要請し調達する。

(3) 関係機関への応援要請を行う

町は、震災時には火災等が同時に発生し、被災も広域にわたるなど、救助活動が困難な場合は、県、加古川警察署、加古川市消防本部等に可能な限り次の事項を明らかにして、救助活動の実施を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間

⑤ その他必要な事項

(4) 県への応援要請

町は、救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他必要な事項

1-2. 陸上での救出活動を行う

速やかに被害の規模、被災の状況を把握するとともに、時期を逸することなく必要に応じ広域応援要請し、加古川市消防本部、加古川警察署及び加古川海上保安署等の関係機関と連携して可能な限りの施設、資機材を活用し、迅速かつ効果的に救助、救急活動を行う。

- ① 関係機関の救助・救出活動の調整を行う。
- ② 救助は救命措置を必要とするものを優先して救出し、建設機械及び特殊機材を使用しないで救出可能なときは、消防団、自主防災組織及び付近の住民に協力を求めて救出活動を行う。
- ③ 火災現場付近の救出を優先する。
- ④ 救出した負傷者は、直ちに最も近い医療機関に搬送する。
- ⑤ 搬送は、救命を必要とするものを優先する。
- ⑥ 傷病者が多数発生している場合は、安全な場所に応急救護所を設置し、医師や救急医療に関する知識を持った知識を持った者の協力を得ながら、傷病者の負傷度選別（トリアージ）を行い、搬送を決定する。
- ⑦ 特殊機材・機器等を必要とする作業及び復旧作業との関連については、関係機関と緊密な連絡を取り行う。

1-3. 海上での救出活動を行う

町（水難救護法によるもの）、加古川海上保安署、加古川警察署、加古川市消防本部が連携して行う。

- ① 東播磨港その他本町周辺の海上において、海難がある旨通報、連絡を受けたときは、直ちにその内容を次の機関に通報しなければならない。

加古川海上保安署	079-435-0671	緊急時 118
加古川警察署	079-427-0110	〃 110
加古川市消防本部	079-451-9119	〃 119

- ② 町は、通報を受けたときは、直ちに救助機関と緊密な連絡をとり、海上保安の実施機関である加古川海上保安署の行う救助を中心として時期を失することのないよう救助作業を行う。
- ③ 加古川海上保安署は、津波によって、海上に流された者や生死不明の状態にある者

に関して、関係機関と連携し、捜索救助活動を行う。なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に十分配慮する。

- ④ 救助した遭難者で医療救護を必要とするものについては、医師等の派遣、救急車の配車、医療機関への連絡等を迅速的確に行う。

2. 応急救護活動を行う

2-1. 応急救護活動体制を確立する

(1) 応急救護チームを編成する

災害時における応急医療、助産は、一般社団法人加古川医師会の協力を得て町が行う。医療、助産及び乳幼児救護は、原則として以下に示す応急救護チームによって行う。

また、町および県等は、地域保健医療情報センターを設置する各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るために、平時より医療機関等の業務継続基盤（耐震性、電源、水、地域における役割等）の把握に努めるほか、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び町単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備する。

< 応急救護チームの概要 >

班名	任務	救護対象	1班の構成人員
医療救護班	医療	災害により医療の途を失った者	医師 1 保健師又は 看護師 2 事務員 1
助産救護班	助産	災害により助産の途を失った者	医師 1 助産師 2
乳幼児救護班	乳幼児救護	1年6月未満の乳幼児	保健師又は 1 看護師 事務員 1

2-2. 応急救護活動を行う

(1) 応急救護所の開設

救護班の出動を一般社団法人加古川医師会に要請し、応急救護所を開設する。

応急救護所は、災害の状況に応じ、交通、水道、衛生等を考慮のうえ、公共建物等を利用して設置する。

応急治療に必要な資器材は、医療機関の備蓄品を使用するものとし、必要がある場合は救護チームにおいて即時調達し、不足が生じる場合は、加古川健康福祉事務所と連携し補給する。

(2) 応急救護所の業務内容

- ① 重傷患者の応急手当と中等傷患者等の処置

- ② 乳幼児に対する栄養補給
- ③ 必要に応じて救護病院、診療所への収容要請
- ④ 医療救護活動の記録

(3) 収容施設

収容施設の所在、名称、収容能力等は、資料編に示す。

2-3. 応急救護の県への要請を行う

(1) 救護班の要請

大災害の場合は、町内の診療所等には負傷者が多数収容され、救護チームの派遣が困難と予想されるので、一般社団法人加古川医師会等医療機関と緊密な連携をとり地区別に応急救護所を開設して医療活動の万全を期すとともに、次により県に対し要請する。

- ① 救護を必要とする人員（内科・外科・助産等別人員）
- ② 必要な救護班数
- ③ 救護期間
- ④ 救護班の派遣場所
- ⑤ その他必要事項

■兵庫県の支援

チーム名	概要
兵庫DMAT	<ul style="list-style-type: none"> Disaster Medical Assistance Team：兵庫県災害派遣医療チーム。 災害の発生直後の急性期（概ね48時間以内）から活動が開始できる機能性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。 DMAT本部、医療機関、SCU、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。必要な場合には、初期の避難所、救護所、社会福祉施設での活動のサポート等を考慮する。
兵庫JMAT	<ul style="list-style-type: none"> Japan Medical Association Team：兵庫県医師会災害医療チーム。 被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興を支援することを目的とする災害医療チーム 医師、看護師、薬剤師、事務（ロジ）等でチーム編成。
ひょうごDPAT	<ul style="list-style-type: none"> Disaster Psychiatric Assistance Team：兵庫県こころのケアチーム。 医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行うチーム。 精神科病院単位を基本として、精神科医師、精神科看護師等、業務調整員（ロジスティクス）、公的機関職員でチーム編成。
災害支援ナース	<ul style="list-style-type: none"> 新興感染症及び災害の発生時に、他の医療機関等への応援派遣に的確に対応できる看護職員

(2) 医薬品、医療助産用資機材の県への要請

震災時の応急医療活動に必要な医薬品や医療助産用資機材は、まず各医療機関の在庫や備蓄を使用する。大量の負傷者等が発生し在庫や備蓄では対応できない状況では、販売事業者等から調達し、不足が生じる場合、県に対して救援物資として要請する。

3. 捜索活動を行う

3-1. 行方不明者の存否を確認する

住民から届出のあった捜索願い及び行方不明者の情報は、住民基本台帳等と照合・整理したうえで行方不明者のリストを作成し、警察署に提出する。

そして、管轄の警察署及び地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。

3-2. 捜索活動体制を確立する

(1) 捜索活動体制

行方不明者の捜索については、町は、災害の規模等の状況を勘案して、管轄の警察署、自衛隊、海上保安署等関係機関や地域住民の協力を得て実施する。

(2) 捜索応援の要請

町による捜索ができないとき、又は流失等により遺体が近隣市町にあると認められるとき等は、県に対し捜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合は、他市町に直接要請する。

3-3. 行方不明者を捜索する

(1) 捜索活動期間

行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、災害対策本部長の指示によって継続して実施する。

(2) 遺体の引き渡し

災害業務関係者が救出作業、又は行方不明者捜索中に遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案（原則として鑑察医又は県派遣の救護班によって実施する。）をうけ、身元が判明した後、遺族等に引き渡す。

町は、管轄の警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっせん、提供等に協力する。

4. 遺体の火葬等を行う

4-1. 遺体の火葬等体制を確立する

(1) 警察へ連絡

町等は、遺体を発見した場合は、速やかに加古川警察署に連絡する。

(2) 処理班を編成する

町は、遺体の処置及び火葬を担当する処理班を編成する。

(3) 県への要請事項

遺体の捜索・処理が困難、又は不可能な場合は、次の事項により県へ要請する。

- ① 捜索・処理の対象人員
- ② 捜索地域
- ③ 必要な輸送車両
- ④ 遺体処理に必要な器材・資材の品目別数量

4-2. 遺体を収容する

(1) 身元の確認

町は、発見された遺体について、警察署と協力して身元確認作業を行う。

(2) 遺体収容場所を確保する

町は、以下の項目を基本に遺体収容場所を公共施設及び町内寺院等をもってあてるものとし、管理責任者と十分協議のうえ指定する。しかし、適当な場所がないときは、広場等に仮設する。

- ・屋内施設を基本とする。
- ・複数個所を確保する。
- ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。
- ・施設は、想定される死者数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有するものとする。
- ・照明設備、水道設備を有していること。

また、公共施設及び町内寺院等をもってしても遺体収容能力が不足する場合については、「災害時における支援協力に関する協定」に基づき、協定締結先である株式会社加古川産業会館、株式会社タлуй、株式会社北神社、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会に対して、遺体収容場所の提供に関する応援を要請する。

(3) 遺体の搬送

町は、警察署など関係機関と協力の上、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。

(4) 収容期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じて期間を延長する。

(5) 遺体の取り扱い

- ① 遺体は、到着順に収容するとともに遺体の洗浄、消毒等を行い、遺品を整理して納棺の上その性別、推定年齢、特徴、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所に掲示する。
- ② 遺体の身元が判明し、引取人があるときは、遺族等引取人に引渡す。
- ③ 遺体の身元が判明しないもので一定期間経過後引取人がないときは、行旅死亡人として取扱う。
- ④ 遺体収容に当たっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに、遺体に対する礼が失われることのないよう注意する。

4-3. 遺体を火葬する

(1) 遺体火葬の方法

遺体の火葬担当者は、遺体収容担当者から引き継いだ遺体及び火葬許可書を火葬場に移送し、火葬台帳に記録のうえ火葬に付する。

(2) 火葬場の所在、名称及び処理能力

<火葬場の所在、名称及び処理能力>

名 称	所在地	処理能力
稲美斎場ひじり苑	稲美町中一色 285 番地の 2	1 日につき最大 24 体

(3) 遺骨安置所

火葬に付した遺骨は、関係者協議のうえ安置所を設け安置する。

(4) 他市町に対する火葬の協力要請

大災害により多数の死者が発生し、稲美斎場ひじり苑の処理能力を超えるとき、あるいは火葬場の被害が甚大なため処理できないときは、他市町へ協力要請を行う。

(5) 必要資材の調達

搬送用担架、消毒用品、棺箱

(6) 車両の調達

霊柩車及び町有自動車によるほか、不足するときは、業者より借り上げる。

第4節 特別な配慮が必要な人への支援を行う

本節の構成

本節は、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対する迅速、的確な対応について定める。

特別な配慮が必要な人への支援については、本節の内容とともに、別途「播磨町避難行動要支援者避難支援計画」にも必要な事項を定める。

< 特別な配慮が必要な人への支援を行う >

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 支援体制を確立する	1-1. 町の支援体制を確立する	住民福祉部	1日以内
	1-2. 県と連携する	住民福祉部	1日以内
	1-3. 情報提供ルートを確認する	住民福祉部	1日以内
	1-4. 社会福祉施設の被害状況調査を行う	住民福祉部	1日以内
	1-5. 福祉相談窓口を設置する	住民福祉部	1日以内
2. 支援を行う	2-1. 避難支援を行う	住民福祉部	1日以内
	2-2. 生活支援を行う	住民福祉部	1日以内
	2-3. 住まい支援を行う	住民福祉部	1日以内
	2-4. 災害で障がいを負った方への対応を行う	住民福祉部	1日以内
	2-5. 災害で親（保護者）を亡くした子どもへの対応を行う	住民福祉部	1日以内
	2-6. 外国人県民への情報伝達等を行う	住民福祉部	1日以内

1. 支援体制を確立する

1-1. 町の支援体制を確立する

町は、要配慮者の避難支援や避難所等での対応を的確に行うため、福祉関係部局や防災関係部局などによる横断的な組織体制づくりに努める。

1-2. 県と連携する

県は、災害対策本部が設置された場合、要配慮者支援対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うために、関係部局の職員から構成される「災害時要援護者支援班」を災害対策本部に設置することになっている。そのため県、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院（県下3精神科病院）と連携しながら、対応を行う。

町は、県が作成する取り組み事例等の情報発信や地域特性を考慮した実践型の人材育成、ポスター・チラシ等を活用し、一体的な普及啓発等を実施する。

1-3. 情報提供ルートを確認する

町は、県と協力し、高齢者・障がい者等要配慮者に対する情報提供ルールの確立、伝達

手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

< 情報提供ルート >

情報伝達ルート	市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等
伝達手段	広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ、ホームページ、防災アプリ、SNS、携帯電話のメール、防災行政無線、広報車等

1-4. 社会福祉施設の被害状況調査を行う

町は、社会福祉施設の被害状況調査を行う。

1-5. 福祉相談窓口を設置する

町は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

2. 支援を行う

2-1. 避難支援を行う

- ① 町は、避難支援計画に沿って要配慮者の避難誘導が的確に行われるよう努める。
- ② 町は、名簿等の活用により居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。特に、地域での情報共有のための同意が得られない要配慮者で、自助・共助による対応が困難な者について、重点的に確認を行う。
- ③ 町は、要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
- ④ 町は、避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。
- ⑤ 町は、県と協力し、配慮の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとし、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。

2-2. 生活支援を行う

- ① 町は、おむつやポータブル便器等生活必需品に配慮する。
- ② 町は、粉ミルク、やわらかい食品等食事内容に配慮する。
- ③ 町は県と協力し、手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援を行う。
- ④ 町は県と協力し、巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等の重点的实施を行う。
- ⑤ 町は県と協力し、福祉サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努める。

2-3. 住まい支援を行う

- ① 町は、県と協力し、避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障がい者等の要配慮者の状況や利便性に配慮する。
- ② 町は県と協力し、仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障がい者等、日常生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

2-4. 災害で障がいを負った方への対応を行う

町は県と協力し、災害で障がいを負った者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施する。

災害で障がいを負った者は、入院等で被災地外に異動する場合があります、また、障がい固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

2-5. 災害で親（保護者）を亡くした子どもへの対応を行う

(1) 災害で親（保護者）を亡くした子どもの把握と支援の実施

町は県と協力し、災害で親（保護者）を亡くした子どもの把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

災害で親（保護者）を亡くした子どもの把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備する。

(2) 民間支援団体等との連携

町は、災害で親（保護者）を亡くした子どもに対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

2-6. 外国人県民への情報伝達等を行う

町は、県等と協力し、外国人県民等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行う。

(1) 外国人県民等の被災情報の把握

1) 安否確認

町は、県、県警察本部、他市町、外国人団体等と相互に連絡して安否確認（外国人県民の死亡者数確認）を行う。

(2) 外国人県民等への情報提供

1) 相談体制の確立

県は、ひょうご多文化共生相談総合センターで外国人県民相談を行うことになっている。

町は、県と連携し、相談窓口を開設するよう努める。

2) 災害情報の提供

県は、「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」をはじめ、インターネット、FM放送、コミュニティFMなどメディアを通じて多言語で情報提供を行うことになっている。なお、相談の実施や多言語による情報提供に当たっては、ボランティアやNGO団体の協力も得ながら行うことになっている。

町は、県と連携し、地域に居住する外国人にきめ細かな情報を提供するよう努める。

第5節 交通規制・緊急輸送を行う

本節の構成

本節は、災害時における円滑な交通の確保対策並びに緊急輸送対策について定める。

<交通規制・緊急輸送を行う>

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 交通規制を実施する	1-1. 交通支障箇所を通報、連絡する	社会基盤部	1日以内
	1-2. 交通規制及び道路交通の確保に協力する	社会基盤部	1日以内
	1-3. 地震発生時の道路交通規制等に協力する	社会基盤部	1日以内
	1-4. 通行する必要がある車両を絞り込む	社会基盤部	1日以内
2. 緊急輸送を行う	2-1. 緊急輸送実施体制を確立する	社会基盤部	1日以内
	2-2. 緊急輸送道路・拠点を確認する	社会基盤部	1日以内
	2-3. 輸送力を確保する	社会基盤部	1日以内
	2-4. 関係機関に緊急輸送を要請する	社会基盤部	1日以内

1. 交通規制を行う

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全及び災害時における交通を確保し、人員機材の緊急輸送その他住民の交通の便を図るためのものである。

1-1. 交通支障箇所を通報、連絡する

(1) 町の管理する道路、橋梁の支障箇所

加古川警察署及び関係機関に通報する。

(2) 県・国の管理する道路、橋梁の支障箇所

加古川土木事務所、加古川警察署から連絡があった場合は、関係機関に通報する。

1-2. 交通規制及び道路交通の確保に協力する

道路管理者は、道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、道路の構造の保全と、交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止、又は制限を行う。

災害発生に際しては、道路パトロール等を実施し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、現況を把握する。危険箇所、災害箇所が生じたときは、直ちに加古川警察署に連絡のうえ早急に仮復旧等の応急措置をとるとともに、交通の規制を行い迂回道路の指定等の措置を取り、道路交通の確保に努める。

また、町は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の

検討を行うために、必要に応じて、国、県、警察、市町等で構成される「兵庫県災害時渋滞対策協議会」に参加する。

1-3. 地震発生時の道路交通規制等に協力する

被災地内の道路の交通安全と円滑な交通の確保を図るため、次の区分により速やかに歩行者又は車両に対する必要な規制等を行う。

(1) 被災地内の交通規制

<被災地内の交通規制>

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	①道路の破損、決壊その他事由により、交通が危険であると認められるとき。 ②道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。	道路法 第46条第1項
公安委員会	①道路における危険を防止し、その他交通の安全と、円滑を図るため必要があると認められるとき。 ②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑な交通の確保を図るため必要があると認めるとき。	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合。	道路交通法 第6条第4項

(2) 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官、消防吏員は、次のとおり必要な措置等を実施する。

<通行禁止区域等における措置命令>

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	①通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 ②措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自ら行うことができる。	

1-4. 通行する必要がある車両を絞り込む

災害発生直後は、いかなる対策を講じようとも、渋滞が発生し、円滑な交通規制や緊急輸送を実施することが困難になる場合が想定される。

これは、交通・輸送手段として車両（自動車）が中心的な位置を占める一方で、道路にはその幅員（車線数）に応じて物理的な限界（交通容量）が存在することが原因である。従って、道路が被災することにより低下した交通容量を有効に活用し、渋滞の発生

を回避するには、通行する自動車の数そのものを減らすほかない。

このため、町は災害対応の状況に応じ、真に通行する必要のある車両を可能な限り絞り込むことが、結果として最大の輸送力を確保することにつながるという認識を持ち、通行規制に当たる必要がある。

なお、これを実現するため、町は災害予防計画の推進を通して、地域完結型の災害対応を行うための能力を高め、さらに通行する必要のある自動車の数を低減させるよう努める必要がある。

2. 緊急輸送を行う

1-1. 緊急輸送実施体制を確立する

(1) 実施機関

輸送、移送の実施は、町が行う。

ただし、災害の規模等により、県災害対策本部に応援を要請する。

(2) 輸送の対象

輸送の対象となるもののうち主なものは、次のとおりである。

- 被災者の避難輸送
- 重症患者・妊産婦等の護送
- 飲料水の供給輸送
- 救助用物資の輸送
- 災害応急対策、救助活動に従事する者の輸送及びその他必要な人員物資の輸送

(3) 輸送の調整

町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、播磨町災害対策本部において調整する。

この場合は、次により調整することを原則とする。

第1順位 住民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送

第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

1-2. 緊急輸送道路・拠点を確認する

(1) 緊急輸送道路及び緊急交通路

災害応急対策の円滑な実施を図るため、県では緊急輸送道路、また県警察本部では緊急交通路を指定しており、災害時には、県警察本部において必要な交通整理、交通規制を行うなど緊急通行車両の通行の確保が図られる。

この場合、報道機関を通じ、また立看板等の方法により周知を図る。

町に関係する緊急輸送道路及び緊急交通路は、次のとおりであるが、関係機関等と協議のうえ、当該道路から災害対策拠点、医療機関等を結ぶ輸送路の確保に努める。なお、道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止す

るとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

＜町に關係する緊急輸送道路及び緊急交通路＞

種 別	路 線 名	起 点 の 地 名	管 理 者 名	本町の他に通過している市町
		終 点 の 地 名		
緊急輸送道路	県道本荘平岡線	瓜生交差点 人工島北交差点	兵庫県	
緊急輸送道路	県道東播磨港線	播磨大橋南詰交差点 人工島北交差点	兵庫県	
緊急輸送道路 ・緊急交通路	一般国道 250 号	明石市小久保 2 丁目 姫路市白浜町	兵庫県	明石市、加古川市、高砂市、姫路市

(2) ヘリコプター臨時離着陸場適地

県、その他関係機関からの災害対策用物資及び人員等の空輸に備えて、以下の地点が県のヘリコプター臨時離着陸場適地に指定されている。

- ① 東 108 望海公園（最大対応機種：川崎 CH-47J）
- ② 東 109 秋ヶ池運動場（最大対応機種：川崎 CH-47J）
- ③ 東 333 新島中央公園（最大対応機種：川崎 BK-117）

なお、適地における受入準備は次のとおり。

- ① ヘリコプターの離着陸地点に、下図を参考に H マーク及びヘリポート番号を表示する。なお、ヘリポート番号は、3 ケタの数字のみを表示する（例：「東 108」であれば「108」と表示）。



- ・H マークは直径 4m 以上で描く
- ・表示は原則として石灰で行う
- ・積雪時は墨汁、絵具等明瞭なものを使用する

1 0 8

- ② 着陸帯及び進入区域に、ヘリコプターの離着陸の障害となる物件がある場合はそれを除去し、着陸帯に近接して道路がある場合は、離着陸の際に通行止め等必要な措置を講じて事故の防止を図る。
- ③ 木片、小石等ヘリコプターにより吹き飛ばされる恐れのあるものは、できる限り除去し、着陸帯がグラウンド等である場合は、散水などにより砂塵対策を講じる。
- ④ ヘリコプターの離着陸時は、着陸帯への人の立ち入りを禁止して事故防止に努め、吹き流しを設置して、ヘリコプターに地上の風向きを知らせる。なお、吹き流しが設置できない場合は、発煙筒により風向きを知らせる。
 ※吹き流し及び発煙筒は、ヘリコプターの進入区域下を避け、着陸帯より 20m 以上離して設置する。設置の際、固定できる場所がない場合は、人力や

杭等で支持して固定する。

(3) 緊急輸送道路・拠点の啓開

以下の手順で緊急啓開を実施する。

- ① 被害状況を把握し、緊急輸送道路及び緊急交通路確保のため、障害物の除去等必要な災害応急対策を実施する。
- ② 道路被害情報の収集に努めるほか、緊急啓開情報等を広報する。
- ③ 障害物の除去等に必要な資機材は、建設業者等の協力を求め、必要な措置を講ずる。

これに関して、道路管理者は緊急通行車両の通行（最低限一車線の通行）を確保するため、以下の対応が実施できるとされており（災害対策基本法第76条の6）、国または県は、特に必要があるときは、町に対して必要な対応をとるよう指示することができることとされている。

また、倒壊した建物等のガレキについては、道路管理者の通常の維持管理行為（道路法第42条）でも除去可能である。

- ① 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するために必要な場合は、その管理する道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両や車両から落下した積載物等の物件（以下「車両等」という。）の所有者等に対し、車両等の道路外への移動、車間を詰めて空いたスペースへの車両等の移動等の措置をとることを命じることができる
- ② 次に掲げる場合は、道路管理者が自ら車両の移動等の措置ができるとともに、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両等を破壊することができる
 - ・ 措置をとるよう命じられた所有者等が措置を取らない場合
 - ・ 所有者等が不在の場合
 - ・ 道路の状況等により所有者等に措置を取らせることができないため、道路管理者が命令をしないこととした場合
- ③ 道路管理者は、措置をとるためやむを得ない限度において、他人の土地を一時使用し、障害物を処分することができること

なお、道路管理者は、やむを得ない限度において車両等を損失した場合に、その所有者等へ補償を行う必要があり、その他留意事項については次のとおりである。

- ・ 道路区間の指定方法については、指定すべき道路の区間の起終点を示すことによつて行うほか、一定区域内を包括的に指定することも可能であるため、指定が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意すること
- ・ 道路区間を指定しようとする場合は、あらかじめ県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知すること（緊急を要する場合は口頭で行うこともできるが、事後において、速やかに通知する。あらかじめ通知をするいとまがなかったとき、または通知する手段なく通知することが困難なときも、これと同様に事後において速やかに通知する）
- ・ 道路区間の指定をしたときは、その区間内に在る者に対し、当該指定道路区

間を周知させる措置を取らなければならない。周知方法については、第2部第1章第4節3（住民に対して広報を行う）に準じて行う（個々に伝達することを要するものではない）

- ・ 損失の補償に備え、可能な範囲で、措置前後の状態を写真等により記録しておくこと
- ・ 車両等の移動を行った場合は、加古川警察署長に対して、当該措置を記録した情報の提供を行うこと

1-3. 輸送力を確保する

輸送は、原則として町の保有する自動車によるものとする。不足するときは、民間業者及び建設業者等に協力を求め調達する。

なお、町が保有する車両は資料編に示す。

1-4. 関係機関に緊急輸送を要請する

(1) 鉄道、軌道による輸送を要請する

道路の被害等により自動車輸送ができないとき、又は遠隔地において救援物資等を確保したときで鉄道、軌道によって輸送することが適当と認めるときは、西日本旅客鉄道株式会社を窓口 JR 各社、山陽電気鉄道株式会社に協力を要請し輸送する。

(2) 船艇による輸送を要請する

陸上交通機関の途絶等により陸上輸送が困難なときは、海上保安署等関係機関と協議のうえ、船舶による人員物資の海上輸送を図る。また、必要に応じ既存の漁港施設を活用し、漁業協同組合、船艇所有者等に協力を求め、海上輸送を図る。

(3) 航空機による輸送を要請する

陸上及び海上交通の途絶に伴う緊急空中輸送を必要とするときは、自衛隊派遣要請計画に基づき要請を行う。

第6節 食料・生活物資・飲料水の供給等を行う

本節の構成

本節は、災害時において住民に対して提供する炊き出しなどの食料供給、生活物資、飲料水等に関わる必要な事項を定める。

＜食料・生活物資・飲料水等の供給を行う＞

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 食料を供給する	1-1. 食料需要を把握する	住民福祉部	1日以内
	1-2. 食料を確保する	住民福祉部	1日以内
	1-3. 県等へ応援を要請する	住民福祉部	1日以内
	1-4. 食料を供給する	住民福祉部	3日以内
	1-5. 食料の関係帳簿等を作成する	住民福祉部	3日以内
2. 生活物資を供給する	2-1. 生活物資需要を把握する	住民福祉部	1日以内
	2-2. 生活物資を確保する	住民福祉部	1日以内
	2-3. 県等へ応援を要請する	住民福祉部	1日以内
	2-4. 生活物資を供給する	住民福祉部	3日以内
	2-5. 生活物資の関係帳簿等を作成する	住民福祉部	3日以内
3. 飲料水を供給する	3-1. 給水需要を把握する	社会基盤部	1日以内
	3-2. 給水活動の準備を行う	社会基盤部	1日以内
	3-3. 県等へ応援を要請する	社会基盤部	1日以内
	3-4. 応急給水を実施する	社会基盤部	3日以内
	3-5. 優先給水を実施する	社会基盤部	3日以内
4. 生活用水を確保する	4-1. 生活用水を確保する	住民福祉部	3日以内
	4-2. 飲料水との区別を明確にする	住民福祉部	3日以内

1. 食料を供給する

1-1. 食料需要を把握する

町は、食料需要を把握するため、以下の対象者の人員を避難所ごとに把握する。

- ① 避難所に収容された者
- ② 家屋等の被害が全焼、全壊、流失、大規模半壊、半壊、半焼、準半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ③ 被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者
- ④ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

1-2. 食料を確保する

(1) 通常の流通経路による場合

町は、主要食料の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に基づく届出事業者を通じて調達する。

(2) 通常の経路によりがたい場合

上記（1）による調達が不可能な場合は、町は、災害発生状況又は給食を必要とする事情、通常の流通経路による調達が不可能な事情及び給食に必要な米穀の所要数量を知事に申請し、知事から農林水産省政策統括官に災害救助用米穀の売却の要請を行う。農林水産省政策統括官から引き渡された米穀は、知事の指定する届出事業者より調達する。

(3) 災害救助法が適用された場合

町長が知事の委任を受けて、上記（1）、（2）に準じ調達する。

(4) 供給基準

1人当たりの供給数量は、次のとおりとし、乾パン及び麦製品の精米換算率は100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

①炊き出し用として給食する場合	1人1食当たり	200g
②救助作業用として給食する場合	〃	300g

(5) 妊産婦、乳幼児、高齢者、食事制限がある者等への配慮

粉ミルク、やわらかい食品、アレルゲン除去食品等食事制限や食事形態等に配慮した特別な食品の調達について配慮する。

(6) 物資集積拠点

調達又は受け入れた物資は、次の物資集積拠点に受付員、仕分員を配置し集積する。集積しきれない場合は、適宜集積場所を指定する。

- ① はりまシーサイドドーム（津波の襲来のおそれがあるときは使用しない）
- ② 浜田球場・浜田テニスコート（津波の襲来のおそれがあるときは使用しない）
- ③ 野添であい公園
- ④ あえのはま広場（津波の襲来のおそれがあるときは使用しない）
- ⑤ B i V i 土山（「災害時における支援協力に関する協定」に基づく）

(7) 在庫管理及び配送作業

在庫管理や配送作業は、民間事業者に協力を求める。

1-3. 県等へ応援を要請する

町のみでは十分な給食活動が困難な場合が予想されるときは、現況を把握するとともに、県に対して給食措置についての要請及び自衛隊派遣の要請を要求する。その要請の際、調整する事項は次のとおりである。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 給食を必要とする人員
- ③ 給食を必要とする地域、期間
- ④ 必要な緊急物資の品目及び数量
- ⑤ 容器の有無

- ⑥ 搬送車両、搬送人員の有無
- ⑦ 引渡しを受ける場所及び責任者
- ⑧ 今後の見通し

1-4. 食料を供給する

自主防災組織、ボランティア等の協力、あるいは使用可能な給食業者の協力を得て、被災者に対し炊き出しによる給食を行い、炊飯施設の使用可能な避難場所については、米穀、副食と同時に薪炭等の燃料についても同時に調達の上輸送し、被災者の中から給食班を編成し、公平適切な給食を行う。

(1) 炊き出し場所

炊き出し場所は、給食施設を有する学校等の施設を使用し、災害規模、被災地域等を考慮して全部又は一部を開設する。

(2) 炊き出しの方法

炊き出しの従事者は町職員をもって充てるほか、自主防災組織、自治会等各種団体に応援を依頼することがある。

(3) 燃料の確保

- ① 炊き出しに必要なプロパンガス及び器具等は、あらかじめ協定を締結している一般社団法人兵庫県エルピーガス協会加印支部から調達し、不足分は販売業者から購入する。
- ② 炊き出しに必要とするプロパンガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。
 - (ア) 必要なプロパンガスの量
 - (イ) 必要な器具、種類及び数量

1-5. 食料の関係帳簿等を作成する

住民福祉部は、次の関係帳簿等を作成し、適宜事務局に報告する。

＜食料の関係帳簿等＞

- ① 食料品の現品給与簿
- ② 購入代金等支払証拠書類
- ③ 炊き出し等受給者名簿
- ④ 炊き出しその他による食品給与用物品受払簿
- ⑤ 炊き出し用品借用簿
- ⑥ 炊き出し協力者、災害ボランティア等名簿
- ⑦ 炊き出し日報

2. 生活物資を供給する

2-1. 生活物資需要を把握する

町は、生活必需品及び災害復旧用物資需要を把握するため、以下の対象者の人員を自主防災組織、自治会単位ごとに把握する。

- ① 住宅が被害を受けた者
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者
- ③ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2-2. 生活物資を確保する

(1) 物資供給範囲

災害のため供給する衣料、生活必需品等の物資は、次に掲げるもののうち必要と認められた最小限のものとし、要配慮者等のきめ細やかなニーズにも配慮する。

- ① 被服、寝具（毛布、下着、子供服、防寒衣等）
- ② 日用品（タオル、石鹸、バケツ、ポリタンク、ポリ袋、懐中電灯、乾電池、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ等）
- ③ 炊事道具及び食器（卓上コンロ、カセットボンベ、鍋、紙コップ、箸、スプーン等）
- ④ 光熱材料（灯油、マッチ・ライター等）
- ⑤ 災害復旧用物資（ブルーシート等）

(2) 協定先からの調達

衣料、生活必需品等の物資の供給の必要が生じたときは、所要数量を把握し、あらかじめ協定を締結した生活協同組合コープこうべから調達し、不足分は販売業者から購入する。

(3) マスコミを通じた要請

必要に応じ、報道機関を通じ救援物資の支援を呼びかける。ただし、救援物資は避難生活上必要とするものに限定する。それら広域的な救援物資等の受け入れは、播磨町社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て行う。

(4) 物資集積拠点

調達又は受け入れた物資は、次の物資集積拠点に受付員、仕分員を配置し集積する。集積しきれない場合は、適宜集積場所を指定する。

- ① はりまシーサイドドーム（津波の襲来のおそれがあるときは使用しない）
- ② 浜田球場・浜田テニスコート（津波の襲来のおそれがあるときは使用しない）
- ③ 野添であい公園
- ④ あえのはま広場（津波の襲来のおそれがあるときは使用しない）
- ⑤ B i V i 土山（「災害時における支援協力に関する協定」に基づく）

(5) 在庫管理及び配送作業

在庫管理や配送作業は民間事業者に協力を求める。

2-3. 県等へ応援を要請する

町は、備蓄物資等の調達、輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県や他市町との情報共有を図るとともに、災害発生後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に対して次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あつせんを要請する。

- ① 供給あつせんを必要とする理由
- ② 必要な緊急物資の品目及び数量
- ③ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- ④ 連絡部署及び連絡担当者
- ⑤ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- ⑥ その他参考となる事項

2-4. 生活物資を供給する

(1) 輸送方法

調達された物資等は、輸送班を編成し避難所等へ搬送する。

(2) 物資の配分、支給方法

調達された物資等は、災害の状況等を考慮し、その都度、被害状況別、避難所別、世帯別に配分計画を立てて支給する。

配布については、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て行う。

(3) 物資の給与又は貸与期間

衣料、寝具、その他の生活必需品の給与、又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内とする。

2-5. 生活物資の関係帳簿等を作成する

住民福祉部は、次の関係帳簿等を作成し、適宜事務局に報告する。

<生活必需品の関係帳簿等>

- ① 供給実施記録（日計票）
- ② 被服・寝具等受払簿
- ③ 物資の給与状況
- ④ 物資受領書
- ⑤ 物資調達・支払証拠書類

3. 飲料水を供給する

3-1. 給水需要を把握する

災害のため、飲料水を得ることができない者に対して、給水の必要な地域、給水活動の

規模を決定するため、次の方法で給水需要の把握を行う。

＜給水需要の把握方法＞

- | |
|--|
| <p>■ 給水対象者
災害のため、飲料水を得ることができない者</p> <p>■ 把握する内容
○ 断水地区の範囲 ○ 断水地区の人口、世帯数
○ 避難所及び避難者数 ○ 給水所の設置場所</p> |
|--|

3-2. 給水活動の準備を行う

(1) 給水用資機材の調達

町管理の給水用資機材の調達については、予め備蓄した資機材を活用するとともに、不足する場合は民間団体からの調達を行う。

(2) 給水施設の応急復旧

災害により給水施設が被害を受け給水に支障をきたすときは、浄配水施設及び配水管の応急復旧に重点をおき断水区域の解消に努力するとともに、これと並行して町管理の給水管の復旧作業を進める。

(3) 飲料水の供給可能量の確認

飲料水については、水質検査を実施している水源（配水池等）の確認、消毒剤の点検、非常用給水袋等の在庫量の確認等を行い、その状況を県に報告する。

3-3. 県等へ応援を要請する

災害が広範囲にわたり被害が甚大なため、町の能力をもって給水の万全を期し難いときは、播磨町上下水道工事業協同組合、他市町（加古川市・明石市等応援給水を含む）及び県への次の事項を明らかにして応援を要請し、応援機材、人員により飲料水を確保供給する。

- ① 給水を必要とする人員
- ② 給水を必要とする期間及び給水量
- ③ 給水する場所
- ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
- ⑤ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
- ⑥ その他必要な事項

3-4. 応急給水を実施する

避難場所等への拠点給水を原則とし、水源（浄水場等）に確保している水について、搬送用容器に入れ自動車等により搬送し、給水する。

給水実施時には、住民の需要を図るため、給水時間、給水場所について、可能な限り事前に住民に周知する。

3-5. 優先給水を実施する

水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区における緊急性の高い医療機関や福祉施設等の重要施設に対し優先給水を行う。

<優先給水先>

- 救護所 ○病院及び医療機関 ○対策本部（本庁舎） ○社会福祉施設
- 避難所 ○播磨町水道災害対応行動指針の記載場所

4. 生活用水を確保する

4-1. 生活用水を確保する

生活用水の水源として、プール、河川、ため池、民間の既設井戸、雨水等を活用する。
また、水源から使用場所までの運搬には、手近にあるポリタンクやバケツ等を活用する。

4-2. 飲料水との区別を明確にする

町は、水質が確保または確認できないため、生活用水として確保した水は飲料水には適さないことを住民に周知する。

また、貯留する場合は、誤って飲料水として使用しないよう、生活用水である旨を掲示するよう徹底する。

第7節 公共インフラ等被害の応急処置を行う

本節の構成

本節は、災害によって被害を受けた公共インフラ等の応急処置に関して必要な事項を定める。

<公共インフラ等被害の応急処置を行う>

大項目	中項目	担当部署	開始目安
1. 公共施設の 応急復旧を行う	1-1. 道路の応急復旧を行う	社会基盤部	1日以内
	1-2. 河川の応急復旧を行う	社会基盤部	1日以内
	1-3. 漁港、海岸の応急復旧を行う	社会基盤部	1日以内
	1-4. ため池の応急復旧を行う	社会基盤部	1日以内
	1-5. 農業土木施設の応急復旧を行う	社会基盤部	1日以内
	1-6. 宅地防災対策を行う	社会基盤部	1日以内
2. ライフラインの 応急復旧を行う	2-1. 関係者は連携して復旧計画を 検討する	事業者、社会基盤部	1日以内
	2-2. 電気通信を確保する	事業者、社会基盤部	1日以内
	2-3. 都市ガスを確保する	事業者、社会基盤部	1日以内
	2-4. エルピーガスを確保する	事業者、社会基盤部	1日以内
	2-5. 電力を確保する	事業者、社会基盤部	1日以内
	2-6. 水道を確保する	社会基盤部	1日以内
	2-7. 下水道を確保する	社会基盤部	1日以内
3. 二次災害を 防止する	3-1. 電気・ガス施設	事業者、社会基盤部	1日以内
	3-2. 危険物等施設	事業者、社会基盤部	1日以内
	3-3. 海域被害	事業者、社会基盤部	1日以内
4. 農林水産関係の 応急措置を行う	4-1. 主要作物への応急措置を行う	事業者、社会基盤部	1日以内
	4-2. 水産への応急措置を行う	事業者、社会基盤部	1日以内

1. 公共施設の応急復旧を行う

1-1. 道路の応急復旧を行う

- ① 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- ② 管理者は、危険箇所について通行規制又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を図る。
- ③ 管理者は、緊急輸送道路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。
- ④ 管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。
- ⑤ 県は、町から要請があり、かつ、町における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、町が管理する町道について啓開又は災害復旧に関する工事を町に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができる。（道路法第17条第8項）

1-2. 河川の応急復旧を行う

- ① 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- ② 管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や住民への周知を行い、警戒避難体制の整備を図る。
- ③ 管理者は、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を実施する。
- ④ 県は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

1-3. 漁港、海岸の応急復旧を行う

- ① 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事を実施する。
- ② 管理者は、破損壊箇所等について仮締切を行う。

1-4. ため池の応急復旧を行う

- ① 管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- ② 管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ア 緊急復旧資材の点検・補強
 - イ ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- ③ 町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

1-5. 農業土木施設の応急復旧を行う

- ① 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
- ② 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行う。

1-6. 宅地防災対策を行う

- ① 管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- ② 管理者は、ビニールシート等の応急措置を実施する。

2. ライフラインの応急復旧を行う

2-1. 関係者は連携して復旧計画を検討する

電気通信、都市ガス、電力、上下水道のライフラインは通常の場合、道路敷地に多く配置されているという特徴があり、道路はその位置づけから管理者が複数存在する。これは、それぞれの道路の管理者や各ライフライン事業者の連携無しには効率的かつ迅速な復旧を見込むことができないことを意味する。

従って、ライフラインの応急復旧に当たっては、効率的な復旧作業を実現するため、道路管理者及び各ライフライン事業者が情報共有し、連携しながら復旧計画を立案し、実施する。

2-2. 電気通信を確保する

災害により、電話線等の電話施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話（株）が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

＜西日本電信電話（株）の災害対策本部＞

機関名	所在地	連絡電話
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番 NTT 神戸中央ビル 16 階	災害対策室 TEL:078-393-9440 FAX:078-326-7363

(2) 応急復旧対策

1) 重要通信の確保

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国、又は地方公共団体等の重要通信及び該当公衆電話の疎通を確保する。

2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な措置を講じる。

3) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

- ① 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- ② 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ③ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- ④ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- ⑤ 非常用可搬形デジタル交換装置の運用

- ⑥ 臨時・特設公衆電話の設置
- ⑦ 停電時における公衆電話の無料化

4) 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

- ① 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- ② 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確認し、他の通話に優先して取扱う。
- ③ 一般利用者に対する広報活動を実施する。
- ④ 西日本電信電話(株)兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

5) 「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認

災害時において、被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」を確立する。

- ① 提供の開始
 - (ア) 地震、噴火等の災害発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況(輻輳)になっている場合に開始する。
 - (イ) 被災者は、本人・家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人等は、その内容を聴取又は閲覧して安否等を確認する。
- ② 伝言の条件等
 - (ア) 災害用伝言ダイヤル(171)
 - ・録音できる電話番号(被災地電話番号)
加入電話・ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号
 - ・伝言録音時間 1伝言あたり30秒間録音
 - ・伝言保存期間 提供終了まで
 - ・伝言蓄積数 1電話番号あたり1~20伝言で、提供時に知らせる。
 - (イ) 災害用伝言板(web171)
 - ・接続条件 インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言登録が可能
 - ・アクセスURL <https://www.web171.jp>
 - ・伝言保存期間 提供終了まで(ただし最大で6ヵ月)
 - ・伝言登録数 伝言板(伝言メッセージボックス)あたり20件まで(20件を超えた場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が

保存される)

- ・伝言板（伝言メッセージボックス）数

- 利用者情報なしの場合：1件

- 利用者情報ありの場合：最大20件

※利用者情報は事前に登録が必要

- ・登録可能な伝言

定型文およびテキスト情報（伝言1件当たり100文字）

- ・伝言のセキュリティ

伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能

- ・伝言通知機能 利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

④ 提供時の通知方法

- ・テレビ、ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。
- ・電話がかかりにくくなっている場合は、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）をご利用して頂きたい」旨の案内を流す。
- ・避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- ・行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

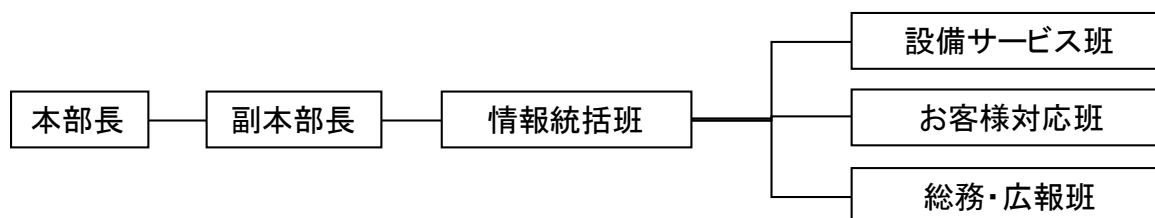
- ⑤ 提供開始日 災害用伝言ダイヤル（171） 平成10年3月31日
災害用伝言板（web171） 平成24年8月30日

6) 復旧順位

地震により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

(3) 災害対策本部の組織及び所掌事項

＜西日本電信電話（株）の災害対策本部の組織＞



班名	所掌事項
情報統括班	災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整
設備サービス班	被害状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
お客様対応班	ユーザへの対応
総務・広報班	社員の確保、福利厚生及び健康管理、労務対応、後方支援、報道対応

2-3. 都市ガスを確保する

災害により都市ガス施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、大阪ガスネットワーク(株)が、次のとおり情報収集・伝達、応急対策及び復旧活動を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合は、本社並びに地区導管部、製造所等において災害対策本部を設置する。

＜大阪ガスネットワーク(株)の災害対策本部＞

機関名	所在地	連絡電話
大阪ガスネットワーク 株式会社 兵庫事業部	神戸市中央区港島 中町4丁目5番3号	TEL:078-303-8600

(2) 情報の収集・伝達

1) 情報収集・伝達

地震時には、本社をはじめ製造所、供給所等に設置している地震計が感知した震度情報を集約するとともに、本社中央保安指令部より集約した情報を一斉無線連絡装置を通して、製造所、地区導管部に伝達する。

2) 関係機関との情報交換

行政機関等の防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに情報収集を行う。

(3) 応急対策要員の確保

① 災害時には「災害対策要綱」に基づき、緊急呼び出し装置等により必要な要員の確保を図る。また、供給エリア内において震度5弱以上の地震を感知した場合には、本社及び地区導管部、製造所等に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社とも協力体制をとり、動員体制の整備を図る。

② 応急対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で供給エリア内で震度5強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社する。

(4) 広報活動

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じてテレビ・ラジオ等を通じ、また広報車により、ガス施設の災害及び安全措置に関する各種の情報を広報する。

2-4. エルピーガスを確保する

(1) 災害対策本部の設置

大規模な地震が発生した場合には、直ちに（社）兵庫県エルピーガス防災協会内に、兵庫県エルピーガス対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

(2) 情報の収集・伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

(3) 応急対策の実施

1) 緊急措置の周知

町、自治会等に依頼し、広報車を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるように住民に周知するとともに、エルピーガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。

2) ローラー作戦の展開

エルピーガス消費家庭等が災害のため広範囲にわたって被害を受け、エルピーガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要になった箇所の対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対応を実施する。

3) 危険箇所からの容器の撤収

ブロックべいや家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防署等との協力を得て迅速に回収する。また、風水害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努める。

4) 要配慮者対策

エルピーガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳により、高齢者、障がい者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

5) エルピーガスの供給

都市ガスが停止した場合には、要請により医療機関、避難所等を優先にエルピーガスの供給を行う。

6) 電話相談窓口の開設

キーステーションにエルピーガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら住民の要望に対応する。

7) 不要容器の回収

不要となったエルピーガス容器については、町の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収する。また災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。

8) 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿エルピーガス防災協会連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。

2-5. 電力を確保する

地震により機能が停止した電力の早期復旧のため関西電力送配電（株）は次の応急対策及び復旧活動を実施する。

< 関西電力送配電（株）の災害対策本部 >

機関名	所在地	連絡電話
関西電力送配電株式会社 姫路本部	姫路市十二所前町 117	TEL:0800-777-3081 FAX:079-227-0615

(1) 応急復旧対策

1) 応急対策人員の確保

- ① 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- ② 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれなくなった後に出社するものとする。
- ③ 復旧要員の広域運営として、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発（株）、電源開発送変電ネットワーク（株）、及び電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

2) 非常災害時の体制

各本部の所管する地域において非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に対処するための災害対策組織を、本部等の長で協議のうえあらかじめ定めておく。

3) 被害状況の把握

次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握する。

- ① 一般情報
 - (ア) 気象、地象情報
 - (イ) 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報）
 - (ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、利用者等への対応状況）
 - (エ) その他災害に関する情報（交通状況等）
- ② 関西電力送配電等の被害状況
 - (ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況
 - (イ) 停電による主な影響状況
 - (ウ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

- (エ) 従業員等の被災状況
- (オ) その他災害に関する情報

4) 応急復旧用資機材の整備、確保

① 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

② 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

③ 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

④ 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、電力広域的運営推進機関の防災業務計画に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

⑤ 食糧、医療、医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

⑥ 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害時に仮置場の借用交渉を行うことは難航が予測されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

5) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最もおおいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

(2) 伝達・広報活動

① 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと

(イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること

(ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと

(エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること及び必ず電気店等で点検してから使用すること

(オ) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること

及び電気工事店等で点検してから使用すること

- (カ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- (キ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること
- (ク) 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の対策を行うこと
- (ケ) その他事故防止のため留意すべき事項

② 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

(4) 電力の融通

災害の発生により電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

2-6. 水道を確保する

水道事業者は、地震により水道施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、速やかに応急対策及び復旧活動を実施しライフラインとしての機能を維持する。

(1) 応急復旧対策

1) 応急対策人員の確保

地震発生後直ちにあらかじめ定められた行動マニュアルに従い、応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

2) 被害状況の把握

- ① 水道施設の被害状況、断水の発生状況、応急給水、応急復旧についての応援の必要性の有無について把握する。
- ② 水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。

3) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

4) 復旧活動

①貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計

装備品などの大規模な被害については、状況に応じ設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

②送・配水施設並びに給水管

配水場・ポンプ場については①と同様に対処し、管路については、災害状況、被害状況により幹線から段階的に復旧を進める。

(ア) 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

(イ) 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

(2) 伝達・広報活動

- ① 水道施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。
- ② 復旧の見通し、あらかじめ作成した広報素材の提供、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、住民に対する広報活動を実施する。

(3) 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

2-7. 下水道を確保する

管理者は、地震により下水道施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、速やかに応急対策及び復旧活動を実施する。

(1) 応急復旧対策

1) 応急対策人員の確保

地震発生後直ちに、応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

2) 被害状況の把握

- ① 下水道施設の被害状況、応急復旧についての応援の必要性の有無について把握する。
- ② ポンプ設備、管路等について、被害状況の調査を実施する。

3) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」等に基づく支援の要請や県を通じて県内市町、国土交通省、他府県及び日本下水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

4) 復旧活動

被災箇所の応急復旧に当たっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案のうえ全体の応急復旧計画を策定して実施する。

① 管路施設

(ア) 管路の損傷等による路面障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

(イ) 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

② ポンプ場

(ア) ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

(イ) 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

(ウ) 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

(2) 情報の伝達

被害状況、応急復旧作業の現状と見通し等について防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。

3. 二次災害を防止する

3-1. 電気・ガス施設

電力施設、ガス施設（都市ガス、簡易ガス）管理者は、地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していく。

町は、市街地において、感電やガス漏れ等による二次災害防止等の対策を適切に行えるよう、日頃から防災関係機関と必要な相互協力について協議しておく。

公共施設の電気設備が被害を受けている場合は、あらかじめ協定を締結している兵庫県電気工事工業組合加古川支部に対し、復旧作業への協力を要請する。

3-2. 危険物等施設

防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

- ① 危険物等取扱事業所は、地震発生時には、危険物等の取扱作業の停止及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物

施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

- ② 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- ③ 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、町、加古川市消防本部及び加古川警察署に連絡する。
- ④ 町は、被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示を行う。

3-3. 海域被害

海域に物資等が流出又は漏洩した場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

- ① 町、加古川海上保安署等は、海域における物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海洋汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講ずる。
- ② 港湾管理者、漁港管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努める。

3-4. 空家等

町は平常時より、適切な管理がなされておらず災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努め、緊急に安全を確保する必要がある場合には最小限の措置として、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

4. 農林水産関係の応急処置を行う

4-1. 主要作物への応急処置を行う

町は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。また、農薬等資材取扱業者は、次の対策の実施に要する資材の確保に努める。

(1) 水稲

- ① 強風時の浸水による被害の軽減
- ② 水没苗の処理、排水、泥土の除去、病虫害の防除
- ③ 倒伏した田の湛水の中止及び成熟期に近い倒伏稲の早期収穫
- ④ 塩害地の散水による除塩
- ⑤ 被害激甚地における他作物への植替え

(2) 麦

- ① 排水溝の清掃による排水の促進
- ② 発芽不良ほ場における多肥による分けつ促進
- ③ 出穂期における赤かび病の防除
- ④ 穂発芽等による品質低下の防止のための適期刈取りと迅速な乾燥調整

(3) 野菜

町は、県及び農業関係団体と協力して、情報収集に努めるとともに、以下の対策が速やかに実施されるよう対策の徹底を図る。

- ① 排水の徹底
- ② 適切な薬剤散布
- ③ 長雨期における雨上がり後の周到的な灌水
- ④ 施肥(追肥)の減量と給肥性のよい液肥の使用
- ⑤ 収穫物の除水滴、除湿の徹底

第8節 建物、宅地等の応急危険度判定を行う

本節の構成

本節は、被災した建築物や宅地における二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を迅速に実施するために必要な事項について定める。

＜建物、宅地等の応急危険度判定を行う＞

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 被災建築物の応急危険度判定を実施する	1-1. 被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	社会基盤部	1日以内
	1-2. 被災建築物応急危険度判定を実施する	社会基盤部	3日以内
2. 被災宅地の危険度判定を実施する	2-1. 被災宅地危険度判定実施本部を設置する	社会基盤部	1日以内
	2-2. 被災宅地危険度判定を実施する	社会基盤部	3日以内

1. 被災建築物の応急危険度判定を行う

1-1. 被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する

(1) 播磨町被災建築物応急危険度判定実施本部の設置

町は、地震等により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し住民の安全確保を図るため、「兵庫県被災建築物応急危険度判定要綱」に定めるところにより、町災害対策本部の下に「被災建築物応急危険度判定実施本部」を設置し、県災害対策本部に設置される「被災建築物応急危険度判定支援本部」の支援を受け、判定業務を実施する。

(2) 兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会との連携

「兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会」と連携し、地震等による被災建築物の危険度判定の迅速な実施を推進する。

1-2. 被災建築物応急危険度判定を実施する

(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部の業務

被災建築物応急危険度判定実施本部は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会)」に基づき、次の業務に当たる。

＜被災建築物応急危険度判定実施本部の業務＞

- ・地震発生時の情報収集
- ・判定実施要否の決定
- ・実施本部、判定拠点の設置
- ・県への支援要請
- ・判定士の受入れ
- ・判定の実施
- ・判定結果の集計、報告
- ・実施本部、判定拠点の解散等

(2) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、主として目視等によって被災建築物を調査する。

建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分に判定し、判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

＜被災建築物判定結果の表示方法＞

区分	表示方法
危険	赤紙を貼る
要注意	黄紙を貼る
調査済	緑紙を貼る

2. 被災宅地の危険度判定を行う

2-1. 被災宅地危険度判定実施本部を設置する

(1) 播磨町被災宅地危険度判定実施本部の設置

町は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地による二次災害防止のため危険度判定業務の実施を決定したときは、「兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱」に定めるところにより、町災害対策本部の下に「被災宅地危険度判定実施本部」を設置し、県災害対策本部に設置される「被災宅地危険度判定支援本部」の支援を受け、判定業務を実施する。

(2) 兵庫県宅地防災推進協議会との連携

「兵庫県宅地防災推進協議会」と連携し、被災後の宅地危険度判定の迅速な実施及び災害予防も含む総合的な宅地防災対策を推進する。

2-2. 被災宅地危険度判定を実施する

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の業務

被災宅地危険度判定実施本部は、「被災宅地危険度判定業務 実施マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき、次の業務に当たる。

＜危険度判定実施本部の業務＞

- ・ 宅地に係る被害情報の収集
- ・ 判定実施計画の作成
- ・ 県への被災宅地危険度判定士の派遣要請
- ・ 被災宅地危険度判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- ・ 判定結果の調整及び集計並びに本部長への報告
- ・ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
- ・ その他必要となる業務

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、被災宅地ごとに調査表に記入して危険度判定を行う。

宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査宅地済」の3区分に判定し、判定結果は、当該宅地の見易い場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

＜被災宅地判定結果の表示方法＞

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する
要注意宅地	黄のステッカーを表示する
調査済宅地	青のステッカーを表示する

【参考：応急危険度判定と住家被害認定の関係】

大地震による住家被害が発生した場合、応急危険度判定（被災建築物・被災宅地）の他に、住家の被害認定の調査が実施される。

これらの調査は、それぞれ異なる目的を有しているものであり、各々の目的に合わせた調査方法や実施体制の整備等が図られていることから、各調査の判定結果の取り扱いや、調査の実施時期等が異なることに留意が必要となる。

また、被災住民や一般行政職員にとっては、これらの調査は、それぞれが他の調査との混同を生じやすいものであり、調査の時期が重なった場合に混乱が生じることも予想されるため、それぞれの調査目的と判定の意味を理解したうえで、十分な周知及び広報を行うことが重要となる。

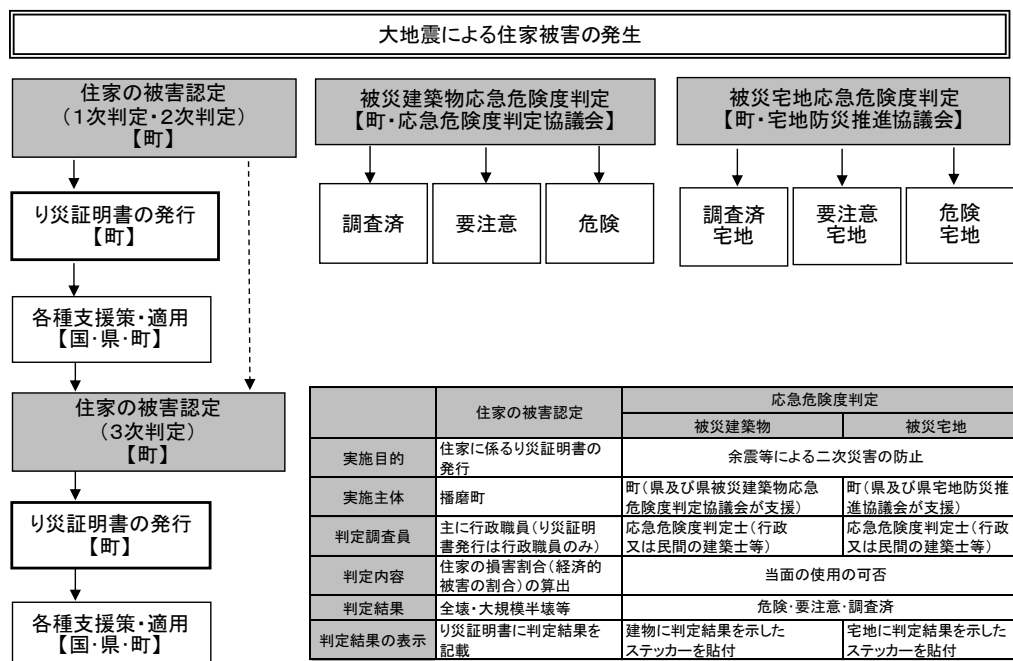
① 応急危険度判定（被災建築物・被災宅地）

人命に関わる二次災害の防止を目的とした応急危険度判定については、被災後概ね1週間から10日後までの完了を目途として、被災直後から実施されることとなる。

② 住家の被害認定

罹災証明書の発行を目的とした住家の被害認定については、財産的価値の被害を証明するもので、被災規模等の把握や、調査体制、罹災証明書の発行時期等を踏まえて調査方針を決定した後、応急危険度判定の終了時期と前後して調査が実施されていくこととなる。

＜大地震発生後の各種調査の実施の流れ＞



第9節 廃棄物処理を行う

本節の構成

本節は、災害により発生した住民の生活の支障となる障害物の除去及びガレキ、ごみ、し尿等の廃棄物の処理に関する必要な事項について定める。

＜廃棄物処理を行う＞

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 障害物を除去する	1-1. 障害物の除去体制を確立する	社会基盤部	1日以内
	1-2. 県等への応援を要請する	社会基盤部	1日以内
	1-3. 障害物を除去する	社会基盤部	3日以内
2. ごみを処理する	2-1. ごみ処理体制を確保する	社会基盤部	1日以内
	2-2. 県等への応援を要請する	社会基盤部	1日以内
	2-3. ごみを収集・処理する	社会基盤部	1週間以内
3. ガレキを処理する	3-1. ガレキ処理体制を確保する	社会基盤部	1日以内
	3-2. 県等への応援を要請する	社会基盤部	1日以内
	3-3. ガレキを収集・処理する	社会基盤部	1ヶ月以内
4. し尿を処理する	4-1. し尿処理体制を確保する	社会基盤部	1日以内
	4-2. 県等への応援を要請する	社会基盤部	1日以内
	4-3. し尿を収集・処理する	社会基盤部	1日以内

1. 障害物を除去する

1-1. 障害物の除去体制を確立する

災害により住家が半壊、又は床上浸水し、居室、炊事場、便所等に運び込まれた流出物により生活に著しく障害を受けた場合、自己の資力でそれを除去することができない者に対し、町がその障害物を除去する。

町は、障害物の除去体制を確立する。

1-2. 県等へ応援を要請する

(1) 団体への協力依頼

障害物の除去等が困難な場合には、町内建設業者、あらかじめ協定を締結している社団法人兵庫県建設業協会加印支部、兵庫県自動車整備振興会加古川支部に依頼、要請する。

(2) 県への要請事項

町は、作業員等の措置が不可能、又は困難な場合は、次の事項により県へ要請する。

- ① 除去を必要とする住家戸数（半壊・床上浸水）
- ② 除去に必要な人員
- ③ 除去に必要な期間

- ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- ⑤ 集積場所の有無

1-3. 障害物を除去する

(1) 除去の方法及び範囲

実施者は、機械器具を使用し、又は状況に応じて建設業者、あらかじめ協定を締結している社団法人兵庫県建設業協会加印支部、兵庫県自動車整備振興会加古川支部の協力を得て速やかに障害物を除去するものとし、障害物除去の範囲は、原状回復ではなく必要最小限の日常生活が営める状態とするための応急的な除去に限るものとする。

(2) 除去した障害物の集積場所

町が所有管理する空地、運動場等とし、最終処分場所は、その都度協議して決定する。

(3) 必要な機械器具等

障害物の規模及び範囲によって対策を講じるが、比較的小規模のものについては災害対策本部により処理するものとし、その他のものについては、建設業者の応援、又は調達によって実施する。

(4) 除去期間

災害発生の日から10日以内を目標とする。

2. ごみを処理する

2-1. ごみ処理体制を確立する

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難場所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

(2) ごみ処理施設の被害状況と稼動見込みの把握

ごみ処理施設の被害状況と稼動見込みを速やかに把握し、必要に応じ、仮置場を確保する。

(3) ごみ中継施設の被害状況と稼動見込みの把握

ごみ処理施設の被害状況と稼動見込みを速やかに把握し、必要に応じ、収集体制を確立する。

2-2. 県等へ応援を要請する

(1) 他市町等への応援要請

生活ごみ等の収集に必要な人員・処理運搬車両が不足する場合には、他市町、協定締結団体等に応援要請を行う。

(2) 県への応援要請

他市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援の要請を行う。

2-3. ごみを収集・処理する

(1) 生活ごみ、粗大ごみの収集

町の職員、機材等により行うことを原則とするが、避難者の生活に支障が生じることのないよう災害の規模に応じて作業を短期かつ効果的に行うため、時間外作業を行うとともに、人員、機材等を借上げて速やかに完了させる。

(2) 処理開始と収集期間

災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも 3～4 日以内には収集を開始し、10 日以内には収集を完了することを目標とする。

(3) ごみの一時保管場所の確保

生活ごみ等を早期に処理ができない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮する。

(4) 収集・運搬車両及び人員

＜収集・運搬車両及び人員＞

車両		人員
車種	種類及び台数	(運転手及び作業員)
パッカー車	4T ×1 台	14 人
	3T ×2 台	
	3.5T×2 台	
	5.5T×1 台	
ダンプ	2T ×2 台	
軽四貨物車	2 台	
アームロール車	3 台	

(5) 集積所

播磨町可燃ごみ中継センター場内を集積場所とし、なお不足する場合は、被災地の実情に応じ、公園、運動場等の一時的な集積場所を各所管の長と協議のうえ定める。

(6) 処理方法

ごみの処理は、エコクリーンピアはりまで行う。

(7) 処理施設能力等

＜処理施設能力等＞

施設名		所在地	1日処理能力	備考
焼却施設	エコクリーンピア はりま	高砂市梅井6丁目1番1号	429T	1日24時間稼働
破碎施設			34T	1日5時間稼働

3. ガレキを処理する

3-1. ガレキ処理体制を確立する

(1) 情報の収集及び連絡

損壊建築物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、速やかに全体処理量を把握するとともに、処理計画を定め、県に連絡する。

(2) 選別・保管・焼却等の可能な仮置場の確保

ガレキの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。

(3) 処理ルートの確保

協定締結団体等と連携し、最終処分までの処理ルートを確保する。

3-2. 県等へ応援を要請する

町は、近隣市町等の応援のみではガレキの最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援の要請を行う。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

3-3. ガレキを収集・処理する

(1) 撤去作業

災害により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

(2) 全体量の把握

計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

4. し尿を処理する

4-1. し尿処理体制を確立する

災害が全町的な場合は、し尿収集運搬業務委託業者の人員、機材等の全てを投入し24時間以内を目処に作業を行う。

4-2. 県等へ応援を要請する

(1) 他市町等への応援要請

し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保や処理能力が不足する場合には、他市町、協定締結団体等に応援要請を行う。

(2) 県への応援要請

他市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援の要請を行う。

4-3. し尿を収集・処理する

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼動見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼動見込みを把握し、必要により仮設トイレを避難所等に設置する。なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努める。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の確保をする。

(4) 処理施設能力等

< 処理施設能力等 >

施設名	所在地	1日処理能力	職員数	備考
加古郡衛生センター	新島 60 番地	110kℓ	3 人 (作業員)	1 日 24 時間 稼動

第10節 保健衛生対策を行う

本節の構成

本節は、災害時における保健衛生・感染症対策等に関わる必要な事項について定める。

<保健衛生対策を行う>

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 健康対策を行う	1-1. 巡回健康相談を行う	住民福祉部	3日以内
	1-2. 巡回栄養相談を行う	住民福祉部	3日以内
2. 精神医療を行う	2-1. 精神科救護所を周知する	住民福祉部	1週間以内
	2-2. こころのケアセンターの設置を要請する	住民福祉部	1週間以内
	2-3. 相談・普及啓発活動を行う	住民福祉部	1週間以内
3. 食品衛生対策を行う	3-1. 食品衛生に関する広報を行う	住民福祉部	3日以内
4. 感染症対策を行う	4-1. 感染症対策の体制を確立する	住民福祉部	3日以内
	4-2. 感染症対策を行う	住民福祉部	3日以内

1. 健康対策を行う

1-1. 巡回健康相談を行う

- ① 避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康実態調査を行い、病気の予防対策を図るとともに、健康管理を行うため、保健師による巡回相談及び家庭訪問を行う。
- ② 仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

1-2. 巡回栄養相談を行う

町は、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県及び県栄養士会等関係団体と連携して巡回栄養相談を実施する。

- ① 避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談を行う。
- ② 避難所生活解消後においても被災者の自立が困難である場合は、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を行うなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- ③ 巡回栄養相談の実施に当たり、県と連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

2. 精神医療を行う

2-1. 精神科救護所を周知する

県は、災害時に既存医療機関だけで対応できない場合、精神科救護所を設置する。

町は、被災者に対し精神科救護所の開設等を周知し、必要に応じ精神科救護所の巡回相談を要請する。

2-2. こころのケアセンターの設置を要請する

町は、被害の状況を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、必要に応じ、被災者のこころのケア対策の支援を加古川健康福祉事務所に要請するとともに、県に対し、こころのケアセンター(被災精神障がい者の生活を支援する精神保健活動の拠点)の設置を要請する。

なお、災害時こころの情報支援センターや兵庫県が新たに創設した兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」と協力し、円滑な設置運営に協力すること。

2-3. 相談・普及啓発活動を行う

町は、県、ボランティア団体等と協力し、災害による心理的影響を受けやすい高齢者や精神障がい者等に対し、こころのケアに関する相談訪問活動の実施に努めるとともに情報の提供や知識の普及に努める。

3. 食品衛生対策を行う

3-1. 食品衛生に関する広報を行う

町は、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

4. 感染症対策を行う

4-1. 感染症対策の体制を確立する

(1) 実施担当

災害時における感染症対策及び健康相談、訪問指導等の保健衛生対策は、住民福祉部が行う。

(2) 県への応援要請

災害の状況により避難所等において疫学調査及び健康診断を行う場合又は被害の規模により町職員のみで健康対策が行えない場合は、加古川健康福祉事務所に要請し、職員の派遣を依頼する。

4-2. 感染症対策を行う

(1) 感染症対策の種類及び方法

住民福祉部は、災害時に感染症の流行を未然に防止するため、以下に示す感染症対策を行う。

1) 予防教育及び広報活動の推進

町は、感染症に関するパンフレット、リーフレット等を作成し、避難所で配布する等、あらゆる機会をとらえ、被災者に対して衛生指導及び広報活動を行う。

2) 処理方法

町は、塵芥、汚泥などについて、積替所及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期すことで感染症対策を行う。

3) 消毒方法

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年号外法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行う。また、平成11年3月30日付健医感発第44号「伝染病予防法の廃止に伴う個別の感染症等に係る対策通知の取扱いについて」も参考とする。

①町は、速やかに次の事項について消毒を行うこととし、そのために必要な薬剤を保管すること及び災害時の入手手段の確保を行う。

(ア) 飲料水の消毒 (イ) 家屋の消毒 (ウ) 便所の消毒

(エ) ゴミ捨て場、水路の消毒 (オ) 患者輸送用器（担架）などの消毒

②消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要最小限度のものである。

③消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

4) ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除の実施について、県から指示があった場合には、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行う。

①ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものである。

②ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

5) 生活用水の供給等

町は、速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送等現地の実情に応じた方法によって行うこととし、プール、河川、ため池、民間の既設井戸等を水源として活用する。

6) 避難所の感染症対策指導等

町は、県感染症対策担当職員と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を行うこととし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得

て指導の徹底を図る。

7) 報告

町は、管轄健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。

(2) 災害時感染症対策完了後の措置

町は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、加古川健康福祉事務所を経由して県に提出する。

(3) 感染症対策用薬剤の調達

1) 備蓄薬剤

< 備蓄薬剤 >

薬剤名	数量	備考
クレゾール石鹼液（500ml）	10ℓ	床下、屋外の壁、屋内
逆性石鹼液（500ml）	10ℓ	〃
消石灰（10kg）	200kg	〃
次亜塩素酸ナトリウム（ハイター等） （600ml）	12ℓ	食器類

2) 即時調達薬剤

災害の状況により、備蓄薬剤等で不足の場合は、対象薬剤を決定し、近隣薬品販売店から即時調達する。

第3章 生活再建に向けて

第1節 生活再建の総合相談窓口を設置する

本節の構成

本節は、災害からの生活再建に向けて、総合的な相談窓口の開設に関する必要な事項を定める。

＜生活再建の総合相談窓口を設置する＞

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 総合相談窓口を設置する	1-1. 相談窓口を開設する	事務局	3日以内
	1-2. 電話相談窓口を開設する	事務局	3日以内
	1-3. 開設を周知する	事務局	3日以内
2. 関係機関と連携し対応を行う	2-1. 相談内容の記録、整理分類、関係機関への報告する	事務局	3日以内

1. 総合相談窓口を設置する

1-1. 相談窓口を開設する

町は、被災者の生活再建のため、総合的な相談窓口を設置し、住民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

＜相談内容例＞

保健衛生、居住場所の確保、廃棄物、罹災証明、生活、資金支援、その他災害関連相談

1-2. 電話相談窓口を開設する

町は、被災者の生活再建のための総合的な電話相談窓口を設置し、住民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

1-3. 開設を周知する

町は、相談窓口及び電話相談窓口の設置を、住民に周知する。

2. 関係機関と連携し対応を行う

2-1. 相談内容の記録、整理分類、関係機関への報告する

町は、収集した情報や住民からの相談を記録分類の上、必要により、県、播磨町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、日本赤十字社兵庫県支部、その他関係機関と十分連絡をとり相談に応じる。

また、大規模災害や住民の生活基盤に多大の影響を及ぼす事態が発生した場合は、必要に応じ、行政評価事務所を中心に、国の行政機関、政府系金融機関、県、学識経験者や行政相談委員等が参加した「特別行政相談所」が開設され、特別行政相談活動が実施される。

町は、「特別行政相談所」が開設される場合、開設前には開設時期、場所、運営方法、処理体制等必要な協議を行い、また開設後は可能な限り協力し、また十分に連携を図ることとする。

第2節 被害認定調査、罹災証明を発行する

本節の構成

本節は、災害時の被災者に対して、一日でも早く生活再建をし、従来の生活に戻れるように、災害対策基本法第90条の2に基づき、町及び防災関係機関が実施する各種支援の基本となる罹災証明発行に関して必要な事項について定める。

＜被害認定調査、罹災証明を発行する＞

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 被害認定調査を行う	1-1. 被害家屋調査体制を確立する	事務局	3日以内
	1-2. 家屋被害認定士の応援を要請する	事務局	3日以内
	1-3. 住居被害認定を行う	事務局	1ヶ月以内
	1-4. 再調査を行う	事務局	—
2. 罹災に関する証明書を発行する	2-1. 罹災に関する証明書を交付する	事務局	1ヶ月以内
	2-2. 罹災に関する証明の周知を図る	事務局	1ヶ月以内

1. 被害認定調査を行う

1-1. 被害家屋調査体制を確立する

災害に係る住家の被害認定（以下「被害認定」という。）とは、被災した住家の被害程度（全壊、大規模半壊、半壊等）を認定することをいい、町が実施する。なお、町の職員だけでは人的に対応できない場合は、他市町及び民間団体への協力を要請する。

1-2. 家屋被害認定士の応援を要請する

町の職員だけでは被害家屋調査を対応しきれない場合、県と連絡調整を行い、「兵庫県家屋被害認定士制度」に基づく家屋被害認定士の応援を要請する。

＜家屋被害認定士＞

「兵庫県家屋被害認定士制度」は、被災市町の災害対応業務の軽減等を図る目的で整備された制度であり、家屋被害認定士は、この制度に基づき、即戦力として迅速かつ公平・均一な被害調査を行うことを認証された県市町の職員あるいは建築・不動産関係者である。家屋被害認定士は、災害時において市町長より調査員として命ぜられる。

1-3. 住居被害認定を行う

住家被害認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づいて実施する。

第2部 災害応急・復旧・復興計画
 第3章 生活再建に向けて
 第2節 被害認定調査、罹災証明を発行する

住家の被害は、「地震による被害」、「水害による被害」、「風害による被害」及び「液化化等による地盤被害による被害」に区分され、「災害の被害認定基準（令和3年6月24日付府政防 670号）」に定義される基準により、下記フロー図に示す手順により認定を行う。

＜被害認定フロー＞

＜被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）＞



＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞



1-4. 再調査を行う

被災者は、住家の被害認定結果に不服がある場合、及び物理的に調査ができなかった家屋について、災害発生から一定期間内（災害の規模により設定）であれば、再調査を申し出ることができる。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」では、申出があった場合は、その内容を精査し、再調査が必要と判断されれば適切に再調査を実施し、再調査に基づく判定結果については、理由とともに被災者に示すこととされている。

※被災者に対する罹災証明書は、被害認定に基づき発行される。罹災証明書は、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援法による支援金支給などの各種支援策と密接に関連しているため、被災者の関心も必然的に高くなることが想定される。

2. 罹災に関する証明書を発行する

2-1. 罹災に関する証明書を交付する

罹災に関する証明書は、災害対策基本法第90条の2に基づき、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、町税・保険料の減免等）の適用や個人加入の保険金（見舞金）の給付等を受けるに当たって必要とされる人身、家屋及び財産の被害状況について、町が交付する証明書である。

町長は、被災者から申請があった場合は、遅滞なく被害の状況を調査し、罹災に関する証明書を交付する。ただし、火災による罹災証明は、加古川市東消防署長が行う。

また、罹災に関する証明書は、次のとおりとする。

なお、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の保護等の観点から、交付に際しては本人確認や代理権の有無を確認する等、留意する必要がある。

< 罹災に関する証明書 >

罹災証明書	町内在住者が居住する建物の被災状況を証明するもの。（ただし、建物の被災状況については、「住家の被害認定基準」に該当し、調査職員の現場確認等、確実な証拠によって立証できるものに限る。）
建物罹災証明書	町内在住者が所有する事業所（自己所有事業所）、賃貸住宅（貸し主）の被災状況、または、町内在住でない者が所有する建物の被災状況を証明するもの。（ただし、建物の被災状況については、「住家の被害認定基準」に該当し、調査職員の現場確認等、確実な証拠によって立証できるものに限る。）
家財等罹災証明書	建物以外の財産（以下「家財等」という。）の被害状況について証明するもの。（ただし、調査職員の現場確認等、確実な証拠によって立証できるものに限る。）
罹災届出証明書	確実な証拠によって立証できない家屋及び家財等の被害状況、あるいは、罹災証明に至らない軽微な被害状況について、届出があったことを証明するもの。

(1) 罹災証明書等の交付

罹災証明書（火災によるものを除く。）等の交付は次のとおり行う。

1) 罹災台帳の作成

固定資産課税台帳をもとに、住家被害認定を実施し、罹災証明書及び建物罹災証明書の交付に必要な被害情報を収集し、罹災台帳を作成する。

2) 罹災証明書の交付

罹災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、原則として1世帯あたり1枚交付する。なお、罹災証明書における建物の被害状況については、「住家の被害認定基準」に該当し、調査職員の現場確認等、確実な証拠によって立証できるものに限って証明する。

3) 建物罹災証明書の交付

罹災台帳に基づき、住家以外の建物について申請のあった被災者に対して、原則として1棟当たり1枚交付する。なお、建物罹災証明書における建物の被害状況については、「住家の被害認定基準」に該当し、調査職員の現場確認等、確実な証拠によって立証できるものに限って証明する。

4) 家財等罹災証明書の交付

家財等について、申請のあった被災者に対して交付する。ただし、調査職員の現場確認等、確実な証拠によって立証できるものに限る。

5) 被災者支援システムの活用

災害の規模等に応じて、「被災者支援システム」により被災者支援情報データベースを構築して証明書を交付する。

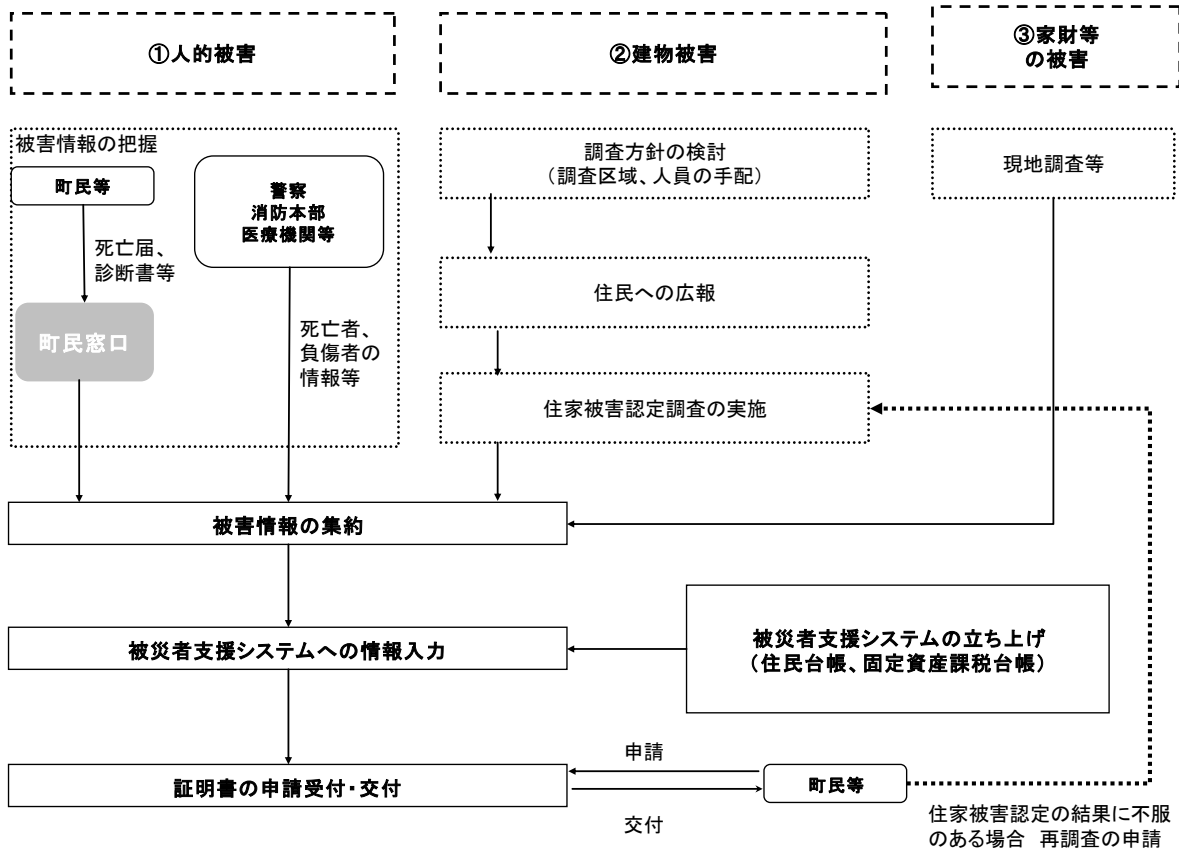
(2) 罹災届出証明書の交付

申請のあった被災者に対して交付する。なお、罹災届出証明書は、確実な証拠によって立証できない建物及び家財等の被害状況、あるいは、罹災証明に至らない軽微な被害状況について、届出があったことを証明するものであり、罹災を申し出た町民が、個人加入の保険金（見舞金）等の給付を受けることが出来るように配慮し、罹災証明書や建物罹災証明書、家財等罹災証明書に代わるものとして交付する。よって、罹災届出証明書は、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、町税・保険料の減免等）の適用を受ける証明とはならない。

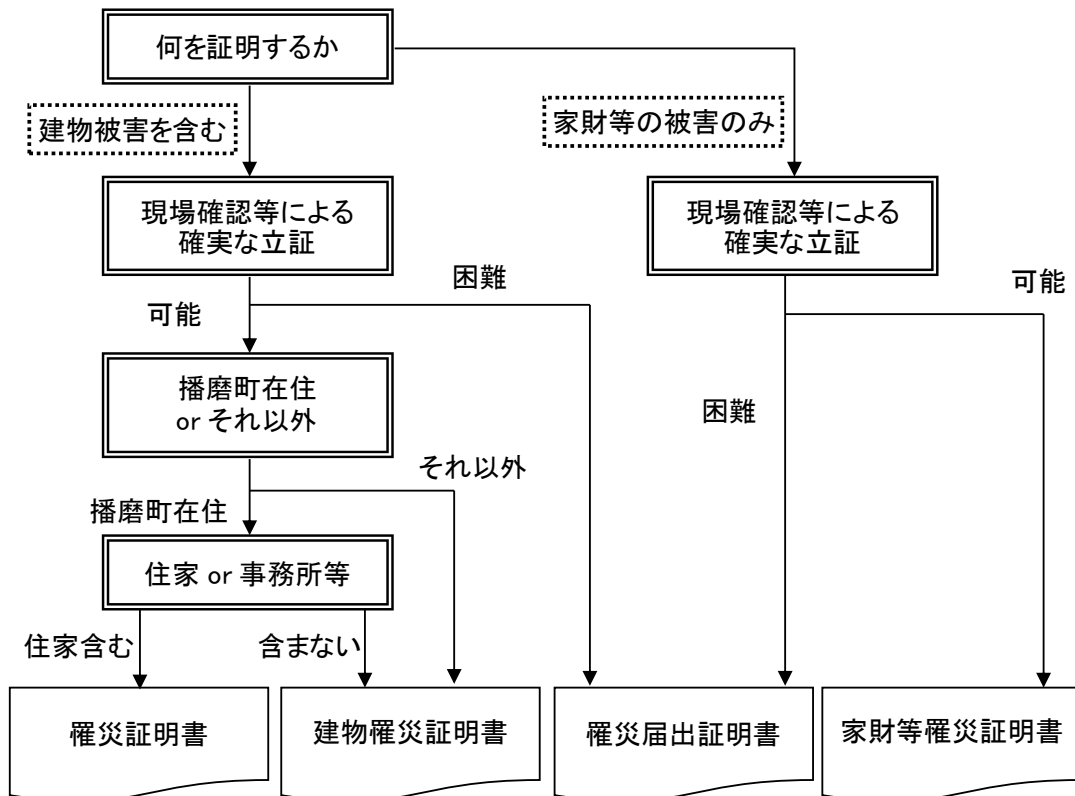
2-2. 罹災に関する証明の周知を図る

罹災に関する証明書の交付手続を円滑に行うため、相談窓口を設置するとともに、広報紙等により周知を図る。

＜被害発生から罹災に関する証明書交付までの流れ＞



＜証明書の種類と交付方法＞



第3節 生活再建支援を行う

本節の構成

本節は、災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害見舞金等の支給並びに災害援護資金の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、あわせて生活の安定化を促進するために必要な事項を定める。

<生活再建支援を行う>

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 各種支援金の準備を行う	1-1. 義援金の受入口座を設定・周知する	事務局	1日以内
	1-2. 緊急小口資金等の対応について周知する	事務局	3日以内
2. 救援物資の受け入れ、配分を行う	2-1. 救援物資の要請を行う	事務局	1日以内
	2-2. 救援物資の送り方を周知する	事務局	1日以内
	2-3. 救援物資を受け入れる	事務局	3日以内
	2-4. 救援物資の仕分け・配分を行う	事務局	3日以内
3. 各種支援金を給付する	3-1. 災害弔慰金等（町）を支給する	住民福祉部	1ヶ月以内
	3-2. 災害見舞金等（町）を支給する	住民福祉部	1ヶ月以内
	3-3. 災害援護金（県）の支給に協力する	住民福祉部	1ヶ月以内
	3-4. 被災者生活再建支援金の支給に協力する	事務局	1ヶ月以内
	3-5. 義援金を配分する	事務局	1ヶ月以内
4. 貸付・融資その他資金等による支援を行う	4-1. 災害援護資金（町）の貸付を行う	住民福祉部	1ヶ月以内
	4-2. 生活福祉資金（社会福祉協議会）の貸付を行う	住民福祉部	1ヶ月以内
	4-3. 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）を活用する	事務局	1ヶ月以内
	4-4. 災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）を活用する	事務局	1ヶ月以内
	4-5. 中小企業への融資（日本政策金融公庫等）を要請する	事務局	1ヶ月以内
5. 税の減免等を行う	5-1. 税の減免等	事務局	1ヶ月以内

県及び町は、被災者がいち早く生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備や制度の周知等に努める。

1. 各種支援金の準備を行う

1-1. 義援金の受入口座を設定・周知する

町は、被害の程度により、日本赤十字社兵庫県支部及び県、町の3者で協議し、義援金の受入口座を設定し、状況により関係機関（報道機関、共同募金会、播磨町社会福祉協議会）に協力を依頼する。

1-2. 緊急小口資金等の対応について周知する

町は、当座の生活資金のない被災者に対し、緊急小口資金（生活福祉資金貸付）等の対応について周知する。

1-3. 被災者支援システムを活用する

義援金や被災者生活再建支援法支援金については、被災者支援システムを活用して、支給管理を行う。

2. 救援物資の受け入れ、配分を行う

2-1. 救援物資の要請を行う

町は、被災者が必要とする物資を確保できないときは、必要な物資の種類と量を速やかに把握し、報道機関等を通じて支援を要請する。

2-2. 救援物資の送り方を周知する

町は、救援物資を円滑に受け入れることができるよう、救援物資の送り手に対し、次の事項を周知する。

- ① 品目別に区分して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること
- ② 梱包を開かなくても内容がわかるように識別票等により内容を表示すること
- ③ 品物は新品が望ましいこと
- ④ 大量の救援物資の受け入れ、配分については、ボランティアの活動が不可欠であること
- ⑤ 一定期間経過後は、被災者からは救援物資よりも義援金が望まれること

2-3 救援物資を受け入れる

町は、救援物資の受け入れを迅速に行うため、被災状況等を踏まえ、速やかに物資の集積場所、配送ルートを確認する。

2-4. 救援物資の仕分け・配分を行う

町は、受け入れた救援物資について、速やかに仕分けを行い、配分する。

なお、町による仕分け・配分が困難である場合は、ボランティア団体等の協力を要請し、仕分け・配分を行うことも検討する。

3. 各種支援金を給付する

3-1. 災害弔慰金等（町）の支給を行う

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」及び「播磨町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第6号）」に基づき、災害弔慰金の支給等を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

1) 支給の対象となる災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象

2) 支給の対象となる災害の規模

- ・死亡した場所の市町村で、住居の滅失した世帯の数が5以上の災害
- ・死亡した場所の市町村を含む都道府県の区域内で、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害
- ・死亡した場所の市町村を含む都道府県の区域内で、災害救助法による救助が行われた災害
- ・災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害

3) 支給の対象者

住民のうち災害により死亡した者の遺族（災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、当該災害によつて死亡したものと推定する）

4) 支給限度額

区分	死亡者1人当たりの 支給限度額
死亡者が死亡当時においてその死亡に関し 災害弔慰金を受けることができることとな るものと生計を主として維持していた場合	500万円
上記以外の場合	250万円

5) 支給制限

- ・死亡がその死亡した者の故意、又は重大な過失による場合
- ・警察表彰規則、消防表彰規程、又は賞じゅつ金に関する訓令に基づく賞じゅつ金
又は特別賞じゅつ金が支給された場合
- ・その他、町長が支給することが適当でないとする場合

(2) 災害障害見舞金の支給

1) 支給の対象となる災害の種類

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象

2) 支給の対象となる災害の規模

- ・被災した場所の市町村で、住居の滅失した世帯の数が5以上の災害

- ・被災した場所の市町村を含む都道府県の区域内で、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害
- ・被災した場所の市町村を含む都道府県の区域内で、災害救助法による救助が行われた災害
- ・災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害

3) 支給の対象者

住民のうち災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定化したときを含む。）に精神、又は身体に傷害がある住民

4) 支給限度額

区分	1人当たりの 支給限度額
災害援護金被災者が被災当時においてその障害に関し、災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合	250万円
上記以外の場合	125万円

5) 支給制限

- ・負傷又は疾病の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものである場合
- ・その他、町長が支給することが適当でないと認める場合

3-2. 災害見舞金等（町）を支給する

「播磨町災害見舞金等の支給に関する規則」に基づき、町域内で発生した自然災害、その他の災害の被災者に対し、災害見舞金、災害弔慰金及び学用品代を支給する。

(1) 災害見舞金の支給

<災害見舞金の支給概要>

災害の種別	被害の種別	災害見舞金の額		受領者
		単身者 世帯	2人以上の 世帯	
自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	50,000円	100,000円	被災 世帯主
	住家の半壊又は半焼	30,000円	50,000円	
	住家にかかる床上浸水	15,000円	20,000円	
その他の災害	住家の全壊又は全焼	50,000円	100,000円	
	住家の半壊又は半焼	30,000円	50,000円	

※適用除外・・・町長が支給することが適当でないと認めたときは、支給しない。

(2) 災害弔慰金の支給

<災害弔慰金の支給概要>

災害の種別	災害弔慰金の額	受領者
自然災害	100,000円	葬祭を行う者
その他の災害	100,000円	

※適用除外

- ① 播磨町災害弔慰金の支給等に関する条例第3条による災害弔慰金が支給される場合は支給しない。
- ② 町長が支給することが適当でないとしたときは、支給しないことができる。

(3) 学用品代の支給

<学用品代の支給概要>

災害の種別	学用品代 (1人につき)	受領者
小学校児童	6,000円	被災世帯主
中学校児童	10,000円	

※適用除外

- ① 住家にかかる床上浸水の被災者に対しては、支給しない。
- ② 町長が支給することが適当でないとしたときは、支給しないことができる。

3-3. 災害援護金等（兵庫県）の支給に協力する

(1) 災害援護金

<災害援護金の支給概要>

災害の種別	被害の種別	災害援護金の額	適用基準
自然災害	全壊・全焼・流失	200,000円 (1世帯につき)	県の区域内において発生したもので、 ①1つの市町の区域内の被害者数が5以上あるとき。 ②知事が特に必要があると認めるとき。
	半壊・半焼	100,000円 (1世帯につき)	
	床上浸水	50,000円 (1世帯につき)	
	重症の被災者	30,000円 (1世帯につき)	
その他の災害	全壊・全焼	50,000円 (1世帯につき)	県の区域内において発生したもので、 ①災害救助法による救助が実施されたとき。 ②知事が特に必要があると認めるとき。
	半壊・半焼	30,000円 (1世帯につき)	

(2) 死亡見舞金

ア 対象災害

<対象災害>

自然災害	(1) 自然災害により死者が生じたとき (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。

イ 支給額

<支給額>

災害の種別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額	
自然災害	県の区域内	死亡した県民等 1 人につき	200,000 円
		死亡した県民等以外の者 1 人につき	60,000 円
	県の区域外 (国内に限る)	県民である死亡者 1 人につき	200,000 円
その他の災害	県の区域内	死亡した県民等 1 人につき	100,000 円
		死亡した県民等以外の者 1 人につき	60,000 円
	県の区域外 (国内に限る)	県民である死亡者 1 人につき	100,000 円

備考 この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県の区域内の学校に在学する者
- (4) その他これらに類する者

3-4. 被災者生活再建支援金の支給に協力する

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(1) 対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊の危険があるなどやむを得ない事由でその住宅を解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給金額

下表に示すとおり、基礎支援金及び加算支援金の合計額が支給される。ただし、世帯人数が1人の場合は、合計金額の3/4の額となる。

＜被災者生活再建支援金の支給概要＞

区分 (2)支給対象世帯)	基礎支援金 住宅の被害程度 に応じて支給	加算支給金 住宅の再建方法 に応じて支給
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃貸 50万円
④世帯	50万円	
⑤世帯	—	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃貸 25万円

(注) 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で建設・購入（又は補修）に係る支給額を支給。

(4) 支給に係るその他の要件

被災世帯の年収及び年齢要件はなし。

申請期間は、自然災害発生から基礎支援金については13月間、加算支援金については37月間である。

3-5. 義援金を配分する

(1) 配分の方法

- ① 配分の対象者を罹災者名簿により、被害者状況別、地域別に把握する。
- ② 義援金の配分に当たっては、原則として被害状況別に一律方式により配分するが、金額、被害状況によっては経済状態等を勘案した傾斜方法により配分する。
- ③ 義援物品の配分に当たっては、男・女・幼・老等を考慮し配分する。
- ④ 義援金品の配分に当たっては、配布基準、配布者名簿等を作成し配分する。

(2) 作業班の編成

義援物品の受付・仕分・搬送・保管等の処理を迅速に行うために作業班を編成するものとし、班は、班長1名、班員2名計3名をもって編成し、状況により班員を増強する。

4. 貸付・融資その他資金等による支援を行う

4-1. 災害援護資金（町）の貸付を行う

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「播磨町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、一定規模以上の自然災害により、被災した住民の遺族、世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

<災害援護金の貸付概要>

貸付の対象となる災害の規模	貸付対象者及び貸付限度額		
県の区域内で災害救助法による救助が行われた市長が1以上ある自然災害	住民のうち当該都道府県内で、次の被害を受けた世帯の世帯主 (1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷 (2) 家財の被害金額がその家財の価格の3分の1以上の損害		
		1世帯当たりの貸付限度額	
	被害の種類及び程度	世帯主の負傷がある場合	世帯主の負傷がない場合
	家財の損害及び住居の損害がない場合	150万円	
	家財の損害があり、かつ、住居損害がない場合	250万円	150万円
	住居が半壊した場合	270万円	170万円
	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など特別の事情がある場合	350万円	250万円
	住居が全壊した場合	350万円	250万円
	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など特別の事情がある場合		350万円
住居の全体が滅失又は流失した場合		350万円	

※貸付制限

下記のア～カの所得の合計額が同一世帯に属する者が

1人であるとき 220万円 2人であるとき 430万円
 3人であるとき 620万円 4人であるとき 730万円

5人以上であるとき 730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額とする。

ア総所得 イ退職所得 ウ山林所得 エ土地に係る事業所得
 オ長期譲渡所得 カ短期譲渡所得

※貸付条件

(ア) 貸付利率

据置期間 無利子
 据置期間経過後 年1% (保証人を立てる場合は無利子)
 延滞の場合 年5%

(イ) 償還方法

償還期間 10年 (措置期間を含む)
 据置期間 3年 (特別な場合は5年)
 償還方法 年賦又は半年賦又は月賦償還、元利均等償還

4-2. 生活福祉資金（社会福祉協議会）の貸付を行う

生活福祉更生資金貸付制度要綱に基づき兵庫県社会福祉協議会が貸付を行う。

ただし、災害援護資金と住宅資金を合わせて貸付けする場合は、最高限度額の制限等がある。

4-3. 災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）を活用する

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の対象となる災害の場合、県と協力の上借入手続の指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に行うとともに、当該融資が円滑に実施されるよう、制度の内容について周知を図る。

4-4. 中小企業への融資（日本政策金融公庫等）を要請する

日本政策金融公庫（旧中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫）及び商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。

金融機関及び信用保証協会に対し、貸付手続の迅速化、条件の緩和等への配慮を要請する。

4-5. 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）を活用する

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、兵庫県が兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）に基づき創設された本共済を積極的に活用し、住宅再建支援のための給付を行う。

その特長として、以下のとおり。

- ・住宅の規模・構造や老朽度に関係なく、定額の負担で定額の給付。
- ・異常な自然現象により生じる、あらゆる自然災害を対象。
例：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等
- ・財産の損失補てんの考え方にもとづく損害保険制度（地震保険など）と異なり、被災後の住宅の再建を支援する仕組み。

（地震保険等との併用可。ただし、本共済は地震保険料控除の対象にはならない。）

5. 税の減免等を行う

5-1. 税の減免等

災害対策基本法第85条の規定により、罹災者はそれぞれの法律又は条例の規定に基づき、町民税、所得税等について納期の延長、徴収猶予、減免及びその他公的徴収金の減免措置を受けることができる。

第4節 仮設住宅を建設・供給する

本節の構成

本節は、災害のため住宅が全壊、全焼若しくは流失し、自己の資力では住宅を確保することができない者を収容するための応急仮設住宅を建設し、又は災害のため住宅が半壊若しくは半焼し、自己の資力で応急修理ができない者に対して日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための対策について定める。

< 仮設住宅を建設・供給する >

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 応急住宅を提供する	1-1. 公営住宅等を提供する	住民福祉部	1週間以内
	1-2. 仮設住宅を建設・提供する	社会基盤部	1ヶ月以内
	1-3. 県に要請を行う	事務局	1ヶ月以内
2. 住宅の応急修理を行う	2-1. 住宅の応急修理を行う	社会基盤部	1ヶ月以内
	2-2. 県に要請を行う	事務局	1ヶ月以内

1. 応急住宅を提供する

1-1. 公営住宅等を提供する

公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請し、速やかに提供可能住宅戸数を把握する。また、町の提供可能住宅戸数だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。この際、住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

1-2. 仮設住宅を建設・提供する

住宅の全壊又は全焼等の被害が発生した場合で、町長が必要と認めるときは、仮設住宅の建設及び被災者の仮設住宅への収容を行う。

なお、仮設住宅の建設に当たっては、計画的に進めるため、住宅需要を可及的速やかに把握し、仮設住宅の全体の建設計画を策定することとする。

また、入居者に対して、仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定期間経過後は撤去されるべき性格であることを、あらかじめ十分説明し、理解を得ること。

また、仮設住宅の需要調査の結果によっては、民間賃貸住宅を借り上げ提供することも検討する。

(1) 建設予定地

被災者が相当長期にわたり居住することを考慮し、保健衛生、交通、水道、教育等の立地条件を勘案して町長が選定する。

(現在候補地：北池広場、城池町有地)

(2) 仮設住宅の規模等

- ① 規 模：1戸当たり 29.7 m²以内
- ② 費 用：1戸当たり 6,775,000円以内(平均の費用。世帯人数による)
- ③ 建築方法：町内建設業者に建設資機材等の調達及び住宅の建設を依頼する
- ④ 供与期間：工事が完了した日から2年以内

※基準の詳細は、資料編(C その他)b.各種基準 1.災害救助法による救助の種類、程度、方法、費用及びその期間の範囲を参照

(3) 入居基準

住居が全壊、全焼等により、自己の資力では居住のための住宅を確保することができない者のうち、災害の規模に応じ、従前地区のコミュニティの維持に配慮しながら町長が定めるものとし、その基準は次による。

- ① 生活保護法による被保護者及び要保護者
- ② 特定の資産のない失業者、独居老人、母子世帯等
- ③ 特定の資産のない勤労者、小企業者
- ④ その他これに準ずる者
- ⑤ 高齢者、障がい者等の要配慮者のバリアフリー、優先入居等に十分に配慮する。

(4) 地域社会づくり

町は、仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する等地域社会づくりを進めるために自治会等の育成を図る。

また、高齢者や単身者等の孤立しがちな入居者に対しては、自治会を中心に、民生委員やボランティア等の連携体制による見守り活動が行われるよう配慮する。

1-3. 県に要請を行う

供給に不足が生じる場合には、県へ次の事項を可能な限り明らかにして、供給あっせんを要請する。

- ① 被害戸数
- ② 設置を必要とする戸数
- ③ 調達を必要とする建設業者数
- ④ 連絡部署及び連絡責任者
- ⑤ その他参考となる事項

2. 住宅の応急修理を行う

2-1. 住宅の応急修理を行う

住宅の半壊、又は半焼等の被害が発生した場合で、町長が必要と認めるときは、次の基

準により住宅の応急修理を行う。

(1) 対象者

下記の①又は②に該当する者が、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができる場合。

- ① 災害によって住家が半壊、半焼もしくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）
※資力については、「資力に関する申出書」を基に個別に判断する。
- ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）

(2) 応急修理の範囲等

- ① 範囲：居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことができない部分
- ② 費用：1世帯当たり 706,000円以内
(半壊(焼)に準ずる程度の損壊の場合は、1世帯あたり 343,000円以内)
- ③ 方法：町内建設業者に建設資機材等の調達及び住宅の修理を依頼する
- ④ 期間：原則として災害発生の日から3ヶ月以内に完成
※基準の詳細は、資料編(C その他) b. 各種基準 1. 災害救助法による救助の種類、程度、方法、費用及びその期間の範囲を参照

2-2. 県に要請を行う

建設業者が不足したり、建築資機材を調達することが困難なときは、県に対して可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。

- ① 被害戸数
- ② 修理を必要とする戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

第5節 教育を再開させる

本節の構成

教育施設の被害又は児童生徒の被災により、通常の教育を行えない場合に対処するための施設等の応急復旧及び応急教育等について定める。

＜教育を再開させる＞

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 教育再開の準備を行う	1-1. 被害状況を収集する	教育避難支援部	1日以内
	1-2. 教育施設等の応急復旧を行う	教育避難支援部	3日以内
	1-3. 教職員を確保する	教育避難支援部	3日以内
2. 応急教育を行う	2-1. 応急教育を行う	教育避難支援部	1週間以内
	2-2. 教科書及び学用品を調達・支給する	教育避難支援部	1週間以内
	2-3. 学校給食を行う	教育避難支援部	1週間以内
3. 心の健康管理を行う	3-1. 被災児童生徒への心のケアを行う	教育避難支援部	1週間以内
	3-2. 教職員の心の健康管理を行う	教育避難支援部	1週間以内

1. 教育再開の準備を行う

1-1. 被害状況を収集する

応急対策計画の策定のため、次の事項について、被害状況を速やかに収集し、町災害対策本部長に伝達する。

- ① 学校・園施設の被害状況
- ② その他の教育施設の被害状況
- ③ 教員その他の職員の被災状況
- ④ 園児・児童生徒の被災状況の概要
- ⑤ 応急措置を必要とする事項

1-2. 教育施設の応急復旧を行う

通学の危険がなくなったときは、直ちに授業が開始できるよう以下の措置を実施する。

(1) 教育施設の応急復旧

- ① 校舎の軽微な被害については、即時応急修理を行う。
- ② 教室使用に不足をきたすときは、特別教室の転用等の措置をとる。
- ③ 被害が大きく応急修理では使用に耐えられないときは、一時、学校又は学級を閉鎖し、復旧まで管理者を置いて管理する。
- ④ 冠水、破損等により使用不可能の児童生徒用机、椅子等は、応急修理を行うとと

もに、近くの学校から余剰のものを集め補充し、授業に支障のないようにする。

- ⑤ 運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急補修し、校舎の復旧にあわせて復旧する。

(2) 避難所開設との調整

避難所等の設置で、体育館その他を使用するときは、校舎の被害状況を考え、関係機関とよく協議のうえ、措置する。

(3) その他

その他、特別の事態が生じたときは、関係者協議のうえ、速やかに処理する。

1-3. 教職員を確保する

教職員の被災等により、通常の授業を行えない場合は、応急措置として次の方法により、職員を確保する。

- ① 各学校の教員不足数の状況により、一時的に教員の編成替え、出務等を指示する。
- ② 町災害対策本部教育部職員のうち教員免許所有者に応援させるとともに、状況によっては、県教育委員会に要請し、教員の補充を受ける。

2. 応急教育を行う

2-1. 応急教育を行う

(1) 災害時に学校が果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあるから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は町が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本としつつ、7日以内を原則として可能な範囲で避難所運営に協力する。

また、兵庫県教育委員会が事務局を務める、震災・学校支援チーム（EARTH）の支援も活用する。

(2) 応急教育実施場所

校舎等に甚大な被害を受け、多数の避難者を収容し、又は通学路の遮断等により通常の授業が行えない場合は、近隣の学校その他の施設等において授業する。この場合の授業場所、連絡方法、実施の方法等については、事態に応じた措置をする。

(3) 応急教育の方法

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、教員、児童生徒及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案して、次の方法により行う。

＜応急教育の方法＞

状況	方法
登校に長時間を要する場合	始業時間を繰下げ、又は授業時間を短縮して行う。登下校時の児童生徒の安全については、特に嚴重な注意を払い適当な措置をとる。
児童生徒の半数以上が登校できない場合	臨時に休校するとともに、近隣の学校等において授業する等適宜の措置をとる。
児童生徒の一部、又は半数近い者が登校できない場合	短縮授業、半日授業等の措置をとる。登校できない児童生徒については、別に考慮する。
一部地域の児童生徒全員が登校できない場合	臨時にその地域内に応急教育の場所を設け、適宜授業を行う等の措置をとる。
その他	特別の事態が生じたときは、関係者協議のうえ、応急教育の措置をとる。

(4) 県教育委員会への報告

町教育委員会は、児童生徒の被害状況、教育施設の状況や応急教育の実施状況について県教育委員会へ報告する。

2-2. 教科書及び学用品を調達・支給する

災害により児童生徒が被災し、教材、学用品を失ったときは、これに伴い補給を要する実数及び補給の状況を県に報告するとともに、教材、学用品の確保並びに支給について、適切な措置をとる。

2-3. 学校給食を行う

(1) 学校給食の実施

災害時においては、特に衛生に留意し、施設、設備の消毒、防疫、調理関係者の検便その他健康管理に充分注意し、学校再開に併せて速やかに学校給食が実施できるように努める。

(2) 学校給食の一時中止

次の場合には、給食を一時中止する。

- ① 災害が広範囲にわたり、被害が甚大なため学校給食施設が災害救助のため使用された場合
- ② 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合
- ③ 感染症その他の危険発生が予想される場合
- ④ 給食用物資の入手が困難な場合
- ⑤ その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

(3) 県教育委員会への報告

学校給食の中止又は応急実施に当たって町教育委員会は、その実施校数、人員、給食種別及び実施期間を県教育委員会に報告する。

3. 心の健康管理を行う

3-1. 被災児童生徒への心のケアを行う

町災害対策本部教育部は、被災児童・生徒の心のケアについて、充分留意する。

- ① スクールカウンセラーや教職員によるカウンセリング
- ② 電話相談等の実施等
- ③ 教育相談センター、加古川健康福祉事務所、こども家庭センター等の専門機関との連携

3-2. 教職員の心の健康管理を行う

町災害対策本部教育部は、教職員の心の健康管理について、充分留意する。

- ① グループワーク活動の展開等
- ② 災害救急医療チーム派遣制度の確立

第6節 災害復旧事業を行う

本節の構成

本節は、災害復旧事業に関わる事項について定める。

<災害復旧事業を行う>

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 公共施設等を復旧させる	1-1. 復旧事業計画を立案する	全部局	1ヶ月以内
	1-2. 復旧事業を行う	全部局	1ヶ月以内
2. 激甚災害からの復旧を行う	2-1. 激甚災害に関する調査に協力する	全部局	1ヶ月以内
	2-2. 特別財政援助を申請する	全部局	1ヶ月以内

1. 公共施設等の復旧を行う

1-1. 復旧事業計画を立案する

災害復旧計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度、災害発生を防止するため必要な施設の新設、又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画であり、次の事項について計画する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 河川災害復旧事業計画
- ② 砂防設備復旧事業計画
- ③ 道路、橋梁災害復旧事業計画

(2) 都市災害復旧事業計画

- ① 街路災害復旧事業計画
- ② 都市下水道施設災害復旧事業計画
- ③ 公園施設災害復旧事業計画
- ④ 市街地埋没災害復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(4) 上下水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 学校教育施設災害復旧事業計画

(8) 社会教育施設災害復旧事業計画

(9) 中小企業の振興に関する事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

1-2. 復旧事業を行う

復旧事業計画に基づき、各復旧事業を行う。

2. 激甚災害からの復旧を行う

2-1. 激甚災害に関する調査に協力する

甚大な災害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を行う必要がある。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2-2. 特別財政援助を申請する

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類を作成し、県各部に提出する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑥ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
- ⑧ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- ⑨ 感染症予防事業
- ⑩ 堆積土砂排除事業
- ⑪ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業協働利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 天災による被害農業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

(3) 中小企業に関する特別の補助

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ③ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ④ 水防資機材費の補助の特例

- ⑤ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑥ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設の小災害債に係る元利償還金の
基準財政需要額への算入等
- ⑦ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4章 復興に向けて

第1節 復興本部を設置する

本節の構成

本節は、著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

<復興本部を設置する>

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 復興本部を設置する		全部局	1ヶ月以降
2. 復興本部を組織・運営する		全部局	1ヶ月以降

1. 復興本部を設置する

町は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

2. 復興本部を組織・運営する

町復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。

なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

第2節 復興計画を策定する

本節の構成

本節は、著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

また、必要に応じ、家屋等の建築物が応急復旧することにより、以後の復興都市計画事業に支障が生じることを防ぐため、建築基準法第84条に基づく建築制限の区域の指定を行う（最長で発災後2ヶ月間）ことや、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、市街地開発事業等の決定等、市街地整備改善のための手法が講じられるまで、被災市街地復興特別措置法第7条に基づき、必要最小限度（最長で発災後2年間）の建築行為等の制限を行う。

<復興計画を策定する>

大項目	中項目	主担当部局	開始目安
1. 復興計画を策定する	1-1. 策定のスケジュールリングを行う	全部局	1ヶ月以降
	1-2. 計画を策定する	全部局	1ヶ月以降
2. 分野別緊急復興計画を策定する	2-1. 生活復興計画を策定する	全部局	1ヶ月以降
	2-2. 住宅復興計画を策定する	全部局	1ヶ月以降
	2-3. 都市基盤復興計画を策定する	全部局	1ヶ月以降
	2-4. 産業復興計画を策定する	全部局	1ヶ月以降
	2-5. その他緊急復興計画を策定する	全部局	1ヶ月以降
3. 大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興計画を策定する		全部局	1ヶ月以降

1. 復興計画を策定する

1-1. 策定のスケジュールリングを行う

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮する。

- ① 被災者、各分野にわたる有識者、住民団体、各地域の住民等への意見募集
- ② 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- ③ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

1-2. 計画を策定する

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

(1) 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

(2) ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

(3) 阪神・淡路大震災の教訓の活用

震災対策国際総合検証事業の検証結果や復興の過程等から得られたら教訓の反映に配慮する。

(4) 構成例

- ① 基本方針
- ② 基本理念
- ③ 基本目標
- ④ 施策体系
- ⑤ 復興事業計画等

(5) 想定される事業分野

防災・減災、生活、住宅、保健・医療、福祉、教育・文化、産業・雇用、環境、都市及び都市基盤等

2. 分野別緊急復興計画を策定する

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

2-1. 生活復興計画を策定する

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

2-2. 住宅復興計画を策定する

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

2-3. 都市基盤復興計画を策定する

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路等の主要交通施設及びライフラインを緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

2-4. 産業復興計画を策定する

震災により著しい被害を受けた産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した住民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

2-5. その他緊急復興計画を策定する

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。

3. 大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興計画を策定する

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、国は復興対策本部を設置し、復興基本方針を定めることができる。この場合、県は復興基本方針に即し、関係市町長の意見を聴きながら県復興方針を定めることができる。

また、町は、県復興方針に即して、単独でまたは県と共同して町復興計画を策定することができ、町復興計画を策定したときは、速やかに公表し、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第5章 東海地震にかかる警戒宣言等への対応

第1節 町の実施計画

1. 実施担当者

東海地震に対する対応は、町長が実施責任者となり各課で対応する。

2. 警戒宣言情報の伝達

東海地震の「警戒宣言」に係る強化地域判定会の招集連絡報は、本町は強化地域外であるため、報道解禁時に神戸地方気象台が気象庁からの通知を受けて県に通知した後、県から伝達される。

3. 庁内における伝達事項

庁内においては頻繁に提供される情報を的確に把握し、逐次この情報を迅速に伝達するとともに、速やかに必要な体制に移行する。このときの伝達事項は以下のとおりである。

- ① 判定会招集連絡報の内容
- ② 「警戒宣言」が発令されることを考慮して地震警戒本部の設置及び地震配備体制による配備
- ③ 判定会の結果についての必要事項
- ④ その他連絡する事項

第2節 警戒体制

東海地震による災害が発生する場合を想定して応急対策を迅速に実施できる体制を整え、るとともに、未だ経験したことのない「警戒宣言」の意味合いと地震への備えとを広報し、社会の安定を図ることを重視する。

1. 体制の整備

「警戒宣言」が発令されたとしても、実際問題として地震災害が発生しているのではなく、東海地震による災害の発生が予想されるのであって、このような事態に適切に対処しなければならない。

したがって、災害警戒本部を設置し、地震配備体制により関係職員の配備を行う。

2. 活動内容

2-1. 配備の確認

- ① 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。
- ② 出先機関、防災関係機関との情報連絡を緊密にする。

2-2. 出動の準備

- ① 全職員は地震災害発生に備えて出動準備を整える。
- ② 応急対策に必要な資機材、車両、燃料等の数量並びに保管場所を確認し、機能の整備を行う。
- ③ 勤務時間外において、地震配備体制の関係職員以外の職員は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし動員に備える。

2-3. 住民・事業所への広報

- ① 「警戒宣言」が発令された段階で生活、社会、経済活動並びに釣り客等に混乱を生じさせないために、次項に示す広報活動を繰り返して行う。
- ② 自治会に対して広報活動の協力要請を行う。

第3節 住民等への広報

「警戒宣言」が発せられたとき、町は、住民、事業所等に対して家庭や職場に必要な防災措置を講じるように周知するとともに、町が行う措置に協力するよう要請する。

また、特に釣り客、旅行者等に対しては、事態の重要性及び緊急性を周知徹底させ、防災担当者による指示に従うよう協力を要請する。

1. 住民・家庭・釣り客・旅行者等への広報

東海地震が発生しても本町での災害は激甚なものにはならないと予想されており、冷静に行動することを徹底する。この点を最優先として、以下のような広報を繰り返して行う。

1-1. 的確な情報を収集すること

- ① 警戒宣言発令中はテレビ、ラジオのスイッチを常に入れておく。
- ② 町、消防、警察からの情報をキャッチする。
- ③ 車内ではラジオを常時聞く。
- ④ 自分の居住している地域及び現在いる場所の災害危険性及び避難の必要性等を把握するように努める。

1-2. 家族防災会議を開くこと

- ① 家族の役割分担を決めておき、いつでも行動できるようにしておく。
- ② 連絡不能に備えて家族の行動予定及び万一の場合の集合場所を決めておく。

1-3. 出火防止措置を講じること

火気使用を自粛するとともに火の始末を完全に行う。

1-4. 初期消火措置を講じること

消火機器(消火器、バケツ、消火用水等)を準備する。

1-5. 危険を防止すること

- ① 家具類等を固定する。
- ② ガラス戸のついた食器棚やサイドボードの収容物はなるべく外に出す。
- ③ 家具の上に物を置かない。
- ④ 荷造りテープ等を窓ガラスに貼る。
- ⑤ ベランダの植木等を片づける。
- ⑥ エレベーターの使用は避ける。

- ⑦ ブロックベい、門柱、看板等の転倒・落下防止措置を講じる。
- ⑧ 危険物容器、プロパンガスボンベを固定する。

1-6. 避難時に注意すること

- ① 危険箇所以外の人にはむやみに避難せず自宅に留まる。
- ② 老朽ブロックベいは倒壊のおそれがあるので近づくのを避ける。
- ③ 身軽で安全な服装をする。
- ④ 飲料水、食料、懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品等の非常持出品を用意する。
- ⑤ 避難所や避難路を確認し、安全な避難所を確保する。

1-7. 社会的混乱を防止すること

- ① 水を汲み置く。(ポリタンク、バケツを利用する。なお、地震時に流出しないよう措置するとともに、水質確保のため蓋をしておく。)
- ② 不要不急の自家用車の使用は自粛する。
- ③ 役場や学校等への問い合わせや照会の電話は自粛する。
- ④ 異なった地域(市外局番)の親類、知人等を通じての連絡ルートを決めておく。
- ⑤ 事態に興奮して品物を買いだめしない。
- ⑥ デマ、流言等に惑わされず冷静に行動する。

1-8. その他、地震防災に関すること

自主防災組織は防災体制をとる。

2. 職場・事業所への広報

2-1. 職場・事業所への広報

- ① テレビ、ラジオのスイッチを常に入れておく。また、町、消防、警察等からの情報には絶えず注意し、正確な情報の収集に努め、これを職場全体に伝達する。
- ② 自動車の車内ではラジオで情報を収集する。

2-2. 職場防災会議の開催

防災管理者、保安責任者等を中心に職場防災会議を開催し、消防計画、予防規程等に基づく役割分担に従って行動する。

2-3. 出火防止措置

- ① 火気はできるだけ使用しない。
- ② 火気使用場所の不燃化、整理整頓を行う。

- ③ 石油コンロ、ストーブ等の使用中の火気に注意する。
- ④ 危険物積載車両は運転の自粛ないし安全運転に留意する。
- ⑤ 石油類と危険物類の安全を確認する。

2-4. 避難時の措置

- ① 危険箇所以外の人にはむやみに避難せず職場で止まる。
- ② 老朽ブロックべいの倒壊に注意する。
- ③ 車両による避難はしない。
- ④ 重要書類、有価証券等の非常持出品を確認し、いつでも持ち出せるようにする。
- ⑤ 不特定多数の者を収容する職場では、まず入場者の安全確保を第一に考え、適切に避難誘導を行う。

2-5. 危険防止措置

- ① 万一のとき身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置を講じる。
- ② エレベーターの使用は避ける。
- ③ 荷造りテープ等を窓ガラスに貼る。
- ④ ブロックべい、門柱、看板等の転倒・落下防止を講じる。
- ⑤ 工事中の建築物その他工作物又は施設については、応急補強等の必要な措置を講じる。

2-6. 社会的混乱防止措置

- ① 自家用車による通勤は自粛する。
- ② 家族の安否に関する問い合わせ等の電話はできるだけ控える。
- ③ 自動車は目的地へ到着後は、これ以外の乗車はできるだけ自粛する。
- ④ 時差出勤を行い、近距離の者は徒歩帰宅する。
- ⑤ 水を汲み置く。(ポリタンク、バケツを利用する。なお、地震時に流出しないよう措置するとともに、水質確保のため蓋をしておく。)

第6章 各種事故災害への応急対策

第1節 大規模火災の応急対策

1. 大規模火災の応急対策

1-1. 基本的な考え方

大規模火災は、広域にわたって多くの家屋等に火災による被害が及ぶものである。町は、その消防責任を果たすため、消防事務を委託している加古川市消防本部と連携を図り、隣接市町との防災応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。また、町は、住民の生命を守るために、避難の指示及び誘導、要救護者の緊急搬送、こころのケア等を行う。

1-2. 町の消防対策

町は、加古川市消防本部と連携を図り、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- ① 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- ② 危険物施設に対する防御
- ③ 広域避難地に通じる避難路の火災に対する防御
- ④ 救助・救急
- ⑤ 情報活動
- ⑥ 広報

(2) 消防対策の基本的事項

大規模火災に対処するため、消防対策の基本的事項を次のとおりとする。

- ① 町災害対策本部との業務分担に関する事項
- ② 加古川市消防本部・加古川市東消防署・消防団の業務分担に関する事項
- ③ 職員の動員と編成・配置
- ④ 通信網の確保に関する措置
- ⑤ 情報収集等に関する体制
- ⑥ 町災害対策本部との連絡等に関する事項
- ⑦ 県警察本部をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- ⑧ 重点防御に関する方針
 - (ア) 密集地の火災、危険物施設の事故等に対する措置
 - (イ) 避難路の防御に関する措置
 - (ウ) 救助・救急に関する措置

⑨ 広報に関する措置

1-3. その他機関の活動

(1) 加古川市消防本部の消火活動

大規模火災に対する消火活動は、以下の原則に基づき全消防力をもって行う。

- ① 人命の安全確保を図り、避難地・避難路を確保防衛するための消火活動を最優先とする。
- ② 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。
- ③ 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を最優先に防御する。
- ④ 火災件数が消防力を上回るときは、消防効果の大きい火災を最優先に防御する。
- ⑤ 耐火建築物等の火災で、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧後、防御する。
- ⑥ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し延焼した場合、市街地への延焼危険のある部分のみを防御する。
- ⑦ 消火栓の使用が不可能なときは、防火水槽・プール等の水利を有効に活用する。
- ⑧ 消防活動体制が確立したときは、救助・救急活動を主力に活動する。
- ⑨ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

(2) 消防団の活動

消防団は、以下の原則に基づき、地域住民の中核的存在として、住民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模災害による二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。

- ① 出火の防止：火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。
- ② 消火活動：消防隊の出動不能又は地域における消火活動あるいは、主要避難路の確保のための消火活動について、単独若しくは消防隊と協力して行う。
- ③ 情報の収集：火災発見が困難な地区の出火の発見通報、道路障害の状況、特異救助事象の収集と報告及び消防団本部あるいは分団から指示命令の伝達を行う。
- ④ 救急救助：要救助者の救助救出と負傷者に対して、応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。
- ⑤ 避難誘導：避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(3) 住民等の活動

- ① 防火管理者：多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指

示して施設の出火防止、避難の指示等に当たる。

- ② 住民及び自主防災組織：住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努める。

第2節 危険物等の事故災害

1. 危険物災害対策

1-1. 基本的な考え方

危険物施設（石油等）に被害が発生した場合、当該事業者等が、加古川市消防本部等に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、被害の規模、態様によっては、県、町、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

なお、危険物施設の事業者等は、災害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めることとする。この場合において、危険物施設の風水害対策ガイドライン（ver2）（総務省消防庁通知 令和3年3月30日付け消防災第41号・消防危第49号の別添1）を活用するものとする。

1-2. 事業者等の対応

危険物施設の所有者、管理者及び占有者（以下「責任者」という。）は、事故発生と同時に直ちに次の措置をとる。

(1) 連絡通報

- ① 責任者は、災害発生時に直ちに119番で加古川市消防本部に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業に通報する。
- ② 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行う。なかでも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講じる。

(3) 医療救護

企業内救護班は、応急救護を実施する。

(4) 避難

責任者は、企業自体の計画により従業員等の避難を実施する。

(5) 住民救済対策

企業は、被災額の僅少なものについて企業自体の補償で救済する。

1-3. 町の対応

町は必要に応じ、以下の対応を行う。

- ① 災害情報の収集
- ② 災害広報
- ③ 救急医療
- ④ 消防応急対策

- ⑤ 避難の指示
- ⑥ 交通応急対策
- ⑦ 精神医療（こころのケア）対策

2. 高圧ガス関係事業所応急対策

2-1. 基本的な考え方

高圧ガス取扱施設に被害が発生した場合、当該事業者等が、加古川市消防本部に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、被害の規模、態様によっては、県、町、加古川市消防本部、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

2-2. 事業者等の対応

高圧ガス関係事業所の管理者及び占有者(以下「責任者」という。)は、事故発生と同時に直ちに次の措置をとる。

(1) 緊急通報

ア 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス施設が災害発生又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関(町、県、加古川市消防本部、加古川警察署、加古川海上保安署)に通報する。

イ 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

事業者は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質(毒性、可燃性、支燃性等)に基づいた適切な応急措置を実施する。

- ① 状況による設備の緊急運転停止
- ② 火災が発生した場合の消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
- ③ ガスが漏洩した場合の緊急遮断等の漏洩防止措置
- ④ 状況による立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
- ⑤ 状況による防災要員以外の従業員の退避
- ⑥ 発電設備以外の設備の緊急総点検
- ⑦ 交通規制措置

(4) 防災資機材の調達

- ① 事業者は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業者等から調達する。
- ② 県、加古川市消防本部は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。

③ 加古川警察署、加古川市消防本部、加古川海上保安署は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(5) 被害の拡大防止措置及び避難

- ① 事業者は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。
- ② 防災関係機関は、被害が拡大し、事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

2-3. 町の対応

町は必要に応じ、以下の対応を行う。

- ① 災害情報の収集
- ② 災害広報
- ③ 救急医療
- ④ 消防応急対策
- ⑤ 避難の指示
- ⑥ 交通応急対策
- ⑦ 精神医療（こころのケア）対策

3. 火薬類事故応急対策

3-1. 基本的な考え方

火薬類の運搬中に被害が発生した場合、当該運搬者等が加古川市消防本部に緊急通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、被害の規模、様態によっては、県、町等関係機関が総合的な対策を実施する。

3-2. 運搬者等の対応

運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、事故発生と同時に直ちに次の措置をとる。

(1) 回収・警戒監視

安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視する。

(2) 荷送人又は運搬事業主への報告

運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受ける。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託等を行う。

3-3. 町の対応

町は必要に応じ、以下の対応を行う。

- ① 災害情報の収集
- ② 災害広報
- ③ 救急医療
- ④ 消防応急対策
- ⑤ 避難の指示
- ⑥ 交通応急対策
- ⑦ 精神医療（こころのケア）対策

4. 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

4-1. 基本的な考え方

毒物・劇物保管貯蔵施設の応急対策は、営業者及び業務上取扱者が関係機関等と協力して実施する。

4-2. 事業者等の対応

毒物・劇物保管貯蔵施設の営業者及び業務上取扱者運搬者は、事故発生と同時に直ちに次の措置をとる。

(1) 点検及び緊急通報

災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を加古川健康福祉事務所、加古川警察署又は加古川市消防本部へ緊急通報する。

(2) 安全対策の実施

毒物・劇物の漏洩、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

4-3. 町の対応

町は必要に応じ、以下の対応を行う。

- ① 災害情報の収集
- ② 災害広報
- ③ 救急医療
- ④ 避難の指示
- ⑤ 飲料水汚染のある場合の摂取制限
- ⑥ 精神医療（こころのケア）対策

5. 原子力災害等の対策

5-1. 基本的な考え方

原子力事業者等、国、県、町及び防災関係機関は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、災害対策基本法及びその他原子力災害防止に関する法律に基づき原子力災害に対する対策を実施する。

5-2. 事業者等の対応

(1) 核燃料物質等の事業所外運搬災害

- ① 原子力事業者が選任する原子力防災管理者は、県内における核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項で定める通報すべき事象）発見後又は発見の受けた場合は、15分以内を目途に、その旨を国、県、町等に通報する。
- ② 原子力事業者は、直ちに、立入制限区域の設定、汚染、漏洩の防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行い、直ちに必要な要員を派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の支援要請を行う。
- ③ 県及び町は、通報を受けた場合は、直ちに、応急対策の実施に備え、必要な体制を整えるとともに、情報の収集・伝達に努める。
- ④ 原子力緊急事態宣言が行われた場合には、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策等の応急対策を実施する。

(2) 放射性同位元素に係る事業所外運搬災害

- ① 放射性同位元素取扱事業者は、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、直ちに、その旨を加古川警察署又は加古川海上保安署に通報するとともに、消火、延焼防止、避難の警告、救出、汚染の拡大防止及び除去等の応急措置を講じる。また、放射性同位元素取扱事業者は、遅滞なく、その旨を文部科学省又は国土交通省に届け出る。併せて加古川市消防本部にも通報する。
- ② 町は、上記事案の発生を覚知した場合は、応急対策の実施に備え、必要な体制を整えるとともに、情報の収集・伝達に努める。また、応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため必要があると認めるときは、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策等の応急対策を実施する。

(3) 放射性同位元素取扱事業所災害

(2)と同様に対応する。

(4) 不法廃棄等事案

放射性同位元素取扱事業所外において放射線物質の発見の連絡を受けた場合は、その旨を県及び防災関係機関に通報するとともに対策本部を設置し、必要に応じて災害広報

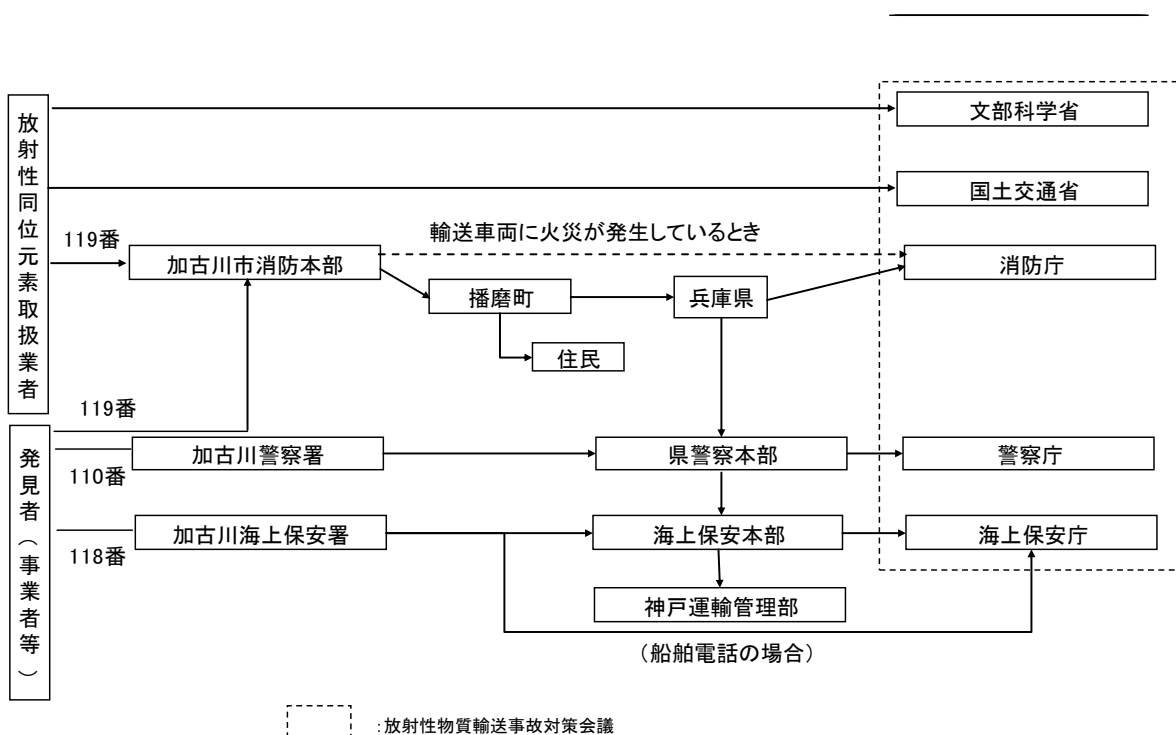
等の応急対策を実施する。

＜核燃料物質等に係る事業所以外運搬災害等の情報伝達系統図＞



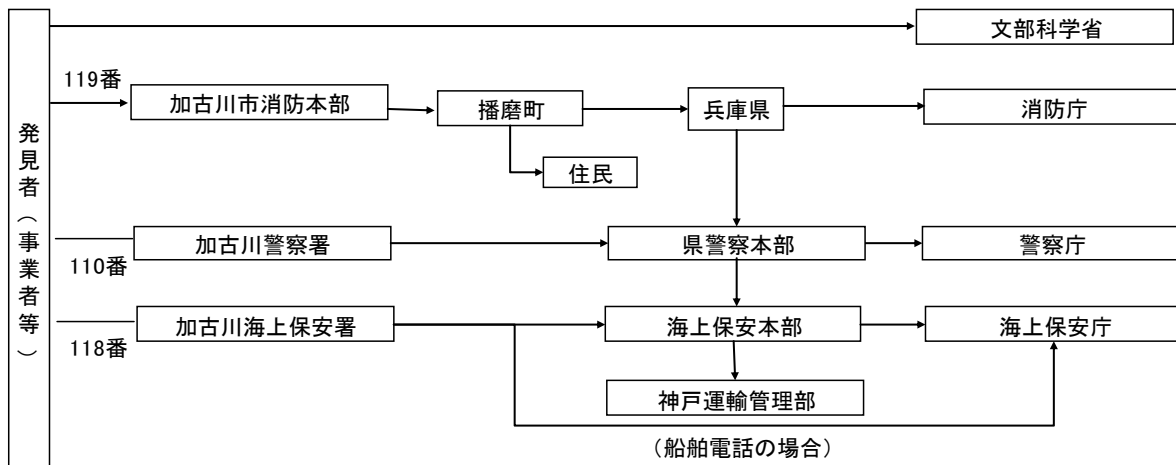
※海上保安本部、加古川海上保安署、県警察本部、加古川警察署、県、町、加古川市消防本部は相互に情報を交換する

＜放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の情報伝達系統図＞



※海上保安本部、加古川海上保安署、県警察本部、加古川警察署、県、町、加古川市消防本部は相互に情報を交換する

< 不法廃棄等事案発生時の情報伝達系統 >



※海上保安本部、加古川海上保安署、県警察本部、加古川警察署、県、町、加古川市消防本部は相互に情報を交換する

5-3. 町の対応

町は必要に応じ、以下の対応を行う。

- ① 災害情報の収集
- ② 災害広報
- ③ 救急医療
- ④ 相談活動の実施
- ⑤ 避難の指示
- ⑥ 飲料水、飲食物の摂取制限
- ⑦ 風評被害対策
- ⑧ 立ち入り制限等の解除
- ⑨ 精神医療（こころのケア）対策

(1) 避難対策

町長は、以下の事態が発生した場合、被害予想地区の住民に対して、屋内退避等の区分に応じた措置をとる。

- ① 原災法第15条に規定する内閣総理大臣からの避難指示等の実施の指示（以下「総理大臣指示」）があった場合
- ② 事故等により、予測線量が、原子力安全委員会が定める次頁に掲げる指標に該当すると認められる場合
- ③ その他、事業者が行う緊急時モニタリング結果等に基づき、核燃料物質、各原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合

(2) 飲料水、飲食物の摂取制限

町は、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、住民に対し、汚染飲料水の飲用禁止、

あるいは汚染飲食物の摂取を制限、又は禁止する措置を講じる。

(3) 風評被害対策

農林水産物に関する風評被害の軽減のため、情報、調査データ等を公表するとともに消費者等の理解を得るための広報活動に努める。

<屋内退避及び避難等に関する指標>

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

※「原子力施設等の防護対策について」（平成22年8月一部改訂、原子力安全委員会）による

第3節 海上災害

1. 海上災害

1-1. 基本的な考え方

(1) 海難による人身事故

海上災害のうち、町の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合、人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にある。また、海難について、人命救助を必要とする場合、加古川海上保安署は船長の救助活動の援助を行う。

なお特に、町の陸岸に近い海難で最初に事件を認知した場合は、町長が救護の責務を負う。

(2) 重油等の流出事故

重油等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、町沿岸海域及び陸岸に被害が及んだ場合又は及ぶ可能性がある場合、その防除義務者は当該船舶の船長等であるが、これらの者が必要な措置を講せず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、加古川海上保安署、海上災害防止センター等の防除活動とともに、町沿岸部においては、町はこれらの機関と連携、協力しながら防除に当たる。

また、重油等が町の陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬、処分等は、基本的に原因者にその責務があるものの、町として対応を行う必要がある。

1-2. 町の対応

(1) 初動体制の確立

事故発生後は、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、相互に緊密に連絡を取り、重油等の流出などに注意を払う。

また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を東播磨県民局（連絡が取れない場合は災害対策課）に連絡する。応援の必要性がある場合も同様とする。

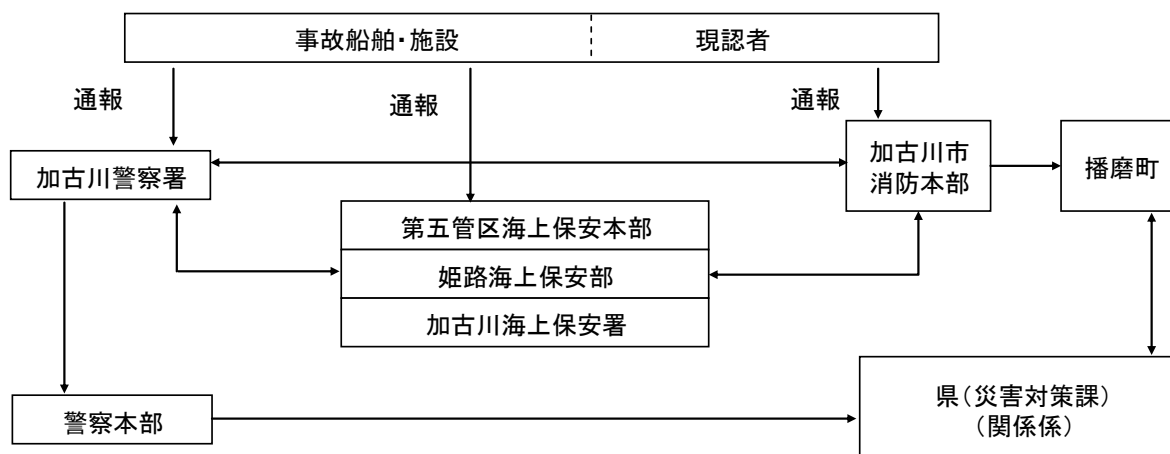
広域的及び総合的対策を迅速に進めるため近隣の関係機関と連携し、応急活動の円滑な実施に努める。

(2) 情報の収集・伝達

海上災害が発生した場合は、関係機関からの情報収集を行うほか、沿岸陸上部のパトロールに努め、被災規模、人的被害等の情報を収集し、収集した情報を県に対しフェニックス防災システムを通じ報告する。また、関係機関や沿岸住民に対し防災無線等により必要な情報提供を行う。

収集した情報は整理をし、必要に応じ関係機関相互に情報を交換する。

<防災関係機関の情報伝達図>



(3) 災害対策本部の設置

町長は、町の沿岸海域で海上災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

(4) 広域応援体制

町長は、海上災害の規模によって、自衛隊その他の広域的な応援が必要であると認めるときは、各々の応援要請手続きに従って要請する。

(5) 捜索、救助・救急、医療活動

- ① 捜索活動は、加古川海上保安署、県及び県警察本部が相互に連携しながら実施するが、町陸岸で海難が発生した場合、町はこれらの機関と協力し活動する。
- ② 救助・救急活動は、事故が発生した船舶の船長、加古川海上保安署が行うが、町陸岸の場合、町はこれらの機関と協力し活動するほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各関係機関、非常災害対策本部、現地災害対策本部等に応援を要請する。
- ③ 必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- ④ 町及び一般社団法人加古川医師会は、加古川海上保安署等と連携しながら、負傷者等への医療、救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医師を確保して救護班を編成し、派遣するとともに、加古川市消防本部に要請して迅速に患者搬送を行う。
- ⑤ 災害の規模等を勘案のうえ、必要と認めるときは、県に対し、県医師会、日本赤十字社、国立病院又は公的病院等への医師の派遣要請を求める。
- ⑥ 備蓄等により医薬品を確保するとともに、加古川健康福祉事務所、消防機関、一般社団法人加古川医師会、その他関係機関との連絡を密にし、医療救護活動の円滑化に努める。

(6) 消火活動

- ① 加古川市消防本部は、船舶の火災につき、加古川海上保安署と相互に連携をとり、消火活動を行う。

② 応援協定に基づく応援の要請があったときは、迅速かつ円滑な応援出動を行う。

(7) 緊急輸送活動

- ① 交通規制にあたっては、第五管区海上保安本部、警察機関、国、県あるいは関係市町の道路管理者、指定公共機関あるいは指定地方公共機関の交通関係機関は、相互に密接な連絡をとる。
- ② 必要に応じてヘリコプターの臨時着陸場及び緊急物資の搬入、搬出等に係る人員の確保を行う。
- ③ 被害の状況に応じて車両等の確保、配備を行う。確保が困難な場合は県に調達あっせんを依頼する。

(8) 重油等の防除対策

- ① 重油等の防除について防除措置義務者がその措置を講じず、又は防除措置義務者が講じる措置のみでは対応できないと認められる場合は、加古川海上保安署、県等関係機関と連携を図りながら、必要な防除措置を講じる。また、応援の要請があったときは、迅速かつ円滑な応援出動を行う。
- ② 国、沿岸の自治体、関係事業者等で構成されている大阪湾・播磨灘排出油防除協議会が防除活動を実施する場合は、協議会に総合調整本部が設置されるが、町は総合調整本部と連携しながら、各会員と協力して、重油等が漂着する可能性がある初期の段階において、可能な範囲で有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効果的な処理に努める。
- ③ 防除対策
 - 重油等が陸岸に漂着するおそれのある場合又は漂着した場合、情報収集や関係機関への情報提供及び必要な油防除資機材の調達等を行い、防除・回収作業を実施する。
 - 回収作業にあたっては、県の作成した重油等回収方針に沿って作業計画を策定することとし、計画を策定したときは速やかに県に報告する。回収作業は作業計画に基づき行う。
 - 回収作業のボランティアを確保するため、県に対し災害救援専門ボランティアの派遣要請を求めるとともに、ボランティア受入窓口を開設する。
 - 重油等の漂着状況、回収状況を常に把握し、計画的・効率的な回収処理がなされるよう努める。
 - 回収作業従事者の健康保持に努め、作業現場に仮設の応急救護所を設置し、保健師、看護師等から構成される健康相談チームを編成して、同所に派遣する。また、陸岸での除去に専門的な知識や経験のない地元住民やボランティアのために、健康管理上の注意事項を明らかにし、回収作業従事者に周知する。
 - 流出油等の保管、運搬、処理については、船舶の所有者等の防除義務者及び防除義務者から委託を受けた海上災害防止センターが主体となって行う。
 - 運搬や処理が直ちに行うことができない場合、町は、加古川海上保安署等の防災関係機関と協力して、利用可能な空き地等で一時保管を応急的に行う。その際、海上災害防止センター等を通じ、又はその指導を受け、事前に保険会社と協議する。

【調達資材】

長靴、ゴム手袋、防塵マスク、ひしゃく、雨ガッパ、防寒着、スコップ、ふるい、土のう袋、ビニールシート、油吸着材等

(9) 二次災害の防止活動

重油等が漂着した場合は、その性質、危険性等を広報し、必要に応じ、周辺海域での遊泳の禁止、漁業活動の自粛等呼びかける。

(10) 復旧計画

復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

また、復旧に当たっては、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

(11) 住民生活等への対応

被災地において臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、早期解決に努める。

(12) 漁業・水産関係の復旧

安全な水産物の安定的供給を図るとともに、風評被害を防止するため、関係漁業、水産加工組合等に対して、油の付着の有無に関する検査の実施、油の付着した水産物の廃棄処分、安全であることの広報の実施等、必要な指導を行う。

(13) 海岸、漁港関係施設の復旧

回復宣言後も新たな油塊が漂着していないか継続してパトロールするとともに、漁業者、住民からの通報体制を確立する。

(14) 精神医療（こころのケア）対策

精神医療（こころのケア）対策を実施する。

第4節 大規模事故の応急対策

1. 突発重大事故

1-1. 基本的な考え方

航空機事故、列車事故、大規模交通事故、火災事故、爆発事故、放射性物質等の大量放出（サリン等の発散を含む。）、雑踏事故等の突発重大事故であって、多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案、又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される突発事故をいう。

町長は、事故現場に出動した警察、消防、自衛隊等の機関から突発重大事故発生の連絡を受け、又は自ら認知した場合は、県に通報する。

1-2. 町の対応

(1) 現地災害対策本部の設置

町長は、突発重大事故が発生した場合、原則として、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置する。

(2) 現地災害対策本部の構成

現地災害対策本部の構成は、町、防災機関とし、必要により事故原因者の参加を求める。

(3) 現地災害対策本部の機能

現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び事案の規模、被災状況など情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整に当たる。

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 広報
- ③ 防災関係機関の情報交換
- ④ 防災関係機関相互間における応急対策の調整
- ⑤ 防災関係機関に対する応援要請
- ⑥ その他の必要な事項

(4) 現地災害対策本部の設置場所

- ① 町長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示する。
- ② 各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整に当たる。

(5) 現地災害対策本部の廃止

町長は、事案に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聞いて、現地災害対策本部を廃止する。

(6) 精神医療（こころのケア）対策

精神医療（こころのケア）対策を実施する。

2. 道路災害

2-1. 基本的な考え方

道路構造物の被災等により大規模な通行障害等が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省(近畿地方整備局)及び県に連絡する。雑踏事故の場合、行事等の主催者等は、加古川市消防本部、加古川警察署、及び県に連絡する。県は、入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。

また、車両等の交通による人の死傷又は物の損壊があったときは、当該車両の運転者その他の乗務員は直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等、必要な措置を講じるとともに、最寄りの警察署に報告する。(道路交通法第72条)

さらに、必要に応じ、国(警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁)、県、町は、救助、消火、医療活動等を実施する。精神医療(こころのケア)対策を実施する。

2-2. 町の対応(一般的な道路災害の場合)

(1) 事故等の発生

- ① 事故等の発生の通報の受領・伝達
- ② 被災状況の早急な把握

(2) 組織の設置

現地災害対策本部、あるいは現地指揮所等を県、加古川警察署、加古川消防本部、自衛隊と連携して設置する。

(3) 関係機関等との連携促進

- ① 消防相互応援協定締結先への応援要請
- ② 関係機関の密接な連携

(4) 救助

- ① 応急救護所の設置
- ② 救助活動

事故現場へのアクセスに配慮した救出活動を実施する。

(5) 消火

消火活動(地下道内火災の場合には、濃煙、熱気等に配慮した消火活動を実施する)

(6) 医療

- ① 応急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施
- ② 対応可能な医療機関等への分散収容
- ③ 医療機関と連携をとった医師、救護チームの派遣及び搬送先医療機関の確保

(7) 危険物等への対策

- ① 危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等を実施
- ② 危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、管轄の警察署の協力を得て付近住民の避難

誘導を実施

- ③ 必要に応じ、県に専門家の紹介を要請

(8) 関係機関への情報伝達

関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供

2-3. 町の対応（危険物流出の場合）

(1) 事故等の発生

- ① 事故等発生の通報の受領・伝達
- ② 事故状況確認、警察への通報

(2) 組織の設置

現地災害対策本部あるいは現地指揮所等を県、加古川警察署、加古川消防本部、自衛隊と連携して設置する。

(3) 関係機関等との連携促進

- ① 消防相互応援協定締結先への応援要請
- ② 現地指揮（出動した各機関は、原則として警察又は消防の指揮の下に活動する。また、状況に応じて協議を実施）
- ③ 関係機関の密接な連携

(4) 救助

多数の負傷者が発生した場合、安全な場所に応急救護所を設置

(5) 消火

火災・爆発鎮圧

(6) 避難誘導・二次災害防止

- ① 警戒区域の設定
- ② 避難指示

避難指示は、毒性ガスの発生、火災の拡大等付近住民に被害が発生する場合に実施する。

- ③ 周辺広報の実施

(7) 医療

- ① 応急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施
- ② 対応可能な医療機関等への分散収容
- ③ 医療機関と連携をとった医師、救護チームの派遣及び搬送先医療機関の確保

(8) 危険物等への対策

- ① 物質特定
 - (ア) 物質の特定
 - (イ) 処理方法の確認
 - (ウ) 拡大防止
- ② 防除
 - (ア) 資機材所在確認
 - (イ) 処理の実施

積載物質の毒性等の性状、また火災の発生等を考慮しながら、回収等の作業を実施)

2-4. 町の対応（雑踏事故の場合）

(1) 事故の発生

- ① 事故発生の通報の受領・伝達
- ② 早急な状況把握

(2) 組織の設置

現地災害対策本部、あるいは現地指揮所等を県、加古川警察署、加古川消防本部、自衛隊と連携して設置する。

(3) 関係機関等との連携

- ① 消防相互応援協定締結先への応援要請
- ② 関係機関の緊密な連携

(4) 救助

応急救護所の設置

(5) 医療

- ① 応急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施
- ② 対応可能な医療機関等への分散収容
- ③ 医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣要請及び搬送先医療機関の確保

(6) 関係者への情報伝達

関係機関と連携をとった被災者の家族等への情報提供

3. 鉄道災害

3-1. 基本的な考え方

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は、速やかに国土交通省（近畿運輸局）及び県に連絡する。国土交通省は、大規模な鉄道災害が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、消防庁、防衛省）、県及び関係指定公共機関に行う。県は、入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。

また、鉄道の運転の業務に従事する者は、事故が発生した場合、その状況を冷静に判断し、速やかに安全適切な処理をとり、特に人命に危険の生じたときは、全力を尽くしてその救助に努める。（昭和26年7月2日運輸省令第55号 運転の安全の確保に関する省令）

さらに必要に応じ、国（警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等）、県、町は、救助、消火、医療活動等を実施する。精神医療（こころのケア）対策を実施する。

3-2. 町の対応

(1) 事故等の発生

- ① 事故等発生の通報の受領・伝達
- ② 災害発生の早急な把握

(2) 組織の設置

現地災害対策本部あるいは現地指揮所等を県、加古川警察署、加古川消防本部、自衛隊と連携して設置する。

(3) 関係機関等との連携促進

- ① 消防相互応援協定締結先への応援要請
- ② 関係機関の密接な連携

(4) 救助

応急救護所の設置

(5) 消火

火災が発生した場合、消火活動を行う。

(6) 避難誘導・二次災害防止

脱線した鉄道車輛が火災等のおそれがある場合等は被害の拡大防止するため、立入禁止区域の設定、地域住民等の避難誘導を実施

(7) 医療

- ① 応急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施
- ② 対応可能な医療機関等への分散収容
- ③ 医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保
- ④ 重傷の負傷者を遠方の医療機関に搬送する場合は、必要に応じて県にヘリコプターの派遣要請を行う。

(8) 危険物等への対策

- ① 危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等必要な措置を実施する。
- ② 危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、管轄の警察署の協力を得て、付近住民の避難誘導を実施する。
- ③ 必要に応じ、県に専門家の紹介を要請する。

(9) 関係者への情報の伝達

関係機関が連携した被災者の家等への情報提供